

- 永田委員 一般原則トシテハソレデ宜シイケレドモ餘リ小サイ所ハ除外シナクテモ宜イト思フ。
- 直木長官 小サイモノハ除外シナイト云フコトニシタラドウデス。
- 伊部技師 小サイ例トシテ斯ウ云フノガアリマス。

(伊部技師ヨリ地圖ニ就キ燒殘リ區域ノ説明アリ)

- 堀切委員 道路ニ當ツタ人間ニ換地ヲ與ヘルト云フコトハ非常ニ良イガ、道路ニ當ラナイ者ニモ皆一割ヲ取ツテ家モ動カセト云フコトハドウモ……。
- 伊部技師 ソレハ事實上ハ其儘ニ置クノデ……。
- 堀切委員 サウスルト、道路ニ當ル者ニハ換地ヲ他ニ與ヘ、他ノ全部ノ家ガ一割宛縮メル、燒殘ツテ居ル家モヤラナケレバイカスト考ヘルノデアリマスガ、サウデハナイノデアリマスカ。
- 伊部技師 必ズシモサウデナイノデ、向フ側ノ道路ガ擴ガツタ場合ニ此方側ノ者ハ其儘デモ宜イノデアリマス、計算デ金ハ出サナケレバナリマセヌガ、其地區全體デ一割ヲ出シテ皆一樣ニ一割出シテ行クノハ原則デアリマスガ、殘ツテ居ル建物ハ其儘其處ニ置ク……。
- 堀切委員 例ヘバ道路ニ當ツタ者ダケハ他ニ換地ヲ與ヘル、差支ノナイ者ハ其儘金ヲ出サズニ置ク云フコトニナルト土地ガ足りナクナリマスカ。

- 金井幹事 ソレガ例ヘバ一割二分トスレバ、二分ニ付テハ補償スルカラ問題ハ無クナル、ケレドモ一割ノ分ダケハ金デ出スカ土地デ出スカシナケレバナラナイ。
- 堀切委員 燒ケナイ者モ地面モ取ラレテ家ガ小サクナリ、場合ニ依ツテハ引張ツテ行カケレバナラスト云フコトハ大ナル苦痛デアルト思ヒマス。
- 佐野委員 イヤソレヲヤツタラ金ヲ出サズニ濟ムカモ知レナイ、或ハ却ツテ金ヲ取ルト云フコトニナル。
- 伊部技師 實際問題トシテハ斯ウ云フコトニナル、全然一割モ取ラレナイデ或ル部分ハ金デ出ス、或ル部分ハ一割五分取ラレル者モ一割八分取ラレル者モアル、其差ハ金デ計算シヨウト云フコトニナラウト思ヒマス、ソレデアルカラ燒ケナイ方ノ人ハ路線ニ當ラナケレバ現在ノ家屋ヲ其儘ニシテ受ケル所ノ利益ニ對シテノ補償ヲスレバ宜イノデセウ。
- 堀切委員 サウ考ヘテ宜イデアリマセウカ。
- 佐野委員 原則ニ反シテ金ヲ出シテ濟ム場合モアリ、原則ノ儘ニ適用サレル者モアル、例外トシテ金ヲ出シテ濟ム者モアル。
- 小坂委員 銀座ノ時ニ申シマシタガ、アノ邊デ三割ヲ減ラスト云フコトハ銀座通りノ者ハ非常ニ

- 迷惑スル、金ハ出スノデアリマスガ、路線ノ擴ガル爲ニ各々縮マルノハ仕方ガナイガ、ソレ以上木挽町邊リカラ割込マレテハ大變デアル、ソコハ實際ノ運用上大事ナ所デアルト思ヒマス
- 永田委員 大體燒ケナイ所デ整理地區カラ除クト云フノハ結局下谷デハ入谷ノ所ダケデスネ
- 竹内代理委員 淺草公園ノ電氣館ノ所ハ八米ト云フノハ現在ヨリ狭クハアリマセカ、アノ邊ハ雜闌スル所デスカラ十一米ニシナケレバイカスト思ヒマスガ。
- 伊部技師 在米ハ五間ダツタモノデスカラ其儘ニシテアリマス。
- 竹内代理委員 ソレデ私ノ方デハ一間ダケ引ツマコサシテアリマス。
- 永田委員 ソレデハ十一米ニシテハドウデス。
- 竹内代理委員 仲見世ノ裏ニ細イ道ガアリマスガアレハドウナリマス。
- 伊部技師 アレハ無クスルノデス。
- 小坂委員 アレハ混雜スル時ニハ皆裏通りヲ歩クノデ、仲見世ノ通りノ混雜ヲ緩和スル線ユナツテ居ル、アレガ無クナルト困リマセウナ。
- 竹内代理委員 アレハ存置シテ置イテドウデス。
- 伊部技師 ソレデハ仲見世ノ裏通りヲ擴ゲタラドウデスカ六米ニシタラ如何デセウ。

- 竹内代理委員 アレハ今一間位デスナ。
- 伊部技師 廣イ所デ九尺位ノモノデアリマス。
- 稻葉整地部長 アレヲ擴ゲルト換地ガ難カシイデセウ。
- 佐野委員 併シ二階家ノ建タヌヤワナ道ハ置ケナイデヤアリマセヌカ。
- 井下東京市公園課長 市ノ方ト致シマシテハ現在ノ儘デヤラウト云フ計畫ヲ持ツテ居リマスカラ、此際出來ルコトナラ仲見世ダケ左右ニ擴ガレバ好都合ダト考ヘマス、若シ區劃整理デ出來レバ建物ダケノ廣サヲ左右ニ擴ゲタイト思ヒマス、仲見世ハ取ツテシマハナイノデアリマス。
- 竹内代理委員 仲見世ノ裏ノ所ハアレハ敷地ハ道路デスカ何デスカ。
- 井下東京市公園課長 アレハ公園内ノ道路敷デアリマス、公園内ノ道路デ道路法ニ依ル道路デハナイノデアリマス。
- 近藤委員 アレハ行政訴訟ノ結果、淺草寺ノ所有地ニナツテ市ハ無償デ使ツテ居ル譯デアリマス、仲見世ノ長屋ハ東京市デ建て、十圓カラ十一圓位デ貸シテ居ル、ソレヲ又貸シテ五十圓位ノ家賃デ權利ハ三千圓位取ツテ居ル、ソレデ市會デモヤカマシイコトニナツテ居ルノデス。
- 直木長官 仲見世ハ雜闌スル方ガ良イカラ、寧ロ必要ナレバ裏側ノ道ヲ擴ゲタラドウカ、ソレハ

サウ困難デモナイト云フ説モ出テ居ルヤウデスガ……。

○井下東京市公園課長 今ノ所デハ裏ハ路次デアリマシテ、表テ店ニハナツテ居ラヌノデ、路次ニ面シテ小商店ヲ開イテ居ル、アレガ擴ガレバ表通りニナツテ來ル、隨ツテ仲見世ト云フモノガ裏表ニ面スルヤウナコトニナツテ、三本道路ニナツテ其境ニ仲見世ガアルト云フ形ニナルノデアリマス、ソレデスカラ矢張路次ハ路次トシテ、一寸建物ヲサガラセルコトガ出來レバ公園トシテハ宜カラウト思ヒマス。

○伊部技師 アレヲ道路ニシナイ譯ニハイカナイ、建築物法ニ依ツテ二階家位ノ建ツヤウニ勘クトモ九尺位ノ道路ニシナケレバナラナイ。

○井下東京市公園課長 アノ仲見世ハ可ナリ働イテ居リマス、火災ガアリマシタ時分ニ仲見世ノ煉瓦ノ爲ニ喰留メタコトガ屢々アリマス、沿革トシテハ可ナリ働イテ居ル、又アノ仲見世ヲ取ツテシマヘバ左右ノ家屋ヲ一齊ニ同一ノ様式ニ造ラセルト云フコトハ事實ニ於テ困難デアリマス、アレガアリマスレバ觀音堂ニ面シテ左右ニ一齊ノ家ガ出來ルノデ、仲見世ヲ再築サヘスレバ譯ナク出來ルト思ヒマス。

○竹内代理委員 仲見世ノ裏ノ敷地ヲ有シテ居ル梅園ノ如キハ奥行ハドノ位アリマスカ、可ナリア

ルヤウニ思ヒマスガ、ソレデ建築物法ノ關係ガアリマスカラ、狭クテハ平家ヨリ建テラレナイコトニナリマスカラ六米ガ良イト思ヒマス。

○伊部技師 ソレカラ横カラ出テ來ル道ハ前ヨリ多クナルノデアリマスカラ、ソレヲ皆仲見世マデ抜クコトニナルト、仲見世ノ間口ガ減ルコトニナリマスカラ、在來ノ道ノ外ハ仲見世ニ出サナイコトニシテ、仲見世迄出サナイ道ハ四米ニシテハドウデス。

○小坂委員 公園地内ノ街路計畫デヤツテ居ルノハ區劃整理トシテハ削除シテ貰ヒタイ。

○堀切委員 橋場ノ燒殘リノ所モ坂本ト同ジヤウニ區劃整理カラ除イタ方ガ宜イト思ヒマスナ。

○男爵中島委員長 モウ大抵御議論モ盡キタヤウデアリマスガ、今日御修正ニナリマシタ點ヲ一寸申上ゲマスカラ御聽取ヲ願ヒマス、下谷區内ニ於ケル整理地區ニ關シマシテ、鐵道關係ノ部分ニ大體四箇所ノ御修正ガアツタト認メマス、即チ佐野委員ノ御動議ニ依リマシテ。

- 一、松永町地内鐵道用地沿ヒノ路線ヲ變更スルコト。
- 二、仲御徒町二丁目地内鐵道用地沿ヒノ路線ノ屈曲ヲ矯正スルコト。

- ソレカラ矢野委員ノ御發議ニ依リマシテ
- 三、上野驛北方燒殘リ地區内ノ計畫路線ヲ全部削ルコト。
 - 次ニ佐野委員ノ御發議ニ依リマシテ
 - 四、豊住町地内ニ於テ新舊道路ヲ連絡スル幅員二十七米ノ道路ヲ新設スルコト。
 - 同ジク矢野委員ノ御發議ニ依リマシテ
 - 五、竹町地内ノ道路ヲ變更スルコト。
 - 以上ガ下谷區内ニ於ケル修正事項デアリマシテ、次ニ淺草區内ニ於テハ、永田委員ノ御發議ニ依リマシテ
 - 六、淺草仲見世裏側ニ各々四米ノ道路ヲ新設スルコト仲見世ノ通りハ現在ノ儘トシ東側ノ道路ヲ大通ニ通セシムルコト。
 - 尙ホ此線ニ丁字形ヲ爲ス左右ノ道路ハ四米ニ變更スルコト。
 - 同ジク永田委員ノ御發議ニ依リマシテ
 - 七、淺草公園内電氣館前ノ道路ヲ幅員十一米ニ改ムルコト。
 - 八、淺草公園地内ノ道路約十二本ヲ削ルコト。

○堀切委員ノ御發議ニ依リマシテ

九、淺草藏前專賣局前ノ道路ヲ削ルコト。

同ジク堀切委員ノ御發議ニ依リマシテ

十、橋場町燒殘區域内ノ道路計畫ヲ削除スルコト。

○堀切委員 其意味ナンデスガ、區域ノ中ニ入レテ置イテ路線ダケ削ルト云フコトハ考ヘテ居ラナイノデアリマスガ……。

○西村幹事 區域ハ既ニ決定シテ居ルノデ、此委員會トシテハ區劃整理ニ依ル路線ヲ御決定ユナルノデアリマスカラ、此場合ハ區域内ノ路線ダケヲ御削リニナツテ置ケバ宜イ譯デアリマス。

○佐野委員 下谷ノ方モ同ジ意味デスカラサウ云フモノハ一括シテヤツテハドウデスカ、ソレニ付テ一寸希望條件トシテ御決議ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○男爵中島委員長 只今佐野委員カラ斯ウ云フ意味ノ希望事項ヲ加ヘタイト云フ御發議ガ出テ居リマスルガ、即チ

燒殘區域左記ノ二箇所ヲ整理施行區域ヨリ除外セラレンコトヲ望ム

一、下谷坂本町方面

二、淺草橋場方面

是デ如何デアリマスカ。

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○男爵中島委員長 ソレデハ多少ノ字句ノ修正ハ御任セラ願ヒマシテ此意味デ希望條件ヲ御決議ヲ願ヒマス。

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○直木長官 公園ト市場ノ委員會ガ濟ミマシタノデ、二十八日ニ總會ヲ開キタイト思ヒマスガ、此方モソレニ間ニ合フヤウニ致シタイト思ヒマス。

○男爵中島委員長 ソレデハ明日ハ休會致シマシテ明後二十四日午前十時ヨリ此處デ開クコトニ致シマス今日ハ是デ散會致シマス。

午後零時五十五分散會

區劃整理特別委員會第六回議事速記録

二、淺草橋場方面

是デ如何デアリマスカ。

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○男爵中島委員長 ソレデハ多少ノ字句ノ修正ハ御任セヲ願ヒマシテ此意味デ希望條件ヲ御決議ヲ願ヒマス。

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○直木長官 公園ト市場ノ委員會ガ濟ミマシタノデ、二十八日ニ總會ヲ開キタイト思ヒマスガ、此方モソレニ合フヤウニ致シタイト思ヒマス。

○男爵中島委員長 ソレデハ明日ハ休會致シマシテ明後二十四日午前十時ヨリ此處デ開クコトニ致シマス今日ハ是デ散會致シマス。

午後零時五十五分散會

區劃整理特別委員會第六回議事速記録

區劃整理特別委員會第六回議事速記録

大正十三年三月二十四日(月曜日)内務大臣官邸ニ於テ開會

議事日程

一、議第十號、東京都市計畫土地區劃整理法ニ依ル街路ノ新設、改修ノ件

出席者氏名

委員長男爵 中島久滿吉君
委員

赤池濃君	宇佐美勝夫君
永田秀次郎君	近藤達兒君
小坂梅吉君	矢野鉉吉君
佐野利器君	堀切善次郎君

幹事

田邊 治 通君 直木倫太郎君

金井 清君

復興局職員

長官 直木倫太郎君

土木部長 太田圓三君

建築部長 笠原敏郎君

計畫課長 菊池慎三君

其他關係職員

議事

午前十時三十一分開議

○男爵中島委員長 開會致シマス。

○堀切委員 前回ニコチラノ會ノ希望條件デアツタカ何カニ、燒殘ツタ土地ノ區劃整理ハ地元土地

所有者其他關係者一致ノ希望アル時デナケレバ云々ト云フ言葉ニナツテ居ツタト思ヒマスガ、一致ト云フ事ガアルト殆ド不可能ニナリハシナイカト思ヒマスカラ、アノ言葉ハ御取リヲ願フ方ガ宜クハナイカト思フノデス。

○男爵中島委員長 アレハ一昨日デスカ、私ガ讀上ゲマシタノガ一ト云フ字ガ書イテアリマシタケレドモ、アレハ議決ニ至ラズシテ、或ル二箇所ノ地點ヲ特定シテ希望條件ヲ附帶シタコトニナツタコト、思ヒマス、其字句ハ當時完全致シマセヌ爲ニ、本日私モ當局カラ承リタイト思ツテ居ツタノデアリマシテ、詰リ附帶シタ希望條件ノ文案ニ付テモ、チヨツト御審議ヲ願ハウト實ハ思ウテ居リマシタ、一致ト云フ字ハ私ノ讀上ゲタ文句ノ中ニ入ツテ居ルノデスガ、議決ニハ至ラナカッタト了解シテ居リマス。

○堀切委員 分リマシタ。

○男爵中島委員長 ソレデハ本日ハ本郷區區劃整理ノ審議ヲ開始シマス、只今堀切委員カラノ御話ハ後廻シニ致シマス。

(三千分ノ一區劃整理設計圖本郷區ノ部ニ付細部ニ亘リテ各委員ト當局ノ間ニ質問應答並ニ意見ノ陳述アリ)。

- 伊部技師 是ハ本郷區デゴザイマスガ、燒ケナイ所ハ凡ソ斯ウ云フ風ニナツテ居リマス。
- 永田委員 此燒跡デナイ所モ區劃整理ヲスルコトニナツテ居ルヤウダガ……。
- 赤池委員 路次ノ敷地ハドウナルノデスカ。
- 笠原建築部長 今警視廳ニ願ツテヤツテ居ルヤウナニシマス。
- 赤池委員 巡查ヲ收容スル家ガ無イトドウシテモイケマセヌネ、ソレデ斯ウ云フ家ヲ造ツタラドウダラウト思フ、味噌汁ヲツクル所ト飯ヲ炊ク所ハ共同ニスル他ノ副食物ハ個人々々ニツクル。
- 堀切委員 所ガ飯モ汁モ大抵自分ノ所デツクリタガル。
- 赤池委員 副食物トナルト大變デスケレドモ、飯ト汁ナレバ共同デ出來ルト思フ。
- 竹内警視廳技師 今日敷地ヲ得ルノハ困難デアルノデ、小サイ面積デ餘計收容スルニハ三階位ニシテ、「コンタリット」デヤル、一ツノ階ニ三家族、ソレガ三ツトナルト九家族ニナル、四ツ宛ダト十二ノ家族ニナル、ソレガ共同シテ炊事ヲヤル。
- 赤池委員 飯ヲ炊ク所ト洗濯スル所ト物干、是ダケヲ共同ニシテハドウダラウ、若シ「コンタリット」ガイケナケレバ亞米利加式ニ、脇カラ登ツテ行クノニシタラドウカ、實際巡查ヲ一箇所ニ集中シテ置カナイト、是カラ何カ事ガアルト召集ニ非常ニ困ル。

- 小坂委員 京橋デ巡查ノ寄宿舎ヲ拵ヘタ、ソレガ三階建デ理想的ニ出來タノデアリマスガ燒ケテシマッタガ、ドウシテモ集中主義デ合宿式ニ集メテ置カナケレバナラヌト思ヒマス。
- 赤池委員 建築ノ様式ハ是カラ變ツテ來ルノデナイカト思フ。
- 直木長官 整理委員會ニ見セルニハ寧ロ擴ゲルコトニシテ見セテ、嫌ダト云ヘバ後ニ變更シテモ宜イ。
- 伊部技師 ソレハ初メ決メテ戴カネバ換地ガスツカリ狂ツテシマヒマスカラ。
- 直木長官 換地問題ハ整理委員會ニ必ズ見セナケレバナラヌデセウ。
- 堀切委員 如何ナル場合ニモ原案ヲ維持ナサルノデスカ。
- 伊部技師 又一人々々ノ希望ヲ入レテヤルコトハ出來ナイダラウト思ヒマス。
- 直木長官 コチラトコチラトハ廢メテ呉レト云フ廢止案ハ出テ來ルダラウト思フ。
- 伊部技師 入レタリ抜イタリスル事ハ大シテ關係ハアリマセヌガ、幹線トナルト大キイデスカラ、間口ガ少ナクナルノデエライ問題ニナリマスカラ、ヤルナラバ決メテ置イテヤツタ方が宜イト思ヒマス。
- 赤池委員 是ハ拔カナクテモ生カシテ三角ヲ拵ヘタラ宜イト思フ。

- 笠原建築部長 サウスルト換地が少ナクナリマスヨ。
- 直木長官 詰り問題ハ是ダケ擴ゲルカ擴ゲヌカト云フ問題デスネ。
- 赤池委員 是ハコチヲ通ル此處ノ所ハ生カシテ之ヲ廢メタラドウナノデセウ、之ヲ斯ウ廣クシテ……。

○伊部技師 表通リヲ動カスノハ宜シウゴザイマスガ、三角ヲ拵ヘルノハ御勘辨ヲ願ヒタイト思ヒマス——折角今度新シク出來タ幹線ガ皆無ニナルノデスカラ……。

○男爵中島委員長 ソレデハ本郷ノ方ハ此位ニシテ次ハ麴町區ニ移ツテ御審議ヲ願ヒマス。

(三千分ノ一區劃整理設計圖麴町區ノ部ニ付細部ニ亘リテ各委員ト當局者ノ間ニ質問應答並ニ意見ノ陳述アリ)。

○堀切委員 大藏省ト内務省ノ「バラック」ガ此處ニアツテ警保局ノ官舎ガ此處デスガ、是ハドウ云フノデスカ。

○伊部技師 是ハ在來ノ道路、憲兵隊前ノ、之ヲ整理スルダケデアリマス、區劃整理トシテハ此八

間道路、此路ヲ在來アルノヲ擴ゲルノデアリマス。

○堀切委員 憲兵隊ト内務省ノ間ノ路線ナド廢シタ方ガ宜イト思フノデスガネ——是ハ國有財産デスガ、大藏省ト打合せガ濟ンダノデセウカ、私ガ思フノニ是ハ無論斯ウ抜イテ、コ、ノ所ヲ一括シタ何カ計畫ニデモナツテ居ヤシナイカト思ヒマス。

○笠原建築部長 初メハ堀切サンノ仰シヤルヤウニ抜イテ置キマシタガ、斯ウ云フ大キナ「プロツク」ハ相當將來ニ於ケル位置ヲ示シテ置イタ方ガ宜イデハナイカ、是ダケノ大キナ奥行八十間トカ九十間ト云フ敷地ガアレバドウ云フヤウニモ造ラレル譯デ、系統ダケ正シテ置ケバ宜イト云フ考デアリマシタ。

○堀切委員 現在此邊ハコチヲ同ジク内務省ヤ大藏省ト同ジヤウナ大キナ「バラック」ガ續クコトニナツテ居ツタト思ヒマスガ、アレハ假建物デ差支アリマセヌガ、之ヲドウ云フ風ニ本建築ニ使フカト云フ略々見込ガ立ツテ居ヤシナイカト思ヒマスガ。

○直木長官 ソレハ一ツ意嚮ヲ聽ク必要ガアルネ。

○堀切委員 其關係デコチヲノ方ヲ廣クシテコチヲノ方ヲ狭メルト云フヤウナ何カ先方トノ交渉ハアリマセヌカ、コチヲガ薄クナツテコチヲガ厚クナツテ居リマスガ、斯ウ曲ツテ居ツタノヲ大藏

省デ眞直ニヤツテシマツタノデ、今斯ウナツテ居リマス。

○笠原建築部長 フチヲ除イテモ四十間アリマスカラ出來難イデスカラネ。

○堀切委員 是モ僕ハチヨツト伺ハウト思ツタケレドモ、是ハ擴ゲルノデセウカ在來ノ道路ヲ...

○笠原建築部長 擴ゲマス、今燒殘ツテ居リマスカラ。

○堀切委員 五間アリマスネ。

○伊部技師 五間アリマス。

○堀切委員 是ハ在來ノ路線デハアリマセンネ、在來ノハ此處カラ此處マデ、ハアリマセヌカ。

○伊部技師 サウデハアリマセヌ、在來ノ道路ヲ塗ツタノデアリマス。

○堀切委員 是ガ在來ノ線デセウネ。

○伊部技師 サウデス、是ハ元ノ道ノ通り取ツタノデアリマス。

○堀切委員 之ヲ擴ゲルト云フノデアリマセヌカ。

○伊部技師 在來五間デスカラ、是ハ宅地ノ關係デスケレドモコチラノ方ニ擴ゲタイト思ツテ居リ...

○堀切委員 サウスルト此案ハ擴メラレル案ニナルノデセウカ。

○伊部技師 サウデス、整理シテ擴ゲルノデス、唯憲兵隊ガ燒殘ツテ居ルノデス、脊中合セニ立ツテ居ルノデ...

○笠原建築部長 ソレデハ潰シテ貰フデスネ。

○伊部技師 區劃整理ノ中ニ入レテ配分スルトカ明カニスル譯ニ行カナイノデス、ソレデ青色ニ塗ツタダケノ程度デゴザイマス。

○赤池委員 大體既存ノ道路ハ尊重シタイ、廢道ハ成ルベクツクラヌガ宜イ。

○男爵中島委員長 次ニ九段ノ上ノ方ハ...

○笠原建築部長 此邊デ問題ハ區劃整理ニ這人ツテ居ナイ部分ガアルノデスガ...

○伊部技師 此坂ガ狭イモノデスカラ除キタイト思ヒマス。

○永田委員 此燒殘ツタ所ヲ入レルカドウカト云フ事ガ問題ダネ。

○笠原建築部長 此大使館ノ中ニ道ガ欲シイノデスガ。

○堀切委員 ソレハ交渉シタラ出來ハシマセヌカ。

○笠原建築部長 其積リデ交渉シタイト思ツテ居リマス。

○堀切委員 此邊ニ中心ガ出來ルト思ハレルノデスガ、是カラ此邊ニ來ル放射線ガ無イノデスガ、非

○常ニ惜シイヤウデスナ。

○笠原建築部長 在來ノ道路ハ皆助ケテ置クノデスネ。

○伊部技師 ソレハ今能ク分リマセヌ、特ニ換地上交通上此處ニ來ナケレバナラヌト云フ理由ハアリマセヌ、コ、ノ所ハ大體換地ヤ何カニ差支ナイ程度ニ止メテ置イタノデアリマス。

○直木長官 スウ云フ路ガ一ツ欲シイデスネ。

○伊部技師 換地上差支ナイ譯デアリマスガ、交通上……整理委員會ニ於テ希望デモアレバ宜イ譯デアリマス。

○小坂委員 此擴ガル所ハ買收シテ行クノデスネ。

○田邊委員 買收スルト非常ニ金ガ掛ル。

○小坂委員 無論金ガ掛ルデスガ、下町ノ混雜ノ所ハ金ヲ掛ケタ方ガ宜イデアアリマセヌカ（地圖ヲ提示）コ、ノ所ハ警視廳デモ考ヘナケレバナラヌノデス、赤坂邊カラ來ル自動車ハ皆是ヘ入ツテ來ル、サウスルト此場合ニハ警察官ガ交通整理ヲスルノニ非常ニ困難ヲ感ズル、此處ニ來ル自動車ハ此處カラコチラニ抜ケテ行キマス、東京ノ交通ノ中樞ダカラ此處ハ餘程考ヘテ置カナイトイカヌ、下町ノ方カラ來ル自動車ハコチラニ來テ又コチラニ曲ル、非常ニ混雜ヲ來ス。

○竹内警視廳技師 理想的ニ言フナラバ副道ヲ大キクシテ之ヲ廣クシテ置ケバ一番イ。

○赤池委員 自動車問題ガ出マシタケレドモ、自動車ガ自轉車ナドヲ突倒シテ置イテ平氣デ居リマス、殊ニ官署ノ自動車ハ速度ガ早過ギル、是ハ運轉手ノ罪ダラウト思ツテ居リマスガ、速度ヲ制限シテ貫ヒタイト思フ、危ナクテ仕方ガナイ、是ハ皆サンニモ御考ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○永田委員 第一ハ新聞社ノ自動車、次ハオ役所ノ自動車ダネ。

○赤池委員 市役所ノ乗合自動車モ随分早イデスヨ。

○永田委員 アレハ自動車ソレ自體ガ惡イノデス。

○小坂委員 是ハ何ニモナラナイ道ダ。

○笠原建築部長 是ダケナラヌウ云フ風ニ來テ廣クシテ……。

○赤池委員 兎ニ角何カ此處ニ副道ヲ造ラナケレバナラヌ、副道ヲ造ツテ貫ヒタイト云フ希望ナノデス。

○小坂委員 是ハ實際問題トシテ此處ガ副道ニナツテ居ル、下町ニ行クニハコチラカラ行ク、丸ノ内ノ東京驛ニ行クニモ必ズ斯ウ行ツテシマフ、此道路ナドハ全く無意味ナノデ、「ガード」ノ突當ヲガ三井集會所、此處ハ燒ケナイ所デスネ。

○笠原建築部長 大キナ「ビルディング」ガ當然出來ルノデスカラ、斯ウ云フ道ノアルコトガ宜イデハアリマセヌカ、自動車ガ斯ウ行クト云フノデナクシテ、ソレヲ一ツノ「プロック」ニスルト云フノハ餘リ大キ過ギルカラ……。

○直木長官 是ハ道路會議デモツト研究シヤウデハアリマセヌカ。

○小坂委員 尙ホ斯ウ云フ事ヲ考慮シテ貰ヒタイ、電燈會社ヲ突切ツテ此處ノ三井集會所カラ神宮奉齋會ノ境内ヲ一直線ニ通ツテ居ル道路デスガ、是ハ太神宮ノ地所ハ長方形デ此境内ヲ荒サナイト云フコトハ交通上非常ニ困難デアリマスガ、他ノ福井樓ノヤウナ一個ノ料理屋サヘモ大キナモノヲ避ケテ區劃整理ヲシテ居ルノデアルカラ、況ンヤ今日デハ精神ノ作興トカ云ウテ、神主達ヲ内務大臣ガ集メテ會議ヲヤツテ居ル時代ニ、今ノ神宮奉齋會ノ境内ヲ丸切り十文字ノ中ニ置クト云フコトハ餘リ不敬デハナイカト思フ。

○堀切委員 アレハ神社デナクシテ私ノ事業デスカラ私ノ團體デスネ、餘程訝シナモノデスネ。

○小坂委員 兎ニ角太神宮ヲ奉齋スルト云フノデスカラ……。

○赤池委員 太神宮ト云フモノハ燒ケナイ所ニ移シテ貰ヒタイノデ、移サナイナラバ彼處ノ所ヲモウ少シ擴張シテ貰ヒタイト思フ。

○小坂委員 奉齋會ノ道路ヲ皆使ウテ居ルノデス、實際云フト自動車ハ奉齋會ノ境内ヲ通ルシ、子供何カハ其處ヲ遊び場ニシテ殆ド一ツツノ公園見タヤウニナツテ居ル。

○佐野委員 ドウデス、モウ少シ研究シテハ……。

○小坂委員 實際ヲ見テ研究ナサツタラドウデス。

○曾山東京市技師 此處ニ電車ノ迴避線ヲ除カレテハ困リマスナ。

○堀切委員 電車ノ迴避線ニ之ヲ使ハレルノハ惜シイ。

○赤池委員 「プロック」ノ問題デナク交通ノ問題トシテ考ヘテ貰ヒタイ。

○佐野委員 此處ハモウ一遍研究シタラドウデス、此邊ノ道路ノ副道ト考ヘテ無暗ニ大キクシナクテモ宜イ、角切りヲ大キクスレバ宜イ。

○太田土木部長 其邊ノ角切りヲ大キクスルト云フコトハ無意味デスヨ。

○佐野委員 自動車ノ迴避ハ別ニ考ヘテ其他ニマダサウ云フモノガアツテモ、此角切デハ足りナイヤウデスネ。

○金井幹事 是ハ研究シテ見ヨウデアリマセヌカ。

○笠原建築部長 ソレハ區劃整理ノ問題デナイカラ書イテナイノデアリマス。

○佐野委員 是ハ能クモウ一度研究シヨウヂヤアリマセヌカ、是ハ餘程以前ニ研究シタコトノアル場合デス。

○赤池委員 此邊ガ今日ノヤウニ「ビジネスセンター」ニナツテ居レバ「ラッシュユアワー」ト云フヤウナ時間ニハ餘程混雜スルト見ナケレバナラヌ。

○男爵中島委員長 ソレデハ是ハ宿題ニ致シマセウ。

○男爵中島委員長 今度ハ本所深川ニ就テ御審議ヲ願ヒマセウ。

(三千分ノ一區劃整理設計圖本所深川區ノ部ニ就キ細部ニ亘リテ各委員ト當局者ノ間ニ質問
應答竝ニ意見ノ陳述アリ)

○小坂委員 是ハ理想的ニナツテ居リマスネ。

○笠原建築部長 大體ノ原則ハコノ間御話申上ゲマシタヤウナ原則ニ從ツテ居ルノデアリマスケレデモ、全體トシテ工場區域デアリマスカラ、其點ガ考慮セラレテ居リマス。

○小坂委員 業平橋ノ所ニ河岸道路ガアリマシタゴドウナツテ居リマスカ、無クナツテ居ルヤウデ

アリマスガ……。

○笠原建築部長 ソレニ代ルモノハ出來テ居リマス。

○小坂委員 ソレハ大變デスヨ。

○近藤委員 河岸ニ工場ガ在ルト云フコトハ工場ノ方ハ喜ンデ居ルヤウデス。

○宇佐美委員 工場ガアルト船ニ積ンデ來タモノヲ其儘船ヲ暑場ニシテ非常ニ妨グルコトガアリマス。

○近藤委員 工場主ナドハ往來デナイ方ガ良イト言ツテ居ル。

○宇佐美委員 自分ノ所ニ來タ物ハ自分ノ便宜ナ所ニ船ヲ置イテ、ソレヲ置場ニスルカラ河ノ交通ノ利用ヲ害シハシナイカ。

○笠原建築部長 其關係ハ共同物揚場ノ前ニ船ヲ置クノデ困ルト云フノト同ジ關係デアリマス。

○佐野委員 橋ノ所ニ物揚場ヲ設ケマスカ。

○笠原建築部長 成ベク設ケル積リデアリマス、大體橋臺地ヲ選ンデ、アトハ市ト御協議シテヤル積リデアリマス。

○宇佐美委員 船デ水面ノ交通ヲ妨グルヤウナコトガアルト困ル。

- 赤池委員　コノ間水上警察カラ苦情が出テ來タノデスガ、非常ニ衝突ガ多イ、ソレカラ、先ニ行クト待賃ヲ取レルカラ非常ニ急グノデ、船溜リニナラヌヤウニ擴張ノ時ニ考ヘテ貫ヒタイ、長ク倉庫ニナツテ居ル船ガアルカラ實ニ交通ニ困ツテ居ルノデス。
- 宇佐美委員　幾時間以上ハイケナイト云フヤウナコトデ取締ハ出來ナイノデスカ。
- 赤池委員　東京ニハ開港規則ガ無イカラ取締ル規則ガ無イノデアリマス。
- 直木長官　此邊ハ地上ゲノ費用ヤ何カガ大變掛ルダラウネ。
- 中村技師　ソコノ土地ハ一體ニ高ウナリマス、地上ゲハ大抵七尺カラ八尺デアリマス、其處ハ大抵住居地域ニ當テタイ積リデアリマス。
- 佐野委員　此路線ヲ變ヘテモ困難ハアリマセヌカ。
- 中村技師　困難ハ無イ積リデアリマス。
- 直木長官　此處ハ地上ゲハ二三尺要リマスナ。
- 中村技師　他ノ地上ゲガ出來レバ其處ハ要リマセヌ。
- 眞木長官　在來カラ高イ所ナラ宜イガ……。
- 赤池委員　濶ガ非常ニ在ル所デセウ。

○小坂委員　此向島ノ土堤下ハドウシテ區劃整理カラ除イタノデスカ、區劃整理ヲヤツタラドウデスカ。

○笠原建築部長　一番初メハ斯ウヤル事ニナツテ居ツタノデス、併シ除イテシマツタノデス。

○小坂委員　此處ハ矢張本所區デセウ、ダカラ燒ケタ所ハ區劃整理ヲシテ、同ジ燒ケタ所ヲドウシテシナイカト云フ議論デス。

○笠原建築部長　是ハ入レテ戴イテモ差支ナイデスケレドモ、ドウデスカ此位、小坂サンノ仰シヤルヤウニ區劃整理ヘ入レルト云フナラバ、私ノ方デハ差支アリマセヌ。

○小坂委員　本所區内ノ人々ガコチラハ區劃整理ガ出來テ、コチラハ出來ナイト云フコトニナルト不公平デス。

○男爵中島委員長　今東京府カラ御希望ガアリマシタガ、何處カヘ提出サレルコトニナツテ居リマスガ、ソレニ付テ郡部ニ付テ審議ヲシテ戴キタイト云フ事デアリマスカラ、チヨットソレヲ承リマセウ。

(三千分ノ一區劃整理設計圖ニ就キ宇佐美委員ヨリ希望ノ點ヲ詳述シ質問應答アリ)

○宇佐美委員 ソレデハ中間デゴザイマスケレドモ御聽取リヲ願ヒタイ、交通頻繁ナ此處ノ道路ガ六間、ソレカラ此道ハ在來カラアル道デサウシテ非常ニ重要ナ線路デア、是ガ六間ニナツテコチラハ四間四分ニナツテ居ル、之ヲ六米即チ三間三分ニシテ貫ヒタイ、其代リコチラヲ十一米ニシテ貫ヒタイ、是ハ停車場ノ關係デアリマス、此道路ハ非常ニ有效ニ使ハレル道路デアリマス。

○笠原建築部長 是ハ賑ヤカニナルノデハアリマセヌカ、今地元ノ人ハサウ言フデセウケレドモ非常ニ此處ハ賑ヤカニナルヤウデス。

○宇佐美委員 圖面ノ上ハサウ云フ風ニ考ヘルケレドモ、實際ニ於テハ皆此處ニ來テ居ル。

○笠原建築部長 現在ハサウデセウ、今カラサウナルノデス、此處ハ當然ダト私ハ思ヒマス。

○宇佐美委員 ソレカラ此道ハ「ガード」ニ突當ツテシマウ、此道ハ此道ニ連絡スル、此道ヲ斯ウシテ此處ニ持ツテ來ル。

○伊部技師 幹線ニ決マツテシマツタ線ナノデスカ……。

○宇佐美委員 幹線ハ實行上此處ニ出スト云フコトニナツテ居ルト思フ。

○太田土木部長 此處ノ「ガード」ヲ變ヘル約束ニナツテ結局是デ宜カラウト云フ事ニナツテシマツタノデス、距離ガ近クナルカラ是ハ寧ロ此處カラ突切ルカラ其時ニ交叉シヤウ、斯ウ云フ事ニナ

ツテ居ルノデス。

○宇佐美委員 實行上此處ハ出來ナイデスカ。

○太田土木部長 決メテ戴ケバシマス、是ハ常務委員デ宜イデセウ。

○宇佐美委員 今區劃整理ノ地區ハ斯ウ云フ圖面ニナツテ居リマスガ、コチラノ申請シテアルノハ之ヲ先ニスル、サウスルト大變工合ガ良クナル、此道ヲ儉約シテ貫フ、ソコガ其筋ニ御願ヒシタノト違ツテ居ルヤウダト云フノデス、之ヲ入レテ貫ヒタイ、サウスルト三河島ト日暮里トノ關係モ非常ニビツタリ來ル、ソレハ全體ニ關係ハナイ、一部ト云フコトニナツテ居リマスカラドウ云フ形式デヤリマスカ、今町長ノ方デハ斯ウ云フ風ニ違ツテ居ルト斯ウ云フノデス、是ハ是非入レテ貫ヒタイノデス。

○伊部技師 書上ゲタ方デハサウナカッタト思ヒマスガ、一方ノ圖面ト合ハナイモノニナルト困リマスガネ、圖面ガ口ヲ利キマスカラ。

○宇佐美委員 ソレカラ砂町、是ハ意見ナシ、此綠川、此川ハ要ラスト云フ事デアリマス。

○宇佐美委員代理(岡本東京府技師) 川ヲ潰シタイト思ヒマス、現在此川ニ連絡シテ居リマスノデ是ハ譯ナク埋メラレルノデアリマス

○男爵中島委員長 ソレデハ本所深川ノ方ニ戻リマセウカ。

(三千分ノ一區劃整理設計圖本所深川區ノ部ニ就キ再ビ細部ニ亙リテ各委員ト當局者ノ間ニ
質問應答竝ニ意見ノ陳述アリ)

○永田委員 此本所深川ノ者ハ苦情ハ言ハヌガ唯金ガ掛ツテ困ルノデ、實ハ本所深川ノ者ハ歡迎シ
テ居ル。

○男爵中島委員長 日比谷公園ノ所ノ道路ノ修正ハ明日迄ニ出來マスカ。
○直木長官 明朝間ニ合セマス。

○佐野委員 向島ヲ地區カラ除イテアルノデスガ、之ヲ何處マデヤルカハ問題デアルケレドモ……
○永田委員 其處ハ便利主義デ除イテシマツタノデスカ。

○稻葉整地部長 焼ケタ部分ダケヲヤラウカト云フノデス。

○笠原建築部長 入レルナラバ是ダケノ部分ヲ入レマス。

○永田委員 成ダケ簡單デ濟マスカウニ努メタイ、是ハ除イタラドウダ。

○笠原建築部長 此邊ヲヤリマスカ、此處ノ所ヲ傳ハツテ。

○金井幹事 是ハドウセ委員會ニ掛ケルナラバ其時ノ問題ニシタラドウデセウカ。

○佐野委員 入レルト云フ事ヲ聞イテ置ケバ宜イ。

○伊部技師 正式ニ提案シテ戴クヨリ仕方ナイデセウ。

○男爵中島委員長 ドウデスカ、モウ一回ヤラウデハアリマセスカ、マダ日比谷ノ道路ノ問題モア
リマスカラ。

○金井幹事 其後ニヤリマスカ、實地視察ヲ願ヒマスナラバ視ルベキ所ガ八箇所、廻ツテ歩クノガ
三時間位ノ豫定デアリマスカ。

○男爵中島委員長 如何デスカ實地視察ハ……

○近藤委員 本當ハヤツタ方ガ宜イデスナ。

○金井幹事 御都合ノ付ク方ダケデモ宜シウゴザイマス、問題ノ所ヲ見ヤウト云フノデス。

○男爵中島委員長 如何デセウ、御都合ノ付ク方ダケ御視察ニナリマシテハ。

○金井幹事 明日ノ午前デモ午後デモ宜シウゴザイマス。

○男爵中島委員長 ソレデハ兎ニ角モウ一回委員會ヲ開クコトニ致シマシテ、今日御決メテ願ツタ
ダケ御報告ヲ致シマスカラ一寸御聴取リヲ願ヒタウゴザイマス。今日ノ御修正ノ箇所ヲ讀上ゲマ

ス、本郷區内ノ土地區劃整理計畫ノ中ニ

一、本郷三丁目ト春木町二丁目トノ境界ニアル道路ヲ六米突ニ改修シ、其東側新設六米突道路ヲ廢止スルコト、

是ガ本郷區内ニ於ケル修正、ソレカラ麴町區内ニ於テハ區内ノ土地區劃整理計畫ノ中

一、三番町燒殘ノ地區ヲ整理地區ヨリ除外シ地區内計畫道路ヲ除外サレタシ。

是ハ希望條件見タヤウナモノデゴザイマス、三番町燒殘ノ地區ヲ整理地區ヨリ除外スルト云フ希望デス、ソレカラ、

一、麴町區大手町ノ内務省南側ニ沿フ道路ノ改修ヲ廢メ現在ノ儘トスルコト。

ソレカラ今ノ日比谷公園ノ道路ノ改修計畫ニ對シテハ宿題トシマシテ、更ニ明日原案ノ出マシタ上デ御審議ヲ願ヒマス、ソレカラ東京府知事ノ希望ニ依リマシテ市外郡部ノ地區ニ對シマシテ、多少ノ御修正ガアツタト認メルノデアリマスケレドモ、尙ホ前提的ニ考慮スベキ事項ガ殘ツテ居リマスカラ、改メテ御審議ヲ願フコトニ致シマス、ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス。

午後零時四十分散會

區劃整理特別委員會第七回議事速記録

ス、本郷區内ノ土地區劃整理計畫ノ中ニ

一、本郷三丁目ト春木町二丁目トノ境界ニアル道路ヲ六米突ニ改修シ、其東側新設六米突道路ヲ廢止スルコト、

是ガ本郷區内ニ於ケル修正、ソレカラ麴町區内ニ於テハ區内ノ土地區劃整理計畫ノ中

一、三番町燒殘ノ地區ヲ整理地區ヨリ除外シ地區内計畫道路ヲ除外サレタシ。

是ハ希望條件見タヤウナモノデゴザイマス、三番町燒殘ノ地區ヲ整理地區ヨリ除外スルト云フ希望デス、ソレカラ、

一、麴町區大手町ノ内務省南側ニ沿フ道路ノ改修ヲ廢メ現在ノ儘トスルコト。

ソレカラ今ノ日比谷公園ノ道路ノ改修計畫ニ對シテハ宿題トシマシテ、更ニ明日原案ノ出マシタ上デ御審議ヲ願ヒマス、ソレカラ東京府知事ノ希望ニ依リマシテ市外郡部ノ地區ニ對シマシテ、多少ノ御修正ガアツタト認メルノデアリマスケレドモ、尙ホ前提的ニ考慮スベキ事項ガ殘ツテ居リマスカラ、改メテ御審議ヲ願フコトニ致シマス、ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス。

午後零時四十分散會

區劃整理特別委員會第七回議事速記録

區劃整理特別委員會第七回議事速記録

大正十三年三月二十六日(水曜日)内務大臣官邸ニ於テ開會

議事日程

一、議第十號

東京都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設、改修ノ件

出席者氏名

委員長 男爵 中島 久萬吉君

委員

赤池渡君代

竹 内 六 藏君

宇 佐 美 勝 夫 君

永 田 秀 次 郎 君

近 藤 達 兒 君

小 坂 梅 吉 君

佐 野 利 器 君

幹事

堀切善次郎君 田邊治通君
直木倫太郎君

今井清君

復興局職員

長官	直木倫太郎君
整地部長	稻葉健之助君
土木部長	太田圓三君
建築部長	笠原敏郎君
計畫課長	菊池慎三君
其他關係職員	

議事

午前十時十八分開議

○男爵中島委員長 是ヨリ開會致シマス、前回ニ引續キマシテ深川本所ノ區劃整理ニ關シマシテ審議ヲ進行シタイト思ヒマス。

(三千分ノ一區劃整理設計圖本所深川ノ部ニ就キ細部ニ亘リテ各委員ト當局者ノ間ニ質問 應答竝ニ意見ノ陣述アリ)

○男爵中島委員長 前回區劃整理地區以外ニナツテ居リマスル地區ヲ編入シタイト云フ御説ガアリマシタノデ、尙ホ其境界等ニ付テ御調べニナツタ結果ヲ御話ニナルコトニナツテ居リハシナカツタカト思ヒマスガ……。

○笠原建築部長 イマ暫ク御待チテ願ヒマス、圖ヲ持ツテ來ルコトニナツテ居リマスカラ……。

○男爵中島委員長 府知事カラ出マシタノハアレデ宜イノデアリマスカ。

○伊部技師 ソレハ希望條件トシテ出ルコトニナツテ居リマス。

○小坂委員 三田土ノ脇ノ今迄ノ道路ハ非常ニ使ハレテ居リマスルガ……。

○中村技師 ソレニ代ル積リデ背ロニ計畫サレテ居リマス。

- 小坂委員 ソレハ何米デスカ。
- 中村技師 十五米デス。
- 笠原建築部長 工場ノ奥行ハ八十間位ニシテ吳レト云フ希望ガ出テ居リマスカラ成ベクサウシテ、小サナ工場ノアル所ハ脊中合セニスル積リデス。
- 宇佐美委員 此間ニ路次ト云フモノハ無クナルノデアリマスカ。
- 笠原建築部長 今ハ議定シナイデアトテ特ニ必要ナラバ追加スル積リデアリマス、是ニハ六米マデノ道路ガ描イテアリマスルノデ、其以下ノ道路ハ全部描カナカツタ譯デアリマス。
- 宇佐美委員 ソレハ誰ガ計畫スルノデスカ。
- 笠原建築部長 整理委員會ノ時ニ追加シテ貫ヒタイト云フ意見ガアレバ追加スル、整理委員會デ意見ガナケレバ警視廳デ建築線トシテ設計シテ戴ク積リデアリマス。
- 竹内代理委員 換地ヲスル時ニ、借地ヲ悉ク二間以上ノ道路ニ沿フヤウナモノヲ交付スル譯ニイカヌカラ、換地設計ノ時ニ圖ニ入レテ行クト云マコトニナツテ居リハシマセヌカ。
- 笠原建築部長 尙ホ其上ニアレバ警視廳デ願フヨリ仕方ガナイト思ヒマス。
- 伊部技師 換地設計ノ時、分ルダケノモノハ置イテサウシテ整理委員會ニカケルコトニナリマ

ス。

- 小坂委員 復興局デハドウ御考ヘニナツテ居リマスカ、借地人ノ申告ニ地主ガ判ヲ捺サナイ場合ガ時々アリマスガア、云フノハドウナリマスカ。
- 岡本東京府工手 ツレハ地代ノ領收證トカサウ云フヤウナ證憑書類デ認定スルコトニナツテ居リマス、地主ハ判ヲ捺サヌ方ガ多イト思ヒマス。
- 小坂委員 何かサウ云フ便宜ノ方法ヲ講ジテヤラナイト、地主ノ判ヲ取ツテ來イト云フ事ガ書イテアリマスケレドモ、中ニハ地代ノ値上ダ係争中ノモノモアル、ソレ等ニ無論捺サナイシ、色々ナ關係デ非常ニ借地人ハ困ルダラウト思フ。
- 竹内代理委員 今ノヤウナ御方針デアルト、届出ヲシタノト届出ヲシナイノト非常ナ利害關係ガ生ズルヤウニ思フ、建築線デサウ云フ届出デナイモノハ後カラ入レルト云フコトニナレバ、ソレダケ敷地トシテ有效ニ使ヘナイト云フ事ニナル。
- 小池委員 實際ハ借リテ居ル者モ坪數ガシツカリ分ラナイ、自分ノ所デ何坪使ツテ居ルカ、知ラナイノガ多イ。
- 竹内代理委員 併シ借地料ヲ出ス基礎ハ矢張坪數デハアリマセヌカ。

○小坂委員 大抵ノ所ハ以前カラノ關係デ此處ハ地代ガ全體デ幾ラダト云フコトニナツテ居ル、ソレデ地主ノ所ヘ聽キニ行クト、自分ノ方デモ坪數ハ今分ラナイト云フヤウナ事ヲ言フノデ、大體ハ分ルケルドモ正確ナ何分何勻マデハ分ラナイデセウ。

○笠原建築部長 地域ノ關係デ此處ハ前ニハ住宅地ハナカツタノデスガ、今度ハ多少公園ニ接スル所トカ、斯ウ云フ所ニハ職工住宅ノ集團ヲ造リタイト思ツテ居リマス。

○竹内代理委員 此面積ハドウデスカ御豫定ノ面積ト、初メノ豫定ノ七百萬坪ヨリ此ノ原案ノ方ガ殖エテ居リハシマセンカ。

○永田委員 イヤ減ツテ居リマス、デスカラ移轉料モ二十七圓五十錢ヨリモウ少シ餘計ニヤル餘地ガアル譯デス。

○男爵中島委員長 ソレデハ本所深川ニ關シマシテハ二箇所ニ關スル希望ガゴザイマスガ、ソレハ後廻シニ致シマシテ、修正ノ箇所ト致シマシテハ、

一、深川區西平井町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト
是ハ東京市長ノ御發議デアリマス。

○永田委員 成タケ現在ノ道路ヲ尊重シテ行キタイト云フ趣旨デス。

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○男爵中島委員長 ソレデハ御異議ガアリマセヌカラ、此修正ヲ加ヘテ本所深川ハ先ヅ一應終リマシテ、希望條件ノ事ハ後カラ申上ゲマス。

○竹内代理委員 一寸質問シタイト思ヒマス、本所深川ハ滿潮面ヨリ低イヤウナ土地ガ非常ニ澤山アル、サウ云フ所ハ下水カラ潮水ガ上ツテ來テ敷地ヘ這入ルノデ、非常ニ不衛生ナ地區デ警視廳デモ困ツテ居ル、之ヲ當時ノ復興院ノ當局ニ提議シテ、毎年浚渫ニ依ツテ生ズル泥及ビ運河改修ニ依ツテ起ル所ノ殘土ヲ以テ、之ヲ一定ノ場所ニ運ンデ置イテヤツテ、ソレカラ各人ガ自分ノ敷地ニ敷キ均スト云フ事ハ、今ヤレバ非常ニ容易ダト思ヒマシテ建議シテアルノデゴザイマスガ、ソレハ矢張此區劃整理ニ伴ツテ關係ノアル問題ダラウト思ヒマスガ、當局ハドウ云フヤウナ御意嚮デアリマスカ、一寸承ツテ置キタイ。

○直木長官 斯ウ云フ運河ヲ新シク擴ゲマス時ニ生ズル土砂ハ成ベク附近ノ地揚ニ使ハセタイト思ツテ居リマス、併シ御希望ノヤウニ零點以上十尺ト云フヤウナ風ニ全體ヲ揚ゲテシマフニハ逆モ土砂ガ足りマセヌケレドモ、兎ニ角浚渫土砂及ビ掘鑿土砂ノ如キハ成ベク附近ニ使ハズ、其爲ニ

ハ何處カニ土置場ヲ土地ヲ買收シテ拵ヘマシテ、適當ナ場所ニ土地ガアレバ其處ヘ泥ヲ持ツテ行ツテ置ク、ソレヲ個人ガ勝手ニ持ツテ行クト云フ位ノ事ハ考慮スル積リデ居リマス。

○竹内代理委員 十尺ト云フト餘程泥ガ澤山要リマスガ、出來レバ八尺位ト云フ希望ハ述ベテアリマス。

○直木長官 幹線道路ダケハ成ベク八尺位ノ程度ニ、仕事ヲスル時ニ揚ゲテ置キタイト思ツテ居リマス。

○竹内代理委員 尙ホソレニ附帶シマシテ市長サンニ御願シテ置キタイノハ、矢張此事ヲ完成スル爲ニ、運河トカ河川ヲ浚渫シマス場合ニ、年ニ四萬立坪位土砂ガ出ルラシウゴザイマス、ソレデ新シイ土地ヲ拵ヘルト云フ事デナシニ、從來アル所ノ人民ノ多數住ンデ居ル所ヲ改良スル方ニ使ツテ戴クト云フ事ガ筋道デハナカラウカ、能クサウ云ウ場合ニハ埋立地ヲ拵ヘテ財源ニスルト云フヤウナ事デスガ、先ヅ在來ノ土地ノ甚シク不衛生ナ所ヲ改良シテ、ソレカラソウ云フ埋立ニカ、ルト云フヤウナ順序ガ望マシイノデゴザイマスガ、是モ一ツ御考慮ヲ願ツテ置キタイ。

○小坂委員 ソレハ結構デスガ何シロ泥水臭イカラ置場ニ一寸困ル。

○竹内代理委員 併シ區民ハ塵芥ヲ使ツテ居リマス。

○小坂委員 臭イ泥デスカラネ……。

○永田委員 所ニ依ツテハサウ泥デナイ土ガ出ル。

○小坂委員 是カラ「ビルディング」ガ出來ルヤウニナレバ土ガ澤山出ル、アレノ棄場ニ困ツテ居ル、アレヲ一定ノ棄場ヲ拵ヘルコトニスルコト、是カラ本建築ヲヤルヤウニナツテ來ルト、基礎工事ヲヤルニ土ガ澤山出ル、アノ土ノ棄場ニ困ツテ大變金ヲ掛ケテ棄テ、居ル、ソレデ本所トカ深川ノ地點ヲ限定シテ其處ニ棄テルコトニ定メテヤルト大變良イ。

○竹内代理委員 ドウカ其邊ノ御考慮ヲ願ヒタイ。

○小坂委員 道路ヘ置ケバ警視廳デヤカマンイカラ船デ品川沖ヘ持ツテ行ツテ棄テ、居ルノデアリマス、ソレデアルカラ深川本所ノ河岸地ヘ廣イ所ヲ數箇所拵ヘテ置イテヤルト宜イ、サウスレバ是カラ基礎工事ヲヤル者ハ非常ニ助カル、今ノ所デハ本所深川ヘ持ツテ行ツテモ置場所ガ無い、ウツカリ置ケバ罰金ヲ取ラレルカラ……。

○直木長官 ソレハ良イ思ヒ付デス考慮スルコトニシマセウ。

○小坂委員 工場地帯ニハ石炭ガラヲ棄テル所モ拵ヘテヤルガ宜イ。

○直木長官 アレハ値ハ無いノデスカ。

- 小坂委員 値ハアリマセン。
- 直木長官 大阪アタリデハ七圓位ニ賣レマス。
- 男爵、中島委員長 日比谷公園ノ傍ノ路線計畫ガ宿題ニナツテ居リマシタガ、アレニ付テ案ガ出來
タヤウデアリマスカラ附議シマス。

(日比谷公園附近ノ路線ニ關スル設計圖ヲ示シテ當局者ヨリ詳細ナル説明ヲ爲シ、尙ホ各
委員ト當局者ノ間ニ質問應答竝ニ意見ノ陳述アリ)

- 笠原建築部長 其時ノ希望ニ依リマシテ色々案ガ出來マシタガ、御研究ヲ願ヒマス。
- 田邊委員 是ガ東京驛ノ前デスナ。
- 笠原建築部長 サウデス、是ガ「ガード」デス是ハ此處ヲ廻ルニハ、此處ガ銳角ニナツテ居ルノヲ
「ガード」ノ所デ角切ガ出來ナイノデ困ルダラウト思フ。
- 太田土木部長 是ハ電車ノ待避ハ此處マデ持ツテ行カナケレバナラス、コンナ路面ノ所デヤルヨ
リハ幾ラカ閑散ナ所デヤル方ガ良イノデナイカト思ヒマス——此處ノ方ガ横カラ出テ來ルニハ便
利ナノデス——此處ハ路線計畫ニスレタイノデス、新橋ノ停車場マデ行ク五間道路ヲ買收テ取ル、

ソレヲ希望スル條件デ出シテ戴キタイ——前ガ五間アイテ居リマス。

- 笠原建築部長 有效ニ八米ハ取レルノデアリマス。
- 竹内代理委員 變電所ガアリマスカラアレハ掛リマセヌカ。
- 笠原建築部長 掛リマス。
- 太田土木部長 アレハ大分高イモノデアリマスカ。
- 竹内代理委員 金ハ高ク掛リマセヌ。
- 益田東京市電氣局理事 今壞レテ居ルノデアリマスカラ、金サヘ貫ヘレバヤリカヘタイト思ツテ
居リマス。
- 小坂委員 サウスルト是ハ皆八米デモ宜イ譯デスナ、八米デヤツテ貫ツテモ……。
- 赤池委員代理(竹内警視廳技師) ソレデハ此處ガ混雜スルノデ……。
- 小坂委員 アノ邊ノ地所ノ關係ハ斯ウナツテ居リマス(圖面提示)斯ウ云フ地主關係ニナツテ居リ
マスカラ、之ヲ通シテ貫ヘバ區劃整理ノ時ニ樂ナノデス——此處ハ橋ヲ架ケルコトガ出來ルヤウ
ニナツテ居リマスカ、ドウシテ橋ヲ架ケナカツタノカ……。
- 太田土木部長 希望條件デ入レテ置イテ戴クバドウニカ考ヘマス。

- 小坂委員 是ハ希望條件ニ加ヘテ置イテ貫ヒタイ、サウスルト此處ニ廣イ幹線ガアルカラ丸ノ内カラ行クノニ大變良クナリマス。
- 永田委員 日比谷ノ交叉點ノ所ハ之ニ決シマシタ。
- 小坂委員 此道路ハ何米デスカ。
- 笠原建築部長 是ハ十二米デス。
- 小坂委員 サウスルト換地ノ時ニ擴ゲルノニ困リハシマセヌカ。
- 笠原建築部長 今斯ウ云フ道路ガアリマス、是ガ廢道ニナリマスカラ……。
- 小坂委員 コンナニ廣イ道路ヲ造ルナラバ此道路ヲ活カシテ置イテモ差支ナイデセウ——ドウデスカ希望條件デ之ヲ八「メートル」位ニシテ入レルコトニシテハ……。

○男爵中島委員長 ソレデハ今御希望ノ條件ハ文案ニ致シマシテ讀上ゲマスカラ後廻シニ致シマシテ、本所ノ業平橋附近ノ地區ニ關スル未了案件ヲ附議致シマス。

(笠原建築部長圖面ニ就キ説明ヲ爲シ尙ホ各委員ト當局者トノ間ニ質問應答並ニ意見ノ陳述アリ)

- 笠原建築部長 前回ノ御意見ニ依リマシテ大體燒跡ニ沿ウテ道路ニ依ツテ仕切レル地區ヲ整理區域ニ入レヤウト云フデアリマシテ、薄赤ク塗りマシタノガ燒ケタ區域、青イ線マデガ原案ノ區域デアリマスガ、今度此黒イ線ノ所ヲ區域ニ入レヤウト云フデアリマス。
- 小坂委員 此區域内ノ道路ノ計畫ハドウナリマスカ。
- 笠原建築部長 是ハ此區域ヲ入レルト云フ事ヲ希望決議ニシテ戴イテ、サウシテ入レタ場合ノ路線計畫ハ斯ウシテ吳レト云フコトデ御決定ヲ願フ外ナカラウト思ヒマス。
- 永田委員 大體サウ云フコトデヤルノダネ。
- 男爵中島委員長 サウスルト希望條件ノ聽届ケラレタ曉ニハ斯ウ云フ事ニシタイト云フノデスナ。
- 永田委員 サウデス。
- 伊部技師 其特ニ區域ニ入レタ所ハ未ダ斯ウ云フ道路計畫ガ出來ナカツタノデアリマスカラ、區域ダケノ變更ノ希望條件ヲ出シテ置イテ貫ヒタイノデス。
- 永田委員 區域ヲ入レテ貫ヒタイト云フ事ガ先決問題デ、入レテカラ其内容ヲ議決スル譯デアリ

マセウカ。

○男爵中島委員長 長編入セラレタイト云フ希望ヲ提出スルニ付テノ參考案デスナ。
 ○竹内代理委員 此委員會デハ便宜ヲ承認シテ置クト云フコトデハ如何デセウ、他ニ序ガアレバ宜イノデスガ……。

○伊部技師 マダ序ガアリマス、是ハ大キイデスカラ參考案トシテナラ結構デス。

○太田土木部長 小サイ希望條件ハ常務委員會デ御決メニナツテ差支ナイト思ヒマス。

○田邊委員 ソレデモ宜イノデアリマセヌカ。

○太田土木部長 程度問題デスケレドモ、是ハ常務委員會デハ出來マセヌカ……。

○金井幹事 輕易ナル事項ヲ常務委員會ニ掛ケルノデ、輕易ナル事項カドウカト云フ事ハ會長ノ意見ニ依ルノデアリマス。

○男爵中島委員長 今宿題ニナツテ居リマシタ日比谷附近ノ路線計畫ニ關シテ議題ニナツテ居リマシタ希望條件ハ斯ウ云フコトデ宜シウゴザイマセウカ。

一、麴町區山下橋ヨリ高架線西側ニ沿ヒ政友會本部東側ニ至ル幅員八米ノ道路ヲ新設セラレタ

キコト

○宇佐美委員 ソレハ區劃整理デサウ云フ風ニ直スト云フ譯ニハイカナイノデスカ。

○笠原建築部長 區域ノ外デス。

○男爵中島委員長 ソレカラモウ一ツハ

二、麴町區内幸町一丁目政友會本部前通ヨリ京橋區ニ通ズル新橋ヲ外濠ニ架設セラレタキコト

○永田委員 エライ何ダカ政友會ガ良クナルヤウダガ……。

○笠原建築部長 今地番ガ判ラナイモノデスカラ、アトデ地番ヲ入レマス。

○男爵中島委員長 ソレカラ御修正ハ斯ウ云フコトニナツテ居リマス。

一、有樂町三丁目同一丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト
 如何デアリマスカ、是デ宜シウゴザイマセウカ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 ソレデハサウ云フコトニ致シマス——一寸御諮リ致シマス、御修正ノ外ニ御希望ガ大分アリマシタカラ、之ヲ一應復習ヲ致シタイト思ヒマス。

○田邊委員 私ハ全體ニ亘ツテノ希望ヲ申上ゲタイノデアリマスガ……。

區劃整理特別委員會第七回

○男爵中島委員長 ソレハドウカ後程ニ願ヒマス、希望條件ノ時ニ申上ゲマスカラ——ソレデハ一寸申上ゲマス、實ハ本委員會ハ十七日ニ第一回ノ會議ヲ開キマシテ以來本日ヲ以テ七回ニナツテ居リマス、其間多少ノ修正ヲ加ヘテ居リマスル外、尙ホ若干ノ希望條件ヲ附帶シテ、大體原案ヲ認ムルコトニ相成ツテ居リマスガ、其箇所ガ甚ダ區々ニ亘ツテ居リマスル爲ニ、念ノ爲ニモウ一遍之ヲ復習致シタイト思ヒマス、煩ヲ厭ハズ一々地點ヲ指摘致シマスカラ、御覽ヲ戴キマシテ御間違ガナケレバ是デ此委員會ヲ修了致シタイト思ヒマス、ソレデハ是カラ申上ゲマス——土地區劃整理ノ計畫道路修正案ト致シマシテ、麴町區内ニ於キマシテ

一、三番町地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト

○伊部技師 燒ケナイ所ヲ除キマシタ關係上斯ウ云フコトニナリマス。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 次ニ移リマス。

- 二、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ三番町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト
- 三、飯田町六丁目地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト

四、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ飯田町六丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

五、大手町一丁目憲兵隊官舎北側ノ道路ハ在來ノ儘存置シ之ヲ改修セサルコト

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 次ハ只今議題ニナリマシタモノデアリマス。

六、有樂町三丁目同一丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

以上ガ麴町區デアリマスガ、右デ宜シウゴザイマセウカ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 ソレデハ神田區ニ移リマス。

一、萬世橋驛前須田町ヨリ昌平橋ニ至ル幅員十五間ノ在來道路ヲ幅員十五米ニ改修スルコト

二、昌平橋ヨリ花房町ヲ經テ佐久間橋東詰ニ至ル幅員十間ノ在來道路ヲ幅員二十二米ニ改修ス

ルコト

此二箇所デアリマス

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 次ニ日本橋ニ移リマシテ。

區劃整理特別委員會第七回

- 一、駿河町三越吳服店別館南側ノ往來ヲ幅員六米ニ改メ存置スルコト
- 二、新材木町地内ニ幅員六米ノ道路ヲ新設スルコト
- 三、米澤町一丁目二丁目三丁目吉川町薬研堀町矢ノ倉町地内ノ道路計畫ヲ變更スルコト
〔異議ナシ〕ノ聲起ル)

○太田土木部長 一寸御話申上ゲテ置キマスガ、堀留ヲ埋メルト其邊ノ修正ガ變ツテ來ヤシマセヌカ。

○伊部技師 ソレハ希望條件附デ宜イノデアアリマセヌカ、埋メルト云フ前提ガ無いノデスカラ、道路計畫ヲ相當變更セラレタキコト、サウナレバ宜イト思ヒマス。

○男爵中島委員長 ソレデハ日本橋區ハ大體右ニテ宜シイデセウカ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル)

○男爵中島委員長 次ニ京橋區ニ移リマス。

一、築地府立工藝學校西南側ニ幅員八米ノ道路ヲ新設スルコト

○稻葉整地部長 是ハ府ノ方デハ別ニ御意見アリマセヌカ。

○宇佐美委員 之ヲ何處カモウ少シ廣イ所ト交換スル所ハアリマセヌカ。

○永田委員 此土地ハ學校トシテハ良過ギル。

○稻葉整地部長 ソレデハ是ハ何處カ他ノ所ト交換シマセウ。

○宇佐美委員 唯是ハ山ノ手ニハ持ツテ行キタクナイ、下町ノ徒弟學校ダカラ……。

○永田委員 ソレハ市ノ方デ適當ナ所ト交換シマセウ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル)

○男爵中島委員長 次ハ芝區ニ移リマシテ、

一、琴平町地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト

○伊部技師 是モ燒ケナイ所ヲ整理地區カラ除キマシタ關係上、是ダケヲ除キマス。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル)

○男爵中島委員長

二、巴町天徳寺前ヨリ愛宕山公園地南側ヲ經テ慈惠病院北側補助道路ニ通ズル幅員八米ノ道路ヲ新設スルコト

○伊部技師 是ハ愛宕山内ニ元ト無カツタ道ヲ入レヤウト云フノデス。

○小坂委員 此處ハ傾斜ガアリマスナ。

○伊部技師 八分ノ一位ノ傾斜ニナリマス、車ナドハ樂ニハ通レナイ、ホンノ人ノ通行スル道デス。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長

三、愛宕町三丁目地内道路計畫ヲ變更スルコト

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 次ニ赤坂區内ニ於キマシテハ、

一、新町一丁目目田町一丁目地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト

○伊部技師 是モ燒ケナイ所ヲ除キマシタ關係上此部分ヲ削除シマス。

○男爵中島委員長

二、新町一丁目目田町二丁目地内ニアル新設道路ノ幅員八米ヲ十一米ニ改ムルコト

○伊部技師 今ノ燒ケナイ部分ヲ除キマシタ關係上、此在來道路ノ八米ヲ十一米ニシナイト、交通上都合ガ惡イノデアリマス。

○男爵中島委員長

三、黒田邸前ヨリ米國大使館前ニ至ル幅員十一米ノ道路ヲ新設スルコト

四、前號ノ道路ノ新設ニ伴ヒ田町七丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵、中島委員長 次ニ本郷區ニ移リマシテ、

一、本郷三丁目ト春木町二丁目トノ境界ニ在ル道路ヲ幅員六米ニ改修シソノ東側ニ平行スル原案ノ道路ヲ廢スルコト

二、切通坂町地内道路計畫ヲ削除スルコト

○伊部技師 是モ燒ケナイ所ヲ除キマシタ關係デアリマス。

○男爵中島委員長

三、天神町二丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

○男爵中島委員長 御異議ガナケレバ下谷區ニ移リマス。

一、仲御徒町四丁目地内鐵道用地附近ノ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

○太田土木部長 是ハ此ノ箇所デハアリマセヌガ、池ノ端ハ仲町ハドウモ路幅ガ違ツテ居テヲカシイデスナ。

○伊部技師 寧ロ是ハ狹メテ是ト同ジニ修正ヲ願ツタラドウデスカ。

○太田土木部長 是ハ廣イ方ガ宜イ。

○伊部技師 之ハ餘リ廣ク取リマスト換地ノ際間口ヲ取ルコトガ困難ニナリマスカラ、却ツテ是ハ八米デ整理シタ方ガ宜クハナイカト思ヒマス。

○田邊委員 兎ニ角在來ノ道路ヨリ狹メルノハ工合ガ惡イデスナ。

○竹内代理委員 是ハ擴ゲルナラバ此在來道路ノ之ヲ延長スルヤウナ擴ゲ方ヲシテ貰ヒタイ。

○男爵中島委員長 サウスルト下谷區ノ第一ハ宜シウゴザイマスカ。

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○男爵中島委員長

二、仲御徒町二丁目地内鐵道用地ニ沿フ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

○伊部技師 一寸屈曲ヲ眞ツ直ニ直シタノデアリマス。

○男爵中島委員長

三、練堀町地内鐵道用地東側ニ沿フ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

○伊部技師 市場ノ關係デアリマス。

○男爵、中島委員長

四、下谷區竹町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

○伊部技師 矢野サンノ提案デアリマス。

○男爵中島委員長

五、豊住町五十七番地々先ヨリ計畫幹線第一號ニ接續スル幅員二十七米突ノ道路ヲ新設スルコト

ト

六、善養寺町坂本町一丁目同二丁目同三丁目豊住町及入谷町地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト

ト

七、前號道路計畫削除ニ伴ヒ豊住町入谷町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

○伊部技師 是ハ區域ヲ變更ニナリマスノデ在來ノ道路ノヤウニイカナイ關係上デ變ヘタノデアリマス。

○男爵中島委員長 サウスルト第八ト致シマシテ只今改修ノ動議ガ成立ツテ居リマス。

八、池端仲町通ヲ幅員十一米ニ改修スルコト

右ヲ以テ下谷區内 終ツテ居リマスルガ、是デ宜シウゴザイマスカ。

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

- 男爵中島委員長 ソレデハ淺草區ニ移リマス、淺草區内ニ於テハ、
- 一、南元町地内專賣局敷地西側ニ沿フ幅員六米ノ道路ヲ削除スルコト
 - 二、淺草公園地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト
 - 三、淺草公園六區常盤座前通ヲ北田原町電車通迄幅員十一米ニ變更スルコト
- 竹内代理委員 現在調べテ見マシタ所ガ火事前ハ六間半デアリマシタガ……。
- 伊部技師 ソレハ實際道路トシテハ六間半デハナイノデアリマセウ。
- 竹内代理委員 四間半デアリマス。
- 男爵中島委員長

四、淺草仲見世通リヲ現在ノ儘トシテ裏通リヲ幅員四米ニ改修シ馬道二丁目、同一丁目地内ノ道路ノ内之ト丁字形ニ交ルモノヲ幅員四米ニ變更シ同二丁目地内ノ分ハ全部幅員二十二米ノ幹線ニ接続セシメ南北ニ通スル道路ヲ削除スルコト

- 竹内代理委員 是ハ一ツ置キニ抜ケルヤウニ願ヒタイ。
- 伊部技師 八米ノモノダケハ抜ケルヤウニナツテ居リマス。
- 竹内代理委員 一ツ置キニナツテ居リマスカ。

○伊部技師 繋ギノ關係上二ツ位ノ所デ……。

○男爵中島委員長

五、橋場町地内ノ道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト

○伊部技師 燒ケナイ所ヲ除キマシタ關係デアリマス。

○男爵中島委員長

六、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ橋場町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

七、田中町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

淺草區内ニ於テハ是デ御異議ハアリマセヌカ。

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○男爵中島委員長 次ハ郡部ニナリマスガ、南千住町デ、

一、大字地方橋場地内ノ道路計畫ノ一部ヲ變更シ幅員六米ヲ十一米突ニ變更スルコト

二、大字千束地内ノ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○男爵中島委員長 ソレデハ日暮里、三河島ノ方ニ移リマス。

一、三河島町二、六九〇番地ヨリ日暮里町一九六三番地ニ至ル南北ニ通スル幅員六米ノ道路ヲ十
一米突ニ變更スルコト

○伊部技師 是ハ府カラノ御希望デアリマス。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 次ニ深川區デアリマスガ、深川區ニ付キマシテハ先刻御認メニナリマシタ分デ
アリマス。

一、西平井町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 ソレデハ大體道路計畫ニ對スル御修正ノ地點ハ右御決定ニナツタ通りト思ヒマ
スガ、只今ソレノ御修正ニナリマシタ結果ト致シマシテ、最初此特別委員會ニ附議サレテ居リマ
スル都市計畫ノ土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設改修ノ延長ノ「米」ニ多少ノ變更ヲ來ス譯ダサウデ
アリマス、此數字ノ修正ハ委員長ニ御委セテ願ヒタイト思ヒマス〔異議ナシ〕ノ聲起ル〕ソレカラ
以上ハ修正デゴザイマスガ、更ニ只今申上ゲマシタ通り若干ノ希望條件ヲ附帶シテ御認メニナツ
タ譯デアリマスガ、此希望條件ノ中ニハ一般ニ關スルモノト施行地區ニ關スルモノトガアルノデ

アリマシテ、先ヅ施行地區ニ關スル方カラ讀上ゲマス。

希望條件

一、左記燒失區域外ノ土地ヲ整理施行區域内ヨリ除外セラレタシ。

一、麴町區三番町ノ一部

二、同 富士見町一丁目ノ一部

三、同 飯田町六丁目ノ一部、同飯田河岸ノ一部

四、赤坂區新町一丁目ノ一部、田町一丁目

五、芝區琴平町ノ一部

六、本郷區湯島切通坂町ノ一部、天神町二丁目ノ一部、梅園町ノ一部

七、下谷區豊住町ノ一部、入谷町ノ一部、坂本一丁目ノ一部、同二丁目ノ一部、同三丁目ノ
一部、同四丁目ノ一部、善養寺町

八、淺草區橋場町ノ一部

ソレダケガ整理地區内ヨリ削除セラレタイト云フ部分デゴザイマス。次ニ、

二、左記區域内ノ土地ヲ整理施行地區ニ編入セラレタシ。

- 一、北豊島郡日暮里町大字金杉ノ一部、同三河島町大字三河島ノ一部
- 二、南葛飾郡砂町ノ一部

三、本所區新小梅町、小梅町、曳舟通りノ一部、須崎町ノ一部、小梅瓦町ノ一部

以上施行地區内ニ編入セラレタイト云フ御希望ノ點ト認メマスガ、如何デゴザイマスカ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 御異議ナイモノト認メマス、次ニ一般ニ關スル希望條件ガゴザイマス、一寸讀上ゲテ見マス。

- 一、既ニ決定シタル六間以上ノ街路ニ付テハ出來得ルダケ速ニ杭打ヲ實行セラレタシ
- 二、日本橋川ヨリ神田川ニ通ズル運河ノ開鑿カ不可能ナレバ寧ロ此際衛生上ハ勿論土地ヲ得ル爲ニ西堀留川ノ埋立ヲ爲サレタシ

尙ホ右ノ埋立ニ伴ヒマシテ路線計畫ノ一部ヲ變更スルト云フ事ガ包含サレテ居リマス。

三、交番、便所、自働電話 郵便函等ノ位置ヲ換地ノ各設計圖ニ指定サレタシ

○田邊委員 此郵便函ニ付テハ色々調ベマシタガ、焼跡ニ約ソ二千バカリアリマス、併シ極ク小サナモノデアリマスカラ、其爲ニ街路ニ面シタ土地ヲ取ルノハ随分勿體ナイヤウナ氣モシマスガ、

頂戴出來レバ私ノ方ハ結構デス。

○竹内代理委員 交番ト自働電話ダケデハドウデスカ。

○太田土木部長 變壓塔ト共同便所ハ可ナリ大キクナリマスカラ一寸困リマス。

○伊部技師 ソレデハ郵便函ノ代リニ變壓塔ヲ入レテ尙ホ「等」ノ字ヲ加ヘテ置イタラドウデスカ。

○田邊委員 ソレナラ宜イデセウ。

○男爵中島委員長 ソレデハ只今ノ點ハ「交番、便所、自働電話、郵便函」ト申シマシタガ、其ノ郵便函ト云フノヲ除キマシテ「變壓塔等」ト致シマス。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

四、撤水設備、砂利置場、塵埃捨場等ニ付考慮サレタシ。

五、小公園ヲ燒失區域全部ノ小學校ニ併置スル様土地區劃整理ヲ施行サレタシ。

六、宅地ノ減少著シキ地域ニ付テハ地區ノ按配ニ考慮サレタシ。

七、小學校ノ敷地ハ成ベク二十二米以上ノ幹線街路ニ沿フコトヲ避ケラレタシ。

八、神社佛閣ノ位置ハ換地ニ際シ考慮ヲ加ヘラレタシ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

尙ホ今ノ希望條件ニ加ヘマシテ、今日御決定ニナリマシタ麴町區内ニ於ケル二箇所ノ希望條件ヲ附帶スルコトニナリマス。即チ、

一、麴町區山下橋ヨリ高架線西側ニ沿ヒ政友會本部——是ハ文句ガ惡ケレバ改メマスガ——東側ニ至ル幅員八米ノ道路ヲ新設セラレタキコト。
一、麴町區内幸町一丁目政友會本部前通ヨリ京橋區ニ通スル新橋ヲ外濠ニ架設セラレタシ。
尙ホ希望條件ト致シマシテ

一、議定補助線第七十號路線ノ一部及第八十一號路線ノ一部ヲ變更セラレタシ。
一、議定幹線第一號路線ノ終點ヨリ南千住町大字通新町鐵道線路下マデ幅員二十二米ニ改修セラレタシ。

以上ヲ追加スルコトニ御異議アリマセヌカ。

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○男爵中島委員長 尙ホ此場合田邊委員ヨリ希望事項ニ付キマシテ御提案ガゴザイマスカラ御聽取ヲ願ヒタウゴザイマス。

○田邊委員 一般ニ通ジテ斯ウ云フ希望ガアリマスルノデ、是ハ總會ヘ出シテ建議ヲ作ツテ戴キタ

イト思フノデアリマスガ、現在ノ各行政區ト通信區トガナカクウマク一致シマセヌノデ、例ヘバ天神下ノ所ハ神田ガ奥マデ這入ツテ居ルカト思フト、本郷ガ喰込ンデ居ルト云フ爲ニ、郵便電信ノ配達ニ困難デ遞信省モ困ルガ市民モ隨分難義シテ居ルヤウナ譯デアリマスカラ、出來ルダケ此際行政區ノ境界ヲハツキリシテ、相互ニ便利ナヤウニ定メテ戴キタイ、尙ホ番地デ例ヘバ西片町十番地ト云フヤウナ所ガアリマスルノデ、是亦通信行政上甚ダ困リマスノデ、ドウカ其等ヲ此際適當ニ直シテ貫ヒタイ、ソレカラ尙ホ地番ハ打ツテアリマスルガ戸番ガ打ツテアリマセヌ爲ニ、隨分配達ガ難義ヲシマスルノデ、是等ヲ併セテ假ニ次ノヤウニ書イテ見マシタ。

現行ノ行政區中往々其境界判明セサルモノ又ハ町名甚ダ不整ニシテ之ガ地番亦極メテ錯雜セルモノアル等諸般ノ關係ニ於テ不便不鈔ヲ以テ左記各項ニ依リ相當整理セラレムコトヲ望ム。

一、行政區ノ境界ハ高臺、運河ニ依ルノ外大道路等ニ依リ劃然左右何レカニ分割シ其區界ヲ明瞭ナラシムルコト。

二、町名ハ通路ノ兩側又ハ通路ニ圍マレタル一割ヲ以テ單位トシ同一町名ノ區域膨大ナルモノニアリテハ東西南北等ヲ在來ノ町名ニ冠記シ又ハ丁目ヲ附スル等適當ニ分割スルコト。

三、各戸ニ戸番ヲ附シ通ノ兩側同一町名ナルモノハ一方ハ奇數他方ヲ偶數ト爲シ且各町各丁目

別ニ區別スル等適當ニ分割スルコト。

大體斯フ云フ希望デアリマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス。

○竹内代理委員 大變結構ダト思ヒマスルガ、行政区ノ境界ハ大道路ニ依ルト云フコトハ不便デハナイカト思フノデアリマス、一ツノ大通リガアツテ兩側ノ町名ガ違ツテ居ルト云フコトハ非常ニ不便デヤ、コシクナルト思ヒマス、大通リデ區劃スルト一方ハ本郷一方ハ神田ト云フヤウナコトニナリマスカラ……。

○田邊委員 細カイコトハ兎ニ角、餘リ錯綜シナイヤウニナレバ宜イノデアリマス。

○稻葉整地部長 行政区劃ハ市ノ方デモ考ヘテヤツテ貰ハナケンバナラヌト思ヒマス。

○永田委員 錯綜シテ居ル所ハ何トカシナケレバナラヌ。

○竹内代理委員 大通リデ境シテ左右ト町名ガ違ツテ居ルト云フコトハ困ルト思フ、矢張脊中合セニヤルヨリ仕方ガナイト思フ。

○小坂委員 大通ハ兩側同ジニシタ方ガ宜イ。

○田邊委員 趣旨ハ今申シタヤウナ趣旨デアリマスカラ……。

○太田土木部長 行政区劃及ビ地番ノ整理ヲ考慮サレタイト云フコトデアリマスナ、地番ノ整理ヲ

相當考慮セラレタキコトト云フ位ナ簡單ナコトデ宜イデアリマセヌカ。

○田邊委員 サウ云フ意味デス。

○男爵中島委員長 サウスルト只今田邊委員カラ御希望ニナリマシタコトハ、斯ウ云フコトニ御認メニナツテハ如何デアリマスカ。

一、行政区、町名並ニ地番ノ整理ヲ此際斷行セラレタキコト。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○男爵中島委員長 ソレデハ之ヲ希望條件トシテ追加致シマス——是デ大體復習モ出來マシタヤウニ思ヒマスガ……。

○小坂委員 此際念ノ爲ニ伺ツテ置キタイノハ、殘存ノ大キナ建物ハ除ケル譯デアリマスカ。

○伊部技師 土地區劃整理デ成ルベク除ケルヤウニナリマス。

○小坂委員 街路デモ除ケルデセウ。

○伊部技師 サウデス。

○太田土木部長 今橋ヲ架ケツ、アルノデアリマスガ、特ニ早ク架ケテ貰ヒタイト云フモノガアレバ御申出ヲ願ヒタイト思ヒマス——橋ヲ架ケル順序デス、新規ニ御申出ガアレバ架ケルノデア

リマセヌ——御注意マデニ申シテ置キマス。

○男爵中島委員長 一寸申上ゲマス、佐野委員カラ御發議ニナツタ施行事務ヲ國デヤルカ市デヤルカ決メテ貰ヒタイト云フ御發議ガアツテ保留サレテ居リマシタガ……。

○宇佐美委員 ソレハ大臣ノ御考モアルヤウデアリマスルシ、市ノ考モアルヤウデアリマスカラ、市ト復興局トノ御相談ニ任セテハ如何デスカ。

○竹内代理委員 其前ニ一ツ、此整理ヲ施行スル機關ニ關スル準備ハドウナツテ居ルカト云フコトノ御説明ヲ願ヒタイ、此計畫ハ結構デスカ、執行ノ方ノ御準備ハドウナツテ居リマスルカ、詰リ換地ナンカノ事デスナ。

○田邊委員 一寸伺ヒタイトノデスカ、此廢道ニ伴ツテ地下埋設物ナリ架空線ヲ移轉シナケレバナラヌノデアリマスガ、未ダ精シイ事ハ調べテアリマセヌガ其豫算ハアルノデスカ。

○稻葉整地部長 アリマス。

○男爵中島委員長 竹内君カラ整理施行ノ準備ニ付テ御尋ネデシタガ……。

○稻葉整地部長 施行ノ順序ハ只今全體ノ測量ハ略々完了致シマシテ實測圖ヲ作りツ、アリマス、著々作りツツアリマスカラ實測圖ハ間モナク出來ヨウト思ヒマス、其實測ノ圖面ニ土地臺帳ニ依

リマシテハ各筆毎ニ入レルノデアリマス、サウシテ其上ニ「バラツク」ガドウ云フ風ニ建ツテ居ルカト云フ事ヲ入レルノデアリマス、一部分入レタ所モアリマス、未ダ全部ヲ著イテ居ルト云フ譯ニハ參リマセヌ、實測ノ方面ハサウ云フ風デアリマシテ、權利ノ調査ノ方ハコノ二十七日ニ地區ノ告示ヲシマシテ一筆ノ土地ヲ二ツナリ三ツナリニ分ケテ借地シテ居ル者ハ申告書ヲ十日以内ニ取ルコトニナツテ居リマス、一筆ノ土地ヲ全部借地シテ居ル者ハ今度ハ申告ヲシテ貰ハナクモ宜イコトニナツテ居リマス、唯一筆ノ土地ヲ二ツナリ三ツナリニ分ケテ借リテ居ル者ハ、借地權者ノ場所ヲ指定シナケレバ地主トノ間ニ將來争ガ出來マスノデ申告ヲ取ルノデアリマス、其後ニ今度ハ借地權者ト所有權者トノ選舉有權者ノ申告ヲ取ルコトニナツテ居リマス、ソレハ大體選舉ヲ四月ノ二十日頃ニ致シタイト思ヒマスノデス、其前ニ有權者ノ申告ヲ取ルコトニナツテ居リマスカ、其告示ハ只今マダ致シテ居リマセヌ、四月一日アタリニ其告示ヲ致シタイト思ツテ居リマス、ソレカラ全體ノ地區ヲ麴町、赤坂、芝ガ第一出張所ノ管轄、日本橋、神田ガ第二出張所ノ管轄、下谷、淺草、本郷、小石川ソレカラ神田ノ一部分ハ第三出張所ノ管轄、本所深川ガ第四出張所管轄ト云フ事ニナツテ居リマシテ、各々出張所長ヲ任命致シテ居リマスガ、此中德國ノヤリマヌ部分ハ、日本橋區デハ第十區、第十二區、第十三區、第十四區、第十六區、京橋デハ第十七區

是ハ國デヤリマス、ソレカラ神田ノ第六區ガ國デヤリマス、ソソカラ下谷淺草デ三十一區、三十四區、三十六區、本所深川デ四十九區、五十八區之ヲ國デヤリマス、國デヤリマス部分ハソレゾレ主任者ハ拵ヘテ進行致シテ居リマスガ、市ノ方ノ分ハ市ノ方デ整理局ト云フヤウナモノヲ設ケルコトニナツテ居リマスカラ、其方ノ主任者ガ出來テサウシテソレト國ト同ジヤウナ順序デ實行スル事ト思ヒマスガ、大體市デヤリマス分モ國ノ方デ設計ヲ認可シテ行カナケレバナラヌ事ニナリマスノデ、ソレ等ノ監督ノ爲ニ國ノ方デハ二地區ニ一人位ノ主任技術者ヲ配置ヲシテ、サウシテ市ノ方ノ仕事ヲ助ケテ行キタイ考ヲ持ツテ居リマス。

○小坂委員 大體ノ區劃整理ノ案ガ玆ニ決マレバ、換地ノ處分ハ矢張國デ設計ヲ立テマスカ。

○稻葉整地部長 國デヤル部分ハ國デ立テマスシ、市デヤリマス分ハ市デヤルト云フ立テ前ニナツテ居リマス、其市デ設計ヲ立テマシタモノニ對シテ國ノ方デ認可ヲ與ヘルコトニナツテ居リマス。

○小坂委員 大體市ト國トニ分ケル理由ハ何處ニ在ルノデスカ。

○稻葉整地部長 理由ハ大體國ノ方ハ百萬坪、市ノ方ガ六萬坪ト云フ風ニナツテ居リマスノデ、國ノ方ハ大幹線ニ沿ウタ所其他計畫ノ著シク困難ナル所ヲヤルト云フ立テ前ニナツテ居リマス、併

シドウモ大幹線ニ沿ウタ所ト云フコトニナルト、帶ノヤウニ取ツテ參ラナケレバナラヌノデ、餘程地區ノ取り方ガ錯綜シテ混亂致シマス、故ニ已ムヲ得ズ大幹線ガ通ツテ最モ區劃整理ノ設計ナリ施行ナリニ骨ノ折レルト云フヤウナ見込ノ所ヲ國ノ方デ施行スルコトニ市ノ方ト協定致シマシテ、以上申上ゲタヤウナ地區ヲ取ツタノデアリマス。

○小坂委員 サウスルト換地處分ト云フモノハ國デヤル所ハ國デ換地處分ヲシ、市デヤル所ハ市デヤルノデスナ——ソレハ斯ウ云フ問題ガ起ツテ來ハシマセヌカ、國デヤルモノハ宜イガ市デヤル所ハ種々ナル運動ガ起ツテ、換地ヲ其處ヘヤラレテハ困ル此處ヘヤラレテハ困ルト云ツテ、非常ナ事ニナリハシナイカト思フ、實際ノ仕事ハ市デヤツテモ宜イガ、大體ノ設計ハ國ノ方デヤツテ貰ハナイト困リハシマセヌカ。

○堀切委員 今ノ御話ハ法制ノ立テ前ノ御話デ、實際ハ矢張國ノ方ノ手許デ御ヤリニナル譯デハリマセヌカ。

○稻葉整地部長 設計ハサウ云フ風ニ致ス積リデ居リマス。

○小坂委員 此區劃整理ノ仕事デハ換地ノ處分ガ一番困難デアル、大體ノ案ヲ國デ立テ、ヤツテ、國デ是ダケノ案ヲ立テ、アルカラ之ヲ實行スルノダト云ヘバ宜イケレドモ、市ガ新シク換地處分

ラスルト云フ事ニナルト、其間ノ運動ト云フモノハ猛烈ナモノデ迎モヤリ切レマイト思フ、國ダト云フト運動モ突放スカガアルケレドモ市ニハ突放スカガナイ。

○竹内代理委員 ソレガアツト、モウ一ツハ是カラ市デ局課ヲ設ケテカラ、換地ノ設計ヲヤルト云フノデハ迎モ間ニ合ハスト思フ、今換地ノ設計ナシニ引繼ガレテハ第一設計ノ統一ガ取レヌ。

○稻葉整地部長 引繼グノデハナイ、市デ自ラヤル立テ前ニナル譯デス。

○竹内代理委員 實際ノ仕事ノ話デス。五月カラ八月迄ニ換地ヲ了ツテ杭打ヲスルト云フ事ハ是ハ復興局ガ市ノ事業ヲモ含ンデノ御話ト私ハ承ツテ居ル、ソレナラバ復興局ノ方デモンレダケノ購立ハシテ置カナケレバナラヌト思フ。

○稻葉整地部長 整理施行者ハ國ト市デアリマスカラ、規則ノ立テ前カラ申シマスレバ、市ノ施行スルモノヲ國デ設計モシ總テノ仕事ヲヤルト云フ事ハ少シ工合ガ惡イカト思ヒマス、矢張設計カ何カハ事實國ノ方デヤツテ上ゲルヤウニナルダラウト思ヒマスケレドモ、立テ前ダケハ市ガヤルト云フ事ニ正面ノ形式ハナツテ居リマス。

○小坂委員 私共法規ノ事ハ門外漢デ一向分リマセヌガ、大體斯ウ云フ區劃ガ定マリマシキ、其間ニ於ケル換地ノ處分ト云フ案ハ誰ガ作りマスガ。

○稻葉整地部長 整理施行者ガ作ル譯デス——國デヤル分ハ國デ作り、市デヤル分ハ市デ作ルト云フ立テ前デス。

○小坂委員 其案ヲ作ツテ區劃整理委員ニ附議スル譯デスナ。

○稻葉整地部長 サウデス。

○小坂委員 ソレダカラドウモ市デ案ヲ作ルト云ツタラ實行上非常ナ困難ヲ來シハシナイカト思フ、國デ大體案ヲ作ツテ限本ガ定マツテ、市ノ方ニ國ノ方針ガ斯ウダト云フ事ヲ示シテ、市ハソレニ依ツテ施行スルト云フ事ニナラヌト……。

○稻葉整地部長 ソレハ國ノ方ト同一歩調ニ出マセスケレバ困ルト思ツテ居リマス、ソレデ先刻申シタヤウニ一地區ニ一人又ハ二地區ニ一人位主任ノ者ヲ出シマシテ、市ノ設計ヲ手傳ハセル考デアリマス。

○小坂委員 私ハ法規ヨリモ實情ヲ申上ゲルノデスガ、市デ換地ノ設計ヲ立テルト云フコトニナルト、市會議員ヤ何カハ自分ノ選舉區ノ關係等デ色々ナ運動ヲシテ市ノ設計者ヲ壓迫シテ來ル、ソレデ迎モ私ハ市デハ出來マイト思フ。

○竹内代理委員 此際市デ今ノ法制ノ立テ前通りヤルトスレバ事實上甚ダ困難ダト思ヒマスガ、設

計ノ費用ヲ市カラ當局ニ委託スレバ國ノ方デ設計ヲ立テ、貰フ事ハ出來得ルト思フ。

○堀切委員 各地區ニ配置サレル復興局ノ技術者ガ中心ニナツテ、市ノ人ヲ補助ニ使ツテ、サア是デヤレト云フ事ニナル譯デハアリマセスカ。

○永田委員 市ハソレヲ承認シテヤルト云フコトニスル積リデス。

○田邊委員 動キノ附カナイヤウナ方針ヲ市ニ示シテハドウデスカ。

○稻葉整地部長 「ブロック」割ハ此處デ御決メニナツタモノデ決ツテ居リマス、アト「ロット」割ダケノ問題デアリマスカラ「ロット」割ノ問題ト云フト。是ハ少シ詳シク申上ゲマスト、「ロット」割ヲ致シマス時分ニハ現在ノ狀況ヲ調べマシテ、各筆毎ニ實測致シマシタモノヲ入レマシテ、ソレニ「バラツク」ノ位置マデ入レテスツカリ現在ノ狀況ヲ見テシマヒマス、其現況ヲ調査シタモノト、今度此「ブロック」割デ理想的ニ出來上ツテシマツタモノトヲ對照シマシテ、土地ノ値段ガ以前トドウ云フ風ナ違ヒガ出テ來ルカト云フ事ヲ調べルコトニナリマス、整理委員會ニカケマス時分ニハ、現況ニ依ル土地ノ等位ヲ調べテソレヲ附議致シマス、ソレカラ整理後ノ土地ノ等級ニ付テモ附議シマシテ、ソレデ此土地ハ整理前ト整理後デ土地ノ等位ヲ斯ウ云フ風デアルト云フ答申ガアリマスト、ソレデモウ殆ド「ロット」割ノ根本ガ決マツテシマフ、アトハ其等位ニ依ツテ「ロット」割

ヲスル譯デアリマスカラ、モウ餘リ大シタ紛議ハ出テ來マイト思ヒマス、大體現在ノ位置ヨリ餘リ遠カラザル所ニ換地ヲ與ヘル、角地ヲ持ツテ居ツタ者ニハ又角地ヲ與ヘルト云フヤウナ方針ヲ採リマスカラ……。

○小坂委員 此事業ハ國ト市ト聯繫シナケレバ出來ナイ、サウシテ國ガ大本デアリマス、其大本ノ國ガ換地ノ計畫ヲ立テナイト執行上非常ニ困難ヲ來シハシナイカト思フ。

○竹内代理委員 小坂サンノ心配ハ御尤ト思ヒマス。

○小坂委員 市デ換地ヲヤルト云フコトデアルト勢力ノアル者ガ來テ、俺ノ所ヲ其處ヘヤツテハ困ルト云フヤウナ事ヲ言ツテ來ルト思ヒマス、其時ニ復興局ガ斯ウ云フ方針デアルカラ、ソレハ困ルト言ツテ逃ゲラレル途ヲ作ツテ置カナケレバ……。

○佐野委員 施行ノ第一線ハ出張所デスカ。

○稻葉整地部長 國デヤル方ハ出張所デアリマス。

○佐野委員 出張所ガ東京市ニ四箇所デアル其出張所ニ一緒ニ這入ツテヤツタラ……。

○永田委員 サウシテ一般ノ人カラ見ルト市デアルカ國デアルカ分ラヌヤウニ……。

○佐野委員 復興局ノ出張所長ヲ市ノ方ノ何カニ囑託ニシタラ宜イデセウ。

○堀切委員 ソレハ出來ナイコトハナイデアリマセウガ復興局カラ行ツタ技術者ガ中心ニナツテ市役所ノ人ヲ使ツテ案ヲ立テタラ如何デセウ。

○佐野委員 一ツノ出張所ニ市ノ頭モアリ國ノ頭モアルト云フコトハヲカシイカラ、出張所長ヲ同時ニ市カラモ囑託シタラドウカト思ヒマスガ……。

○直木長官 一般ノ人カラ計畫ヲ動かサレヌヤウニシナイト……。

○十河經理部長 ソレガ爲ニハ表面モ國ガアルト云フコトニナラナケレバ、何處マデモ市ガ施行スルト云フコトニナル、是ハ市ガアルノデナイカ、復興局ハ手傳ニ過ギヌ、市ガアルノデアルカラ此處ハ斯ウ云フ風ニ改メロト云フヤウナコトニナツテ來ルト思フ。

○田邊委員 整理施行者ハ市デアルケレドモ國デアルノデアルカラ、斯ウ云フ方針デアルノデ動かサレナイノデアルト云フコトニナラナイト……。

○十河經理部長 理窟ヲ言フ人ハサウ云フコトデハ承知シナイト思ヒマス。

○永田委員 原案ノシツカリシタモノガ出來ナケレバ困ル、ソレヲ變更シテ吳レト言ツテ來タラ、復興局ノ方ト相談シナケレバ出來ナイ、根本ハ復興局ノ方デ拵ヘタト云フコトニナラヌト困ル。

○田邊委員 ソレハ法制上説明ノ付クヤウニシテヤツタラドウデスカ。

○稻葉整地部長 設計ノ時ニハ變更ガ出來マセウガ會議ニ掛ケル時ニハナカク變更ハ出來ナイ。

○永田委員 サウダケレドモ原案ヲ作ルノニハ、原案ハ法律上市ガ作ツタト云フコトニシナケレバナラス、實際ニ於テハ復興局ノ方ニ頼ンデ拵ヘタモノデ、是ハ容易ニ變更ガ出來ナイト云フコトデソコハ餘程、全ク一緒ニナツテ居ルヤウナ風ニイカスト、此中ノ第何區ダケガ國ガアルノデアルト云フコトニナルト、其國ガアル所ト市ガアル所トガ非常ニ取扱ガ違フト云フコトハ、サウ云フ事ハ全ク理解ノ出來ナイコトデアリマスカラ……。

○小坂委員 此區劃整理ハ復興局ガアルカラ吾々モ或ル點マデハ盲從スルケレドモ、是ガ市デアルコトニナレバナカク種々修正シテ貫ヒタイ事ガアリマスガ、國デアル事デアルカラ我慢ヲシテ居ルノデアリマス、法規ノ問題デハナイ實行ノ問題デスヨ、ダカラ區劃整理委員會ニ原案ヲ出シテモ、國ノ力ガアツテヤツタト云フコトニナルト整理委員ノ頭ガ違フノデアリマス、是ガ市デ拵ヘタモノナレバ、市ノ奴等ガ拵ヘタノダカラ俺ガ行ツテヤルト云フコトニナル、同ジ事デモ府デアルトカ國デアルト、知事ノ所へ行ケトカ復興局へ行ケト言ツテ逃ゲラレルケレドモ、市ガアルト云フコトニナルト實際ニ市ガ困リマスヨ。

○竹内代理委員 告示ニハ分ケテ現スノデスカ。

- 稻葉整地部長 サウデス。
- 永田委員 ソレハアノ修正ガアツタノデアアルカラ法律上デハ仕方ガナイ。
- 竹内代理委員 設計ヲ國デヤルト云フコトハ出來ナイノデスカ。
- 永田委員 ヤル法律上ノ主體ハ市ガ之ヲヤル、併シ實際ノ設計ハ總テ復興局ニ頼ンデヤツテ貰ツテ、ソレヲ市ガ鵜呑ニシテヤルノデアアル、斯ウ云フコトニナルト思フ、事實モサウ云フ風ニヤツテ、市デハ是ハ自由ニナラヌ、復興局ニ行ツテ相談シナケレバ一步モ動ケヌモノデアアルト斯ウ云フコトニシテ置カヌトイケナイ。
- 小坂委員 費用ハ市デ負擔シテ復興局デ設計シテ貰ツテ是ハ復興局デ拵ヘタモノデアアルカラ、復興局ガ頑固デ困ルト云フノデ逃ゲ道ヲ拵ヘテ置カナイト……。
- 稻葉整地部長 是ハ法律第三十七號ヲ適用シテ國ノ補助シタ事業デアアルカラ、國ノ方ニ事業ヲ取ルコトニナレバ問題ハナイガ、サウスルト昨年ノ臨時議會デ修正ニナツタモノヲ、今度ハ元ノ原案ト同ジモノガ現レルコトニナルノデ、ソレデハ内務大臣トシテサウ云フ事ハ、實際實行シテ見タガ困難デアルト云フコトデナケレバ穩當デナイ、ソレデアアルカラ矢張是ハ依然トシテ市デヤル立テ前デナケレバナラヌ。

- 竹内代理委員 立テ前ハ立テ前デアアルケレドモ、設計トシテハ總テ復興局デ換地マデ引受ケテヤツタモノデアアルト云フ事ノ公言ハ出來マセウカ。
- 永田委員 補助ヲヤツテ居ルノデアアルカラ監督權ヲ十分ニ行ハナケレバナラヌ、ソレノ遂行ガウマク行カナケレバ國ノ責任デアアルカラ國ハ三分ノ二モ補助シテ居ルノデアアルカラ、ソレハ十分監督ヲシナケレバナラヌ、其監督ノ必要上斯ウ云フ事マデヤルノダト云フコトニナラナイト……。
- 稻葉整地部長 出張所ノ方モ併セテ置イテ貰ヒタイト云フ市ノ方ノ希望ガアルカラ、市ノ人間ヲ各出張所ニ出シテ貰ツテ私ノ方カラ監督ダカ干涉ダカ事實心棒ニナツテヤル者ヲ任命シテヤツテ貰フノデアアリマス。
- 小坂委員 政府ガ非常ナ犧牲ヲ拂ツテ補助スルノデアアルカラ、國ガ此設計ニ干與シテモ差支ナイ譯デアアル、國ガ干與シテ拵ヘタモノト云フコトニナルト整理委員會ニ出テモ力ガ強イ、市ガ設計シタモノデアアルト、是ハ動キ易イモノデアアルト云フコトガ整理委員ノ頭ニ先入主ニナル。
- 男爵中島委員長 先刻ノ竹内君ノ御質問ノ點ハモウ宜シウゴザイマスカ。
- 竹内代理委員 詰リ此設計ヲスルニ付テ餘程時日ヲ要スルカラ、實ハ其準備ガドノ位進ンデ居ルカト云フコトヲ聞キタイト思ツタノデアアリマスガ、ソレハ當局ノ責任デスカラ餘リ……。

○男爵中島委員長 長官ニ今其話ヲ移シテ居ルノデアリマスガ、ソレデ御満足ナレバ是デ打切りマス。

○竹内代理委員 ソレデハ矢張設計ハ國デヤルト云フヤウニ公表シテ差支ナイト云フヤウナ所マデ諒解シテ宜シウゴザイマセウカ。

○佐野委員 其位ノ事ハ言明シヨウデヤナイカ。

○男爵中島委員長 監督權ヲ強行スル譯デアリマスナ。

○稻葉整地部長 ソレハ大臣カラデナイト一寸……。

○堀切委員 設計ヲ押付ケテ、是デヤレト云フヤウナ所マデ貴方ノ方デ責任ヲ持ツテヤツテ戴クコトニ出來マセヌカ。

○稻葉整地部長 サウ云フ事ニ定メテ居リマスルガ……。

○竹内代理委員 設計ヲ責任ヲ以テヤルカヤラヌカト云フコトニ依ツテ大變準備ガ違フト思フ、國ガヤルト云フコトニナレバ國ガ用意ヲシナケレバナラス、ソレガ決シナイト實際非常ニ遅レヤシナイカト思フ。

○稻葉整地部長 市ノ方ノ人ニヤツテ貰ツテ、國ノ方ハ私共ノ方デヤルコトニナツテ居リマス。

○竹内代理委員 責任ガ分ケテナケレバソレガ爲ニ準備ガ遅レルト困リマスカラ……。

○稻葉整地部長 一番手間ノ取レルモノハ現況ノ調査デアリマス、併シソレハ餘リ頭ハ要リマセヌソレガ出來マスレバ……。

○十河經理部長 設計ハ間ニ合ヒマスカネ。

○稻葉整地部長 先ヅヤル積リデアリマス、少シ遅レルカモ知レナイガ。

○十河經理部長 一人カ二人主任ノ者ヲ國カラヤツテ、アトハ市ノ人デ設計ガ出來マスカ。

○佐野委員 現状調査ハ市ノ手デヤリマスカ國ノ手デアリマスカ。

○永田委員 國ノ人間ヲ市ニ兼務シテ貰ツテ、國デヤツテ居ルノダト云フコトニ市デハ言ヒマス。

○十河經理部長 實際ハ市デヤツテ貰ハナイト出來ナイ。

○永田委員 市ハ區劃整理局ト云フモノヲ拵ヘルコトニナツテ居リマス、數日ノ中ニ人モソレハ決マラウト思ヒマス。

○稻葉整地部長 其方ト協議スレバ大體順序ガ立チマス。

○佐野委員 區劃整理局ハツマリ市ノ整理ノ本部ニ當ルモノデ、ソレニ各出張所ガ出來ルノデセウ。

○永田委員 サウデス、局ハ市役所ニ置クノデ、各出張所ニソレト、又人ヲ配置シマス、ソレハ一

ツ復興局ト能ク協議シテヤリマセウ。

○男爵中島委員長 皆様ノ多數ノ意思ガソコニ在レバ成ベクソレヲ斟酌シテヤツテ戴クノデスナ。

○永田委員 サウ云フ心持デヤツテ貰ハナイト事實ナカナカ出來ナイ、是ハ何シロ三分ノ二マデ出シテヤラウト云フ問題デスカラ名義ハ市デアツテモ人間ヲ働カス事ハ何處マデモ働カセルカラ、監督ヲ十分ニ發揮シテ貰ハヌト事實出來ナイ。

○男爵中島委員長 如何デセウカ、委員多數ノ御希望モアリ、御意見モアリマシタ、其意見ノ在ル所ヲ斟酌シテ準備事務ヲ進行シテ戴ク——別ニドチラニ決メルト云フ譯ニモ行キマセヌ、委員多數ノ希望意見ノ在ル所ヲ御參酌ヲ願フト云フ事ニシテハ如何デスカ。

(「結構デス」異議ナシト呼ブ者アリ)

○男爵中島委員長 ソレデハ連日ニ亘リマシテ委員諸君ノ非常ナ御盡力デゴザイマシタ、幸ニ御盡力ノ結果之ヲ以テ特別委員會ハ終了致シマシタ、委員會ノ經過竝ニ結果ハ明後日ノ總會ニ於テ私カラ御報告致スコトニ致シマス。

午後一時二十分閉會

公園市場特別委員會第一回議事速記録

ツ復興局ト能ク協議シテヤリマセウ。

○男爵中島委員長 皆様ノ多數ノ意思ガソコニ在レバ成ベクソレヲ斟酌シテヤツテ戴クノデスナ。

○永田委員 サウ云フ心持デヤツテ貰ハナイト事實ナカナカ出来ナイ、是ハ何シロ三分ノ二マデ出シテヤラウト云フ問題デスカラ名義ハ市デアツテモ人間ヲ働カス事ハ何處マデモ働カセルカラ、監督ヲ十分ニ發揮シテ貰ハヌト事實出来ナイ。

○男爵中島委員長 如何デセウカ、委員多數ノ御希望モアリ、御意見モアリマシタ、其意見ノ在ル所ヲ斟酌シテ準備事務ヲ進行シテ戴ク——別ニドチラニ決メルト云フ譯ニモ行キマセヌ、委員多數ノ希望意見ノ在ル所ヲ御參酌ヲ願フト云フ事ニシテハ如何デスカ。

(「結構デス」異議ナシト呼ブ者アリ)

○男爵中島委員長 ソレデハ連日ニ亘リマシテ委員諸君ノ非常ナ御盡力デゴザイマシタ、幸ニ御盡力ノ結果之ヲ以テ特別委員會ハ終了致シマシタ、委員會ノ經過竝ニ結果ハ明後日ノ總會ニ於テ私カラ御報告致スコトニ致シマス。

午後一時二十分閉會

公園市場特別委員會第一回議事速記録

公園市場特別委員會第一回議事速記録

大正十三年三月十七日(月曜日)内務大臣官邸ニ於テ開會

議事日程

- 一、議第六號 東京都市計畫並都市計畫事業及共ノ執行年割ノ件
- 一、議第七號 東京都市計畫中央卸賣市場ノ件
- 一、議第八號 東京市區改正設計市場ノ部中變更ノ件

出席者氏名

委員長 伯爵柳 澤 保 惠 君

委員 赤池濃君代

竹 内

六

藏 君

宇佐美委員代

福

永

尊

介 君

幹事

岡山啓介君	鶴見左吉雄君
上山滿之進君	磯部尙君
渡邊鐵藏君	矢野恒太君
潮惠之輔君	直木倫太郎君

復興局職員

金井清君	西村輝一君
------	-------

長官

直木倫太郎君

整地部長

稻葉健之助君

土木部長

太田圓三君

建築部長

笠原敏郎君

計畫課長

菊池慎三君

其他關係職員

議事

午前十時十五分開議

○伯爵柳澤委員長 是ヨリ特別委員會ヲ開キマス—直木サン、何か御説明ガアリマスカ。

○直木長官 モウ別ニ申上グルコトハゴザイマセヌカラ、御質問ヲ伺ツテ御答ヲスルコトニ致シタ
イト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ先ヅ公園計畫ノ方ヲ議題ト致シマス。

○磯部委員 曩ニ本會議ノ時ニ柳澤伯カラシテ當局ニ御質シニナリマシタノデアリマスガ、此ノ關
田公園ノ最モ肝要ナ起點ニナリマス彼ノ舊八百松跡ト云フモノヲ何故此ノ中ニ御入レニナラヌカ
ト云フコトニ付テハ、本會議ニ於ケル當局ノ御説明デハ私共ドウモ納得スルコトガ出來ヌノデア
リマス、アレハ地勢ノ上カラ申シマシテモ、ソレカラ風景ト云フヤウナ點カラ申シマシテモ、又
春秋二季ニ於ケル「ポイントレース」ノ時ナドニ何時モアレガ邪魔ニナツテ、今マデ學生諸子ハ困
リ抜イテ居ツタ所デアアル、幸ニ今度燒ケマシタノデアリマスカラ、彼處ヲ網羅シテシマウト云フ
事ハ非常ニ必要ナ事デアラウト思フ、若シアレヲ彼ノ儘ニシテ置キマスト、折角水戸様ノ邸ガ公

園ニナリマシテモ、其ノ前方ノ視線ヲ遮ツテ眺望ハ大變害サレルコトニナリマス、且ツ枕橋ヲ御架ケニナリマスニモ、彼ノ八百松跡ト云フモノヲ私有地ニ殘シテ置キマスコトハ非常ナ妨害ニナルト思ヒマス、アレハ八百松デハ實ハモウ料理店ヲ經營スルノニ困リ抜イテ居ツタ時機デアリマスカラ、非常ニ好イ機會デ、買上ゲルニモ、ソナニ經費ハ要ラヌト思フ、アレハ是非トモ此ノ公園ノ内ニ包含セラレテ然ルベキモノデアラウト思ヒマス、此ノ點ニ付テ尙ホ當局ノ御意見ヲ承リタイ、モウ一ツハ東京市カラ、此ノ隅田川沿岸ノ逍遙道路ニ付テハ曩ニ復興院ニ建言セラレタサウデアリマス、私ソレヲツイ見ズニシマヒマシタガ、ドノ邊マデト云フ事デ進言セラレマシタカ私ハ存ジマセスケレドモ、私共ノ素人考ヘデハ、隅田川ノ沿岸丁度兩國橋ノ傍ノ元ノ龜清、柳光亭、深川亭ノアタリマデ、ズツト兩岸ヲ逍遙道路ニシテ戴キタイト思フ、是ハ東岸ノ本所區ノ方ハズツト道路ニナツテ居リマスカラ、アレヲ少シ御擴メ下サレバ其ノ儘ニ逍遙道路ニナリマス、西岸ノ淺草區ノ方モ、高等工業學校——新シイ工科大学ガ大部分ヲ占メテ居リマシテ、アレガ他ヘ移ルコトニナツテ居リマスシ、其ノ邊ニハ倉庫ト云フモノハゴザイマセヌ、丁度吾妻橋カラ兩國橋ノ橋際マデハ、倉庫利用地トシテ今マデナツテ居ル所ハ確カアルマイト思ヒマス、アリマシテモ極ク僅カノモノデアリマス、ソレデアリマスカラ河岸地ヲ逍遙道路ニスルコトハ倉庫ノ妨害ニナ

リマセヌカト云フ杞憂ハ其ノ點ニ付テナメト思フノデアリマス、經費モ澤山カ、ルモノデハゴザイマセヌカラ、承ツテ居リマス歐米ノ各首府ニ於ケル河川ノ兩岸ノ逍遙道路ニ倣ツテ、斯ノ如キ好機會ニ於テ其ノ逍遙道路ヲ御擴メ下サツテハ如何カト思フノデアリマス、經費ガ非常ニ澤山掛リマスレバ別問題デアリマスケレドモ、ドウモソナニ經費ハ掛ラヌヤウニ思ハレル、實ハ私ノ理想トシテハモツトズツト擴メタイト思ヒマスケレドモ、ソレデハ餘リ經費ガ掛ルト思ヒマスシ、倉庫所在地ト云フコトノ關係モアラウト思ヒマスカラ、最モ其ノ點デ心配ノ少イ地點ニ於テモウ少シ御擴張下サルコトハ出來マイカト云フコトヲ御尋ネ致シマス。

○稻葉整地部長 枕橋ノ八百松ノ所デアリマスガ、此ノ所ハヤハリ水戸サンノ邸ノ内ニ含マレテ居リマス、ソレデ當初公園計畫ノ内ニ之ヲ入レテ擴メタイト思ツタノデアリマスガ、費用ノ關係デドウモ是マデ併セルト少シ金ガ足りナクナル心配ガアリマスノデ、實ハ除イタノデアリマス、ソレデ所有權ノ關係——水戸家トノ關係ハ左程困難デハアリマセヌ、之ヲ併セマシテモ差支ナク交渉ハ出來ルコトニナツテ居リマスケレドモ、八百松ヲ此處カラ立退カセルト云フ事ハ餘程困難ナ事ガアルノデアリマス、御承知モゴザイマセウガ、八百松ハ水戸家デ此ノ邸ヲ拜領シマシタ時カラ、此ノ土地ヲ八百松ニ貸與ヘテアリマス、數百年來ノ關係ニナツテ居リマス、ソレデ之ヲ立退

カセルニハ餘程困難ナ事情ガアルノデアリマス、若シ之ヲ丁度芝公園ノ内ニ三線亭ガアツタリ、日比谷公園ノ内ニ松本樓ガアツタリスルヤウニ、將來之ヲ八百松ニ貸與ヘテ宜シイト云フコトデアリマスレバ兎モ角デアリマスガ、八百松樓ノ跡ヲ買上ゲテ全然コチラノ經營ノ下ニスツカリヤルト云フ事デアルト、チヨツト困難ナ事情ガ伴ツテ參リマスノデ實ハ除イタノデテリマス、此ノ面積ガ約五百坪アリマスガ、其ノ五百坪ノ内或ル一部分ダケヲ限ツテ公園トシマシテ、其ノ公園外ニ於テ經營スルト云フコトデアリマスレバ左程困難ナ事デモナカラウカト思ツテ居リマス、ソレカラ河岸地ノ問題ハ、是ハ市ノ財政計畫カラ之ヲ貸與ヘテ收入ヲ圖ラナケレバナラヌト云フ關係モアルヤウデアリマス、現ニ此ノ邊モ最近ニ於テ貸與ヘテ居リマスガ、是ノ回收ニハ大分骨ガ折レルヤウデアリマス、之ヲ兩國マデ延スト云フコトニナリマスレバ、成程市ノ體裁カラ言ヒマシテモ、隅田ノ公園トシマシテモ非常ニ結構ト思ヒマスガ、是ハ市ノ方ノ關係デドウダラウカト云フ心配ガアリマス、幸ヒ市長モ見エテ居リマスカラ、市長ノ御意見ヲ承ル方ガ却ツテ便宜デハナイカト思ツテ居リマス。

○磯部委員 市長ヨリ御説明下サルコト、思ヒマスガ、既ニ市カラ復興院ヘ御進言ニナツテ居ルノデスカラ、這般ノ御用意ハ既ニアルコト、思ヒマスカラ、御異存ガナイモノト思ヒマスガ、尙ホ承リダイト思ヒマス、ソレカラ今ノ八百松ノ立退ニ付テ當局カラノ御説明ハ、私ハ甚ダ不満足ニ思ヒマス、水戸様ノ地面デアルト云フノハ私初メテ承ツタノデアリマスガ、アレハモウ八百松ノ料理業ヲモチ餘シテ居ツテ、誰カニ譲リタイ云フ事ヲ言ウテ居ツタコトハ、私窃ニ承ツタコトモアリマス、アレヲ立退カセルニ困難デアルト云フコトヲ仰シヤレバ、スベテ此ノ沿岸ノ市有地デアリマスガ、私有地デアリマスガ、ソレニ住ツテ居ル人、吾々ノ所ニ昨日アタリカテ陳情書ナドヲムヤミニ持ツテ來ラレル、アノ諸君ヲ立退カセルノモ同ジ事デナケレバナラヌト思ヒマス。彼ニ難カシクシテ之ニ易シイト云フ理由ハ決シテ有リ得ベカラザルコトト思ヒマス、殊ニ八百松ノ借地權ダケニ過ギナイモノデアリ、其營業ハ昔ノ八百松トハ違ヒマシテ貸貸席ナドハ有ルカ無キカノ營業デアツタノデアリマスカラ、何モサウ指シテ難カシイ事ハナイト思フ、サウシテ枕橋ヲ御拵ヘニナルニ付テハ大變邪魔ニナルト思ヒマス、ドウモ隔靴搔痒ノ感ガアルヤウニ思ハレマス。

○稻葉整地部長 私ノ説明ガ足りマセヌ爲ニ再ビ質問ヲ戴キマシタ、水戸家ノ方デハ數百年來八百松ニ貸シテ居ル關係モアルノデ、八百松ノ方カラ此ノ際讓ツテ貰ヒタイト云フ交渉ガアツタノデアリマス、併シ是ハ復興院ノ方ノ計畫ガ出來マセヌ爲ニ其交渉ハマダ進ンデ居リマセヌ、唯水戸

家ノ方カラ實ハ何シロ數百年ノ緣故ノアル所デアツテ殆ド八百松ガ所有シテ居ルヤウナ状態ヲ呈シテ居ルモノデスカラ、ソレヲ全然無視シテ復興院ノ方へ買收スルト云フコトハ穩ヤカデナイ、斯ウ云フ話モアリマシタ、サウ云フ風ニ水戸家ノ方デ重ク見テ居リマス所ハ高イノデアリマス、高イモノデスカラ金ノ關係デ、實ハ立退カセルコトガ困難デアルト云フコトハ勿論デアリマスケレドモ、金ガ中々高イモノデアリマスカラソレデ實ハ五百坪トスルト土地代金トシマシテモ相當ノ代金ニナル、ソレニ權利モ加ハリマスト可ナリ高クナリマスノデ、實ハ經費ノ關係上之ヲ除イタヤウナ譯デアリマス、經費ノ都合ガ付キマスレバ之ヲ入レタ方ガ勿論宜イトハ存ジテ居リマス。

○磯部委員 ソレデ何デゴザイマスカ、公園計畫ヲナサルニ方リマシテハ一々其地上權者ナリ借地權者ナリ所有權者ナリニ當ツテ計算ニナツタノデゴザイマスカ、向側ノ住民ノ住居權ニ關シテモ一々御交渉ニナツテ居ルノデゴザイマスカ、ソレヲ先ヅ承リタイ、ソレカラ何か周圍ニ纏綿スル事情ガアツテ八百松ヲ一概ニ立退カセルコトハ出來ナイト致シマシテモ、兎ニ角公園トナサツテ、サウシテ觀望ノ上カラモ其ノ他公園ノ性質ニ逼フヤウナ設備ヲシタ場合ニ於テハ公園條令ニ從ツテ建築物ヲ許ス、例ヘバ日比谷公園ノ松本樓ニ於ケルガ如クニナサルト云フコトモ出來ル筈デア

ル、ソレヲ唯八百松ダケ所有權ヲ尊重スルト云フ事情ガアルト云ヒマスト、大變惡イ影響ヲ及ボシハセヌカトモ思ヒマス、ソレカラ誠ニ好時機ヲ失シテ再ビ取返スコトノ出來ナイヤウナコトヲ八百松ガ設計シタラドウスルコトモ出來ナイヂヤナイカト思ヒマス、モウ一通リ……。

○稻葉整地部長 所有權借地權ノアリマスル所ニ全部交渉ハ致シテ居リマセヌ、唯主ナ所有者ノ所ニハ大體豫算ノ關係ガアリマスカ爲ニ見當ダケハ付ケテ居リマス、一々ドノ所有者ドノ借地權者ナドト細カニ當ツテハ居リマセヌガ、大體此公園計畫ヲシテ其所有地ヲ買フコトガ出來ナイト云フヤウナ事ガアリマシテハイケマセヌカラ、主ナ所ダケハ大體意向ダケハ聞イテ居リマス、今ノ此八百松ノ所ハ費用ノ關係デ實ハ除イタヤウナ譯デ、其他ノ事ニ付テハ他ノ御方ニ……。

○伯爵柳澤委員長 費用ノ關係ト云ツテ幾ラナノデスカ。

○稻葉整地部長 一寸掛リマス、全體公園ノ金ハ全體ヲ押ヘラレテ居リマスカラ、餘リ手ヲ伸バシテ置キマス、公園ノ經費ダケデハ逆モ賄ガ付カヌヤウナ結果ニナリマス。

○笠原建築部長 八百松ノ土地ハ五百坪位デゴザイマス、實測シタ結果デアリマセヌカラ能ク分リマセヌガ、大體五百坪ソコラデアリマス、之ヲ除ケマシタノハ詰リ出來ルダケ豫算ノ範圍内デー杯ニ土地ヲ買ヒタイト思ヒマスノデ、少シデモ金ヲ有效ニ使ヒタイト云フヤウナ所カラ僅ナ所ヲ

除イタヤウナ譯デアリマス、此土地ハ詰リ殘シテ置イテモ從來ノ如ク公園ニ相應シタ料理屋が出
 來テ、公園ノ風致ノ上カラモ邪魔ニナラヌモノガ出來ルダロウ、ソレヨリモ外ノ方ヲ買ツタ方ガ
 宜カラウト云フヤウナ事デ除イタ譯デゴザイマシテ、大シテ彼處ヲ入レルコト、入レナイコトト
 サウ劃然ト利害ガ分レル譯デハナイノデアリマスケレドモ、此邊ヲ入レルトスレバ、此邊ヲヤメナ
 ケレバナラヌトカ云フヤウナ點ガ出テ參リマスノデ、其邊ハ程度ノ問題デ判斷ヲ御願ヒシタイト
 思ヒマス、枕橋ヲ拵ヘルモノニ此處ガアルト非常ニ困ルト云フ事デゴザイマスケレドモ、位置ハ
 多少コチラニ(圖ヲ示シテ)持ツテ來ルカモ知レマセヌガ、運河ガアリマスノデ船ガ廻ツテ來マ
 スカラ此入口ニ直グ架ケル譯ニ行キマセヌカラ、此處ノ方カラ架ケネバナラヌノデアリマス、其
 點ハ大シテ變リアリマセヌ。

○潮委員 金ノ見込ハ凡ソツカナイノデスカ、八百松ノ問題ヲ解決スル爲ニ凡ソ幾ラ金ガアツタナ
 ラバ宜イノデスカ。

○稻葉整地部長 ソレハ一寸言ヒ難イノデアリマス。

○伯爵柳澤委員長 費用關係ト云ヘバドウシテモ仰シヤラナケレバ困リマスネ、委員ガ……。

○稻葉整地部長 先程ノ公園ノ費用ダケデハ賄ヘヌ譯デアリマス。

○笠原建築部長 八百松ヲ公園トシテ使ヘバ將來ツマラナイ公園トシテノ風致ヲ破壊スルヤウナモ
 ノヲ制限スルコトガ出來ルト云フ利益ハアリマス。

○直木長官 八百松問題ハエライ研究ヲシテ除イタノデアリマセヌカラ、適當ニ御修正ヲ願ツテ
 宜カラウト思ヒマス、ソレカラ兩國橋ノ所マデ逍遙公園ニシタテト云フ御話ガゴザイマシタケレ
 ドモ、東京市カラ出テ居リマス希望トシテハサウ云フ意味デナシニ、藏前ノ高等工業及專賣局跡
 ヲ公園ニシテ置イタラ宜カラウ、坪數三萬五千坪、サウ云フモノヲ德通シテ來ラレテ居ツタノデ
 アリマス、其前ニ高等工業學校及專賣局跡ヲドウ致スカト云フ問題ハ復興局トシテ非常ニ研究致
 シマシタノデ、當分ノ間ハ復興局ノ材料置場、橋梁ナドノ材料ヲ製造スル種々ナ工場等ニ使ヒタ
 イト思ヒマス、ソレガ一通リ濟ミマシタ上デアレテ公園トシタレバ一番宜イト思ヒマスガ、併シ
 其時ノ事情ニ依ツテマダ數年後デアリマスカラ適當ナ議論ガ起ルカモ知レマセヌガ、今カラ公園
 ニシテシマウト云フコトハヤリ難イノデ、姑ク其問題ハ留メテ置キタイ、藏前公園ト云フモノガ
 出來テ上流ノ其處マデ繋ガツテ來タ方ガ宜カリサウデアリマスガ、是ハ少シ研究ヲ要スル、河岸
 地トシテソツクリ貸シテアル奴ヲ公園ヲ其處マデ持ツテ來ルト云フコトヲ此際決メルノハ一寸隅
 田川ノ利用ノ上カラドウカ知ラント思ヒマス、成ベク隅田川ノ兩岸ハ吾妻橋カラ上流ト云フコト

ニシテシマツテ、上流ノ方へ伸ビテ行クコトハ差支ナイト思ヒマスガ、下ノ方ハ工場其他川ヲ利用スルコトニ依ツテ成立ツテ居ル營業者ニ對シテ大分苦痛ヲ與ヘル問題モアリマスシ、此上流ニ伸ビテ行クノハ宜イケレドモ、特ニ藏前公園ヲ殘シテ置イテ吾妻橋へ來ルマデ川縁ニ細長イモノヲ造ルト云フコトハ、當局トシテ一向考ヘテモ居リマセスシ、暫ク其處マデ赴クコトヲ見合セタイト思ツテ居リマス。

○磯部委員 市カラハ矢張逍遙道路トシテ建議セラレタト思ウテ居リマシタガ、サウ云フ御趣意デアリマスナラバ、別デゴザイマスガ、今度ノ都市計畫デ吾妻橋ト兩國橋ノ間ニ又一ツ橋ガ出來ル、即チ淺草ノ藏前カシラテ向側ニ行ク橋ガ出來マス、ソレガ出來マストドウシテモ兩國橋カラ其橋ニ至ル、新シク出來ル橋ニ至ル道ト、吾妻橋カラ新シイ橋ニ至ル道ト私ハ人家ヲ取拂ハナケレバナラスト思フ、逍遙道路ト云フヤウナコトハ贅澤デアルトシテモ、少ナクとも通常ノ道路ヲ拵ヘル必要ガアルト云フコトハ、チョット御考ニナレバ直グ分ル筈デアリマス、サウ云フ見地カラシテ此逍遙道路、少クトモ道路ト云フモノハ、最モ必要ヂヤナイカト思ヒマス。

○永田委員 先刻カラ隅田川公園ノ事ニ付キ市ノ意見ト云フヤウナ御話ガ出マシタヤウデスガ、當局トシテハ大分種々ノ意見ヲ出シテ居ルノデ、極ク最初ノ理想案トシテハ隅田川ノ沿岸ニ沿フテ

ズット道ヲ付ケ、サウシテソレヲ公園ニシタイト云フ考ヲ特ツテ居ツタノデアリマスガ、今日各種ノ企畫ガ當初ノ理想ト大分違ツタ方針ノ下ニ總テノ設計ガサレ、且全體ノ豫算ヲ定メラレテ此豫算内デ經營ヲシナケレバナラスト云フヤウナ時ニ當ツテ、初メ提出シタ考通リノモノヲ今日市ガヤルカヤラヌカト云フコトニ付テハ新ニ尙研究シナイト、經費ノ都合ヤ種々ナル關係上今ヤルト云フコトハ申上ゲ難イ、何レ只今ノ事ニ付キテハ能ク研究致シタ上デ申上ゲルコトニ致シタイト思マス。

○伯爵柳澤委員長 隅田川公園ノ方ノ質問ハ此位ニシテ先ニ進ミマセウ——ソレデハ濱町公園ヲ議題ト致シマス。

○潮委員 チョット復興局ノ方ニ御伺ト致シマスガ、折角斯ウシテ御希望ナリ何ナリ非常ニ高キ程度トシテ公園ヲ三ツ今日モ問題ニナツテ居ルノデスケレドモ、拵ヘハ拵ヘマスケレドモ其後直グ潰サレルヤウナ事ガ起ルト折角公園ヲ拵ヘテモ拵ヘタ効能ハナイ、今八百松ノ問題モチョット復興局長官カラ御話ガアリマシテ、後デ使用サセル云々ト云フコトデアリマスガ、自然サウナルト後ノ管理ト云フ事ガナカク、面倒ニナルと思フ、此ノ千萬圓以上ノ金ヲ使ツテ設置サレル公園ノ後ノ管理ニ付テ、何カ復興局デハ御考ガアリマスカ、或ハ當面ノ御主管ノ問題デハ將來ナイカモ

知レマセヌケレドモ、御答が得ラレ、バ伺ツテ置キタイ。

○笠原建築部長 復興局ト致シマシテハ先ヅ公園ノ用地ヲ得マシテ、設備モ計上シテ置キマシタダケノ設備費デ相當ノ設備ヲシマシテ、アトハ當然市ニ於テ管理サレルコトニナリマス、ソレカテ今ノ御質問ノ御趣旨ハ、折角公園トシタ所ヲ將來又他ノモノニ潰シテシマフヤウナコトガアツテハイカスト云フ御意見デアリマスガ、將來ハ例ヘバ彼ノ下谷ノ竹町トカ云フヤウナ公園ニ付テハサウ云フ例モアリマシタケレドモ、今度ノ公園ニ付テハ、公園ハ公園トシテノ機能ヲイツモ十分發揮スルヤウニシタイト考ヘテ居リマス。

○潮委員 序デニ伺ツテ置キマスガ、在來ノ公園ニ付テハ今ドウ云フ風ニナツテ居リマスガ、東京市ニ數十箇所ノ公園地ガアリマス、是ハ燒ケタノモアリマスガ、其ノ跡ハヤハリ今度ハ此ノ機會ニ公園トシテ管理スルコトニナツテ居リマセウカ、ソレト今度新公園ヲ作ルト云フ事ハ歩調ガ合フカ合ハヌカト云フコトヲ伺ヒタイ。

○笠原建築部長 在來ノ東京都市計畫委員會デ設計トシテ議定サレテアル公園デ、開設ノ分ハ——大都分ハ開設シテ居リマス、未開設ノ分モアリマスガ、其ノ開設ノ分ハ勿論公園トシテ維持シテ參リマス、ソレカテ設計ハ公園ト確定シテ居リマシテモ、事實上公園トシテ利用サレテ居ラナイ

所モアリマス、是等ハ今マデ色々事情ガアツテ、公園トシテ利用スルノニ非常ニ困難デアリマシタケレドモ、是等ハ復興局ト致シマシテモ又市ト致シマシテモ、今度ハ此ノ機會ヲ利用シテ出來ルダケ公園トシテ利用スルコトニ努メタイト思ツテ居リマス。

○磯部委員 復興局デハ御承知デゴザイマスガ、本所區ニハ在來綠町公園ト云フモノガアル、所ガ事實東京市中デ公園ノ無イ區ハ本所區一ツデアル、ソレニ綠町公園ト云フモノガ地圖ノ上デハアルコトニナツテ居ツテ今日マデ無カツタ、ソレハ借地料ヲ取ツテ人ニ貸シテ居リマシタ、今度復興局カラ出サレマシタ地圖ヲ見マスト、ヤハリ此處ハ青イ色ガ塗ツテアリマス、又是ハ市區改正委員會ニ於テ既ニ決議ニナツテ公園トスルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、是モ只今ノ御説明ニ依レバ——是ハ市ノヤルベキ事デアリマスガ、復興局デハ公園トナルモノト云フ御前提ノ下ニ立案セラレタモノト思ヒマスガ、私共考ヘテ見マシテモ、今度被服廠跡ノ公園ガ出來、糧秣廠跡ノ公園ガ出來ル、加フルニ隅田公園ト云フモノガ出來マスト、此ノ綠町公園ト云フモノハ實ニ蛇足ノ感ナキ能ハズデアル、僅ニ——幾坪デゴザイマシタカ、非常ニ狭イモノデアル、併ナガラヤハリ是ハ市區改正委員會デキマツタモノデアルカラ、當然公園ニナルモノデアアル、又公園トスベキモノデアルト云フ御豫定デゴザイマスガ、市ノ事ダカラ知ラヌト仰シヤルカモ知レマセヌガ、

チヨツトソレヲ伺ヒタイト思ヒマス。

○笠原建築部長 緑町公園ハ面積七千九百坪ト云フコトニナツテ居リマス、是ハ都市計畫ノ設計トシテハ定マツテ居リマスガ、今日マデ未ダ實用ニ供シテ居リマセヌ、併ナガラ東京市全部ニ亘ツテ、議會ノ豫算ニモ出マシタ通り、五十箇所ノ小公園ヲ尙ホ此ノ外ニ設置シテ兒童ノ遊園トシテ與ヘナケレバナラス、又市會カラモ、五十箇所デハ足ラス、是ハ小學校ノ數ト同ジダケノ小公園ヲ作ツテ貫ヒタイト云フ意見モ出テ居リマス、殊ニ東京市トシテハ兒童或ハ婦人ナドノ平生遊ビニ行クト云フヤウナ小公園ガ足りナイト思ヒマス、今回提案シタノハ而積ノ比較的大キナ公園デアリマスガ、小サナ公園ガ尙非常ニ澤山要ルト思ヒマス、緑町、竹町ノ如キ公園モ出來ルナラバ今後ハ公園ノ機能ヲ完ウスルヤウナ運ビニシタイト思ツテ居リマス、是ハ市ノ方デモ十分努メテ戴カナケレバナラスト思ヒマス。

○潮委員 序ニモウ一ツ伺ツテ置キタイ、今笠原君ノ御話ハ大體吾々ト御同感ノヤウデ、成ベク公園ノ機能ヲ完ウサセルヤウニシタイト云フ御話デスガ、ドウモ從來——是ハ東京ニ限リマセスケレドモ、空地ガアレバ直グ建物デモ建テ、之ヲ利用シテ行キタイト云フ氣分ガ、一體ニアルノデアリマス、殊ニ以前カラ吾々サウ見テ居リマスガ、今度震火災ヲ受ケテカラ、一層空地ハ空地デ置ク必

要ガ痛切ニアルヤウニ思フ、ソレデ此公園ガ出來上レバ、斯ウ云フ機會ニ——或ハ復興局直接デナイカモ知レマセスケレドモ、内務省ノ方トデモ御協議ヲ十分下サツテ、公園ノ管理ニ就テ政府ノ方針ヲ定メラレルト云フ事ガ必要デハナイカト思フ、是ハ私今日委員トシテ、又市民トシテ申上ゲルノデスガ、サウ云フ御考ハアリマスマイカ、將來相當公園管理ニ付テ、公園ノ機能ヲ完ウサセル——法制ガ要リマスカドウデスカ、法制ガ要レバ法制ヲ作ル、若シ要ラナケレバ何等カノ方法ヲ以テサウ云フ方針デ進ムト云フ御考ヲ、少クトモ復興局ニ於テハ御持チデアリマセウカ。

○笠原建築部長 御説ノ如ク市内ノ高イ土地ノコトデアリマスカラ、空地ガアレバ建物ヲ建テタイ、利用シタイト云フノハ人情デアリマスケレドモ、公園トシテ設計ヲ立テタ以上ハ、ソコハ出來ルダケ公園ノ機能ヲ完ウサセルヤウニ努メナケレバナラスノハ勿論デアリマス、從來公園ノ管理ニ付テハ法制ト云ツテ特別ニ公園ニ關スル法令モ無イヤウデアリマスカラ、今後此ノ管理方ニ付テハ法制ノ研究モ致シタイト思ツテ居リマス、又内務省トノ關係モ御協議ヲシテ、將來ハ此ノ過去ノ經驗ヲ繰返サナイヤウナ方法ヲ執リタイト思ツテ居リマス。

○矢野委員 隅田公園ノ方ハモウ御シマヒニナリマシタカ。

○伯爵柳澤委員長 御質問ニナツテ宜シウゴザイマス。

○矢野委員 皆様ノ所ニモ出テ居リマセウガ、淺草ノ方ノ側カラ陳情書ト云フモノガ參ツテ居リマス、斯ウ云フ其ノ土地ニ居ル人々ノ困難スルト云フ狀況ハ何處ニデモ起ル事ト思ヒマスケレドモ、非常ニ皆様ノ所ヲ訪問シテ居ルヤウデアリマスカラ、此ノ公園ニ就テ、誰方カラモ御質問ガアリマセヌカラ私カラ當局ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマスガ、隅田川ニ面シテ居ル住宅地ヲ持ツテ居ツテソコデ川ヲ利用スル渡世ヲシテ居ル者ガ、其處ヲ立退カサレテ町中ニ這入ツテハ、川ヲ利用スル營業ガ出來ナイノデ非常ニ難儀ヲスルト云フ困難ナル事情ヲ陳情シテ居リマス、ドノ邊マデガ事實デアルカ、私モ能ク事實ヲ知りマセヌケレドモ、之ニ付テハ一應ノ御考慮ノアツタ事ト思ヒマスカラ、御説明ヲ承リタイ、此ノ陳情ハ當局ノ方ニモ來テ居リマスカ。

○笠原建築部長 來テ居リマス、中ニハ直接川ヲ利用シテ營業シテ居ル者モ多少ハアルヤウデゴザイマス、又中ニハ本當ノ住宅デ普通ノ何處ニ在ツテモ宜イ商店モゴザイマス、是等ヲ立退カセルト云フ事ハ、一般河岸地ノミナラズ何處ニ在リマシテモ非常ニ氣ノ毒デアリマスケレドモ、方々ヲ選定シマシタ結果、ドウモ向フカラ進ンデ希望シテ土地ヲ賣リタイト云フヤウナ所ダケヲ買ツタノデハ、ドウシテモ適當ナ公園ノ機能ヲ完ウスルコトガ出來マセヌ、大體今度ノ隅田公園ニシテモ錦絲公園ニシテモ濱町公園ニシテモ、成ベク其ノ地元ノ人間ノ餘リ困ラナイ所ヲト思ツテ選

定ニ苦心シマシタガ、中々サウ都合ノ好イ所バカリハアリマセヌ、公園ノ面積ト所在ガ先ヅ此ノ邊ト決マレバ、之ニ關聯シテ多少立退カセル已ムヲ得ナイ所ガ出テ來マスガ、ドウモ仕方ガナイト思ヒマス。

○矢野委員 序ニモウ一ツ伺ヒマスガ、隅田川公園ハ所謂逍遙公園ト云ツタヤウナ遊歩道、所謂「ドライブス、ロード」ニナル、紐育ノ「リヴアー、サイド」ノヤウニスルナラバ、之ヲ兩國橋マデ持ツテ行クト云フ御説モゴザイマシタケレドモ、セメテ上流ノ方ハ丁度「ボートランド」ノ「ハイ、ウエー」ヲ見タヤウニ、ズツト隅田川ヲ上流マデ上ツテモ宜イト思ヒマスケレドモ、唯吾妻橋ノ所デ向フヘ渡ツテ、今度出來ル公園ノ水戸邸ノ所ヘ着ク迄ノ間ニ、公園地帯デナイ所ガ一箇所アリマス、麥酒會社ナドノアル所ト思ヒマスケレドモ、彼處ダケボツント公園ガ切レナイデグルト廻ッテ川上ノ方ヘ行ツテ、サウシテ一廻リシテ歸ツテ來ルヤウナ所謂「ドライブス、ロード」ヲ御造リニナルト云フヤウナ御計畫ハナカッタノデアリマセウカ、アルケレドモソレハ已ムヲ得ナイ事情デ中斷セネバナラスト云フ事デアリマスカ、ソレヲ伺ヒタイ。

○笠原建築部長 初メハ金ガ許スナラバ今ノ御説ノヤウニ、上ハ白髭橋マデ行キタイ、下ハモウ少シ下マデ延ビテ來タイト云フヤウナ計畫モシテ見マシタガ、段々金ノ關係カラ先ヅ經費ノ許ス範

園内、手一バイニ擴ゲルト云フヤウナ所デ落着イタノデアリマス、ソレカラ吾妻橋ノ間ニ麥酒會社ガアリマス、是ハ燒ケナイデ居リマスガ、唯アレヲ今取拂フト云フ事ハ到底經費ノ關係上出來マセヌガ、川ノ縁ノ道路ハモウ少シ幅ヲ廣クシテ、逍遙ニ差支ナイ程度ニハ多少幅ヲ廣クスルコトダケハ考ヘテ居リマス。

○磯部委員 私ハ此ノ各公園ニ就テデナシニ御尋ネ致シマスガ、豫算ヲ見マスト云フト用地費、設備費ガ年度割ニナツテ居リマス、此ノ設備費ト云フモノノ年度割ハ能ク分リマスケレドモ、用地費ト云フモノヲ斯ウ云フ風ニ年度割ニナサル基準ハドウ云フ所ニ置カレテアリマスガ、大體ノ御方針ヲ承リタイト思ヒマス、唯疑問ノ出テ來マスノハ斯ウ云フ事デス、公園トスルト云フ豫定地ハ決マツテ居リマス、是ハ私有地デアリマスレバ直グ御買上ニナラナケレバナラス、之ヲ大正十七年度ガ來タラ公園ニスル土地ダカラ、オ前ノ私有地ヲ買上ゲルゾト云フ事ヲ宣言ナサツテ、其ノ儘ニシテ置タト云フ譯ニハ行カヌ、金ガ出來ルニ從ツテ設備ヲナサルト云フ事ハ分ツテ居リマスケレドモ、買上費ト云フモノヲ年度割ニナサルト云フノハドウ云フ所カラ出發セラレテ居ルカ私分リマセヌカラ御説明ヲ願ヒタイ。

○笠原建築部長 民有地ダケヲ買收シマスノハ成ベク初年度ニ於テ全部豫算ガ取レ、バ一番結構デ

アリマスケレドモ、豫算ノ關係上サウモ行キマセヌノデアスウ云フコトニナツテ居リマス、大體十三年度、十四年度ニ於テ一番金額ハ多イノデアリマスカラ、民有地ハ決定致シマスレバ成ベク初メノ年度ニ於テ買ツテ、官有地ノヤウナ所ハ又相當ノ諒解ノ附ク所ハ後ヘ廻シタイ、斯ウ云フ考デアリマス。

○磯部委員 矢張私ハ分ラヌ、後ニ延スト云フコトハ出來ナイノデアアリマセヌカ、此處デ復興局ガ何處々々ヲ公園ニスルト決定スレバ、今ノ隅田川ノ淺草ノ方モ、ソレカラ濱町ノ中岡家ノ跡ト云フヤウナ所ハ、一時ニ御買ヒニナラナケレバナラス話デ、オ前ノ所ハ公園ニスルノダケレドモ十七年度マデハ金ガ無イカラ、ソレ迄ハ拂ハヌゾト云フ事デ向フガ承知スル譯ハナイ筈デアル、設備ハナサラナケレバ宜イノデスカラ、此方ハ大正十七年ヘ皆御延シニナツテモ一向私異議ハアリマセヌケレドモ、用地費ハサウ參ルマイト思フ。

○笠原建築部長 ソレハ御尤ゴザイマスガ、マア法制ノ上カラ云ヘバ都市計畫トシテ議定サレタモノガ多少年度ガ延ビルコトハ、都市計畫トシテ議定サレルト云フコト、ソレガ都市計畫トシテ買收セラレルト云フコトハ多少時日ノ相違アルコトハ差支ナイコトト思ヒマスケレドモ、成ベクハサウセズニ、早イ年度ニ於テ買フノガ適當ダト思ヒマス、道路ノ如キ都市計畫トシテ議定シ

テ置キマシテ買收スルノガ常ニ遅レルト云フコトハアリマスガ、併シ政府トシマシテ、其買收モ成ベクサウ云フ事ハシタクナイト云フノデ、大體ニ今申シマセウナ大正十三年度、十四年度ト云フ方面ニ金ヲ多ク使ツテ居リマス、官有地ノ買收其他多少年度ノ遅レルコトハ諒解ガ出來得ルコトト思ヒマスノデ、サウ云フ點ヲ斟酌致シマスシ、又能ク已ムヲ得ナケレバ多少年度ノ變更モ出來ナイコトハナイト思ヒマス、其點ニ付テハ實際ニ當リマシテ適當ナ運用ヲ講ジテ皆ニ迷惑ヲ掛ケナイ方法デ行キタイト思ヒマス。

○磯部委員　ドウモ私ニハ分ラヌノデスガ、私ノ常識デハ……各位ニハ御分リニナツテ居ラレルカ知リマセスガ、公園ニナルト云フコトナラバ「バラック」一ツ立タスコトモ出來ヌ、營業ハ勿論ノコト何モ出來ナイ、手ヲ空シウシテ當局ノ豫算ガ充實セラルルマデ待ツテ居ラナケレバナラヌト云フコトニナリマスカラ、十三年度、十四年度ニ大抵入レタト仰シヤルケレドモ、十三年度ニ入レラレテ十四年度ニナツタラ拂ツテヤルト云フコトヲ言ハレタ人間ガ黙ツテ泣寝入リニナルト云フコトヲ御考ヘニナツテ居ルノデアリマスガ、或ハ損害賠償ノ請求クラキ在ルモノト云フ御計畫ノ下ニ此豫算ヲ御編成ニナツテ居ルノデアリマスガ、例ノ地所ヲ買上ゲルニ付テ壺二百圓トシテ市民ハ應ゼマイト云フコトモ大橋委員カラ色々苦情ガ出マシタガ、ソレトハ問題ガ違フノデ

ス、公園ニナルト云フコトニ決マツテ居ツテ金ハ十四年度十五年度ニナラナケレバ渡サスト云フコトニナリマスカラ大變違フ、ドウモ私ニハ諒解ガ出來兼ネマス。

○笠原建築部長　一々事情ガ違フノデ一概ニ申上ゲルコトハ出來マセヌケレドモ、大體今申シタヤウニ買フ年度ハ十三、十四年度ニ餘計持ツテ來テ居リマスカラ、此範圍デ適當ニ賄ツテ、多少差ハアリマスガ成ベク早ク買フヤウニシタイ、經費ニ多少關係モアリマスガ、此點ハ賄ヘル積リデ居リマス、後ノ年度ニ行キマス分ハ是ハ官有地其他、少シ位年度ガ遅レルト云フコトニ付テ適當ナ諒解ヲ得ラレルト云フ考デ居リマス。

○伯爵柳澤委員長　大正十三年度ノ豫算ハ二十二萬二千圓デアリマスガ、是ハ豫算ヲ立ツタ時分ニハ何時カラ何時マデト云フ御見込デアリマスガ。

○笠原建築部長　豫算ハ臨時議會ガ濟ンデカラ本年度一杯ト云フコトニナツテ居リマスガ、今ニナツテハ非常ニ差迫ツタ事ニナツテ居リマス。

○伯爵柳澤委員長　「ドライブ」ナドト云フ事ガアリマスガ、公園ナドニソソナモノヲ作ルノデスカ、ソソナモノハナイノデセウ。

○笠原建築部長　無論ナイノデス、是ハ約十間位シカアリマセヌカラ「ドライブ」スルヤウナ大道路

ハアリマセヌ。

二七二

○伯爵柳澤委員長 向島ニハアリマスカ。

○笠原建築部長 コチラハ土手ガアリマスカラ、土手ヲ擴ゲマスカラ、土手ハ自動車位通レルヤウニナリマス。

○伯爵柳澤委員長 ソレハ均一ニ擴ガリマスカ、吾妻橋カラ……。

○笠原建築部長 此處マデ一定ノ幅デアリマス。

○伯爵柳澤委員長 枕橋ハアリマセヌカ、同ジニ行カナイノデスカ。

○笠原建築部長 コチラハ將來廣クシ得ルノデアリマス、此處モ今度多少非常ニ狭クアリマスカラ少シ擴ゲ得ルモノト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 土手下ノ低イ所ハドノ位アリマスカ。

○笠原建築部長 約十間位デアリマス、今土手敷ヲ更ニ十間位此處ニ多少上ヘ致シマシテ土手ト同ジ高サニシタイト思ウテ居リマス。

○伯爵柳澤委員長 土手ヲ入レナイデ十間デスカ。

○笠原建築部長 土手其モノハ四間位シカアリマセヌガ、多少擴ガリマス。

○伯爵柳澤委員長 擴ガツタ外ニ十間位擴ガリマスネ。

○笠原建築部長 サウ云フ積リデゴザイマス。

○伯爵柳澤委員長 淺草ノ方ハドウデス。

○笠原建築部長 狭イ所ハ十間、ソレデスカラ廣イ道路ハムツカシイカト思ヒマス、公園ノ中ヲ自動車ガ通ルノハ一寸難カシイト思ツテ居リマス。

○磯部委員 自動車ハ通サヌ方ガ宜イデアアリマセヌカ。

○笠原建築部長 淺草ノ方ハ一寸難カシイカト思ツテ居リマス。

○磯部委員 自動車通ヲ拵ヘテモ、新シイ都市計畫ノ道ヲ利用サセテモ、自動車其他一般車馬ノ通行ヲ禁ジテシマツタ方ガ公園ノ機能ニ適シハシマセヌカ。

○笠原建築部長 一般車馬ハコチラニ大キナ道ガアリマスカラ貨物自動車ハ勿論サウ云フモノハ禁ジヤウト思ヒマス、唯花時ナド込ム時ニハドウカ知リマセヌガ、平常ノ時ハ普通ノ自動車ヲ禁ズルノモドウカト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 土手ノ中ニモ多少貫通スル自動車ノ道ハ出來マスネ、川ニ沿ハズニアル譯デセウネ。

○笠原建築部長 ハイ。

○伯爵柳澤委員長 「ドライブ」スルトカ云フコトハ出来マセヌネ、要スルニ總テ「ドライブ」ハ出来マセヌネ、兩方トモ……。

○笠原建築部長 コチラハ「ドライブ」出来ルト思ヒマス。

○伯爵、柳澤委員長 公園外ノ「ドライブ」デセウ。

○笠原建築部長 公園外デゴザイマスガ、事實公園ト同時ニ使用スル考デ居リマス。

○磯部委員 是ハ白髯マデ來ナイノハ經費ノ關係デスカ、小松島ナドハ勿體ナイモノデスネ公園ニシナイノハ……。

○笠原建築部長 出来ルナラバ此邊マデ市郡ノ境界マデト思ツテ居リマスケレドモ、サウ云フ譯ニ行キマセヌ。

○伯爵柳澤委員長 川ハ御埋メニナリマセヌネ、兩方トモ……。

○笠原建築部長 川ヲ埋メル計畫ハアリマセヌ、ソレハ餘程研究シナイト今決メラレヌ問題デス、内務省ノ方トモ協議シナケレバナリマセヌシ、コチラハ非常ニ深い所デゴザイマスカラ非常ニ困難カト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 コチラノ狭イ所ハ何間デスカ。

○笠原建築部長 一番狭イ所ガ四間半デアリマス。

○伯爵柳澤委員長 ソレガ伸ビテ行クノデアリマスネ。

○笠原建築部長 伸ビテ行ク積リデ居リマス、十間位ニナリマス。

○伯爵柳澤委員長 マダ御質問モゴザイマセウケレドモ便宜他ノ方ニ移リマス。

○渡邊委員 公園ノ事デチヨット御伺シタイ事ガアリマス、今度ノ地震ニ付テ旋風ガ起ツタ事ニ付テ公園ヲ設クル場所ニ付テ地震學者、其ノ他ガ大分心配シテ居ラレル點ガアルノデス、ソレハ詰リ川ニ沿ツテ旋風ガ起ルカラ川ニ沿ツテ公園ヲ設ケルノハ人ヲ集メテ殺ス場所ヲ造ルモノダト云フヤウナコトヲ言ツテ居ラレル、併シ是モ最近ノ研究デゴザイマスカラドレ程マデ吾々信用シテ宜イカ分ラヌト考ヘマス、併シ地震學者ハ例ヘバ濱町公園何カハ危険ダトカ、或ハ明曆ノ大火デ此處デ矢張何萬人カ死ンダトカ云フヤウナ事ヲ心配シテ居ラレルノデアリマス、併シ我々ノ考デアリマス、旋風ガ川ヲ通ツテモ川ノ傍ニ空地ガアレバ其處ヘ火サヘ來ナケレバ、大丈夫ダト考ヘルノデアリマス、尙サウ云フ大火災ガ何十年目ニアルカ分ラヌノデアリマスカラ、サウ云フ事ノ爲ニ不斷使フ公園ノ地位ガ左右サレルト云フコトハ甚ダ遺憾ダト考ヘマスルカラ、勿論此濱町公

園ニシテモ其他隅田公園ニシテモ、川縁ニアルト云フコトニ付テ私ハ勿論少シモ心配ハナイト考ヘマスガ、地震學者其他今度ノ火災ヲ心配シタ方ノ心配ハ一應考ヘテ見ル必要ガアルト思フ、ソレヲ考ヘマストドウ云フ事ヲ注意スレバ宜イカト考ヘテ見マスト、公園ノ中へ風ガ假令吹イテモ火ガ入ツテ來ナイヤウニスレバ宜イヤウニ考ヘルノデアリマス、是カラ火災其他戰爭等ハ滅多ニアリマセヌデセウガ、公園ハ矢張非常ナ場合ニハ自ラ避難ノ場所ニナツテ人ガ澤山入ツテ來ルト思ヒマスガ、假ニ火災ガ伴ツテ居ル場合ニハ、焰ガ直接吹付ケルヤウニナルト、假令將來荷物ヲ持込ムコトヲ禁止シテモ、又旋風デ苦シメラレルト云フヤウナ事ガアリ得ナイトモ云ヘナイト思ヒマスカラ、出來レバ成ベク公園ノ周圍ハ耐火構造ニシテ、焰ガ直接ニ、圍リガ燒野ケ原ニナツテモ、此ノ中へハ吹付ケテ來ナイ、公園ノ空氣ガ冷タイ爲ニ旋風ガ起ツテモ火ガ其中ニ入ツテ來ナイト云フ風ノ周圍ガ、場所ニ依ツテハ必要デナイカト考ヘラレマスガ、公園ノ周圍ノ街路ニ面スル建物、之ヲ丁度防火線ガ街路ニ付テ設ケラレテ居ルヤウニ、公園ヲ保護スル意味デ公園ノ建物ノ構造ヲ制限スルト云フ風ノ事ニ付テ當局ハ御考慮ガアリマスガ、其點ヲテヨツト御伺致シタイ。

○笠原建築部長 旋風ト火災ノ關係ニ付テ大分議論モアルヤウデアリマス、今度ノヤウナ非常ナ際ニ、一面大火災ガ起キタト云フヤウナ場合ニ、空地ガアレバ必ズ旋風ガ起ルト云フ事ハドウモ已

ムヲ得ナイコトデ、公園ノ位置ガ川ノ縁ニ在ルト無イトニ拘ラズ、多少ノ旋風ハ起ルモノト思ヒマス、唯川ガアリマスレバ旋風ガ川ニ沿ウテ起リ易イト云フ事モ亦事實デアルヤウニ思ヒマス、唯都市一面ガ大火災ニナツタヤウナ避難場所トシテノミ選擇スレバ、川ノ縁ニ取ルト云フコトハ宜クナイカト思ヒマス、併シ又一方カラ申セバ川ノ縁ニアレバ、片方カラ火ガ來テモ片方ハ絶對ニ火ガ來ナイト云フ所カラ安全ナ譯カト思ヒマス、其邊ハ色々難カシイ問題カト思ヒマス、又此度ノ大火災ノ旋風ヲ研究シテ居ラレル人ニ聽キマシテモ、旋風ハ火事ノミノ結果デアルト言フ人モアルヤウニ考ヘマス、又或ル人ハアノ時ノ氣象學上當然旋風ガ起リ得ル状態ニナツテ居ツタノデ、ソレト火事ト兩方ガ一緒ニナツテアンナ風ニナツタト云フヤウニ説明サレル人モアルノデ、専門ノ方ニ聽イテモ未ダ一致シタ説モナイヤウデアリマスガ、兎モ角モ都市一面ガ大火災トナルヤウナ場合ヲ豫想スレバ、ソコハ多少ノ、大ナリ小ナリノ旋風ノ起ル場所ニナルト云フ事ハ考ヘ得ラレルノデゴザイマスカラ、公園ト火災トノ關係、火災ガ公園ニ餘リ影響ヲ及ボサヌト云フヤウナ點ニハ注意致シタイト思ヒマス、ソレニ對シテ今考ヘテ居リマスノハ、成ベク公園ノ附近ニハ常綠樹ノヤウナモノヲ植エテ、旋風ノ直接ニ來ルノヲ防グ、又火事ノ場合ノ焰ノ來ルノヲ防ギタイト考ヘテ居リマス、公園ノ周圍ヲ全部耐火構造ニシテ焰ノ來ルノヲ防グト云フ事モ非常ニ結

構ナコトト思ヒマス、出來ルナラバサウ云フ風ノ獎勵ハシタイト思ヒマスガ、現在考ヘテ居リマス防火地區ハ、先ヅ丸ノ内附近ノ如キ集團地ハ全部ナルノデゴザイマスカラ渡邊サンノ御希望ノヤウニナルト思ヒマスガ、方々ニアリマス今度新設スル公園ノミナラズ、現在残ツテ居リマス數十ノ公園ガアリマス、其周圍ヲ全部耐火構造デヤラセルト云フ事モ、少シ事實困難カト思ヒマス、先ヅ現在豫定シテ居リマス都市ヲ碁盤目ノヤウニ割ツテ防火線ヲ設定スルト云フ、此都市全部ニ對シテノ防火線デ——是デ満足シテ居ル譯デアリマセスガ、先ヅ將來是ガ完成シタ場合ニハ、今度ノヤウナ大火災ハ防ギタイト云フ考ト、又公園ガ餘リニ數ガ多クゴザイマスノデ、現在ハ公園ノ周圍ニ耐火構造ヲ強制スルト云フ考ハ持ツテ居リマセスガ、唯ソレニハ樹ヲ植エルトカ、或ハ其ノ他ノ設備ニ依ツテ旋風ナリ焰ノ來ルノヲ避ケタイト云フ考ヲ持ツテ居リマス。

○渡邊委員 實ハ旋風ノ事ハ地震學者ガ餘リ心配シテ御居デニナルノデ、義務トシテ私取次ギマシタノデスガ、私モ川ノ縁ニ公園ガアル爲ニソレ程危険カドウカト云フ事ハ、實ハサウ心配シテ居ナイノデアリマスガ、火ノ這入ラヌ用心ヲスル方ガ根本ダト考ヘテ、今ノ耐火構造ヲ成ベク公園ノ周圍ニ造ラセルヤウニシタ方ガ宜イト考ヘテ御伺ヒシタ譯デアリマスガ、具體的ニ申上ゲマスト例ヘバ濱町公園デアリマスガ、アノ公園ノ直グ外側ノ道路ハ防火地區ヲ強制サレル區域ニ這入

ツテ居ナイト考ヘマス、サウデスナ。

○笠原建築部長 此ノ北ノ方ノ大幹線ニ對シテハ防火地區ニナルト思ヒマスガ、周圍ノ小サナ道路ニ對シテハヤラウト云フ考ハアリマセス、此公園ノ附近ハ綠葉樹ヲ適當ニ配置シテ防ギタイト考ヘテ居リマス。

○渡邊委員 出來レバ之ヲサウ云フ事ニスルト餘程安心ガ出來ルト思ヒマス、ソレカラ砲兵工廠ノ周圍、アレハ大體廣イ通りデアリマスカラ、假ニ公園トナツテモ防火建築ガ強制サレルト思ヒマスケレドモ、一方ノ小石川ノ側ガ狭イノデドウカト考ヘル、出來レバ公園ノ周圍ハ、路幅カラ言ヘバ防火地區ヲ強制スルヤウナ場所デナクトモ、特ニ防火地區ニ指定スル、云フ風ナ事ヲ希望シタイト思ツテ、一寸御伺ヒシタデアリマス。

○伯爵柳澤委員長 此濱町公園ハ隅田川ヲ埋立テルノデスカ——其坪數ハドノ位デスカ。

○笠原建築部長 將來ハ埋メタ方ガ宜シイト云フ希望ヲ持ツテ居リマスガ、今ハマダ埋メルト云フ考ハアリマセス、埋メマシレバ此邊ハ幅十間位、濱町ノ電車ノ曲リ角カラ兩國ニ近イ方ハ五間位ダラウト云フヤウナ漠トシタ考ダケヲ持ツテ居リマス、此設計ニハマダ埋メル設計ニハナツテ居リマセス。

(笠原建築部長各圖面ニ就キ説明ス)

○伯爵柳澤委員長 唯今説明ヲ承リマシタガ、此公園ノ地域ニ付テハ一度實地ヲ御覽ニナル必要ハアリマセヌカ。

○鶴見委員 一寸其前ニ承ツテ見タイト思ヒマス、此度ノ公園ノ御計畫ハ誠ニ結構デアリマス、段々澤山ニ數ガ殖エルノハ結構デアラウト思ヒマスガ、數ガ殖エルト云フコトガ必要デアリマスト周時ニ、其公園ガ相當大キナモノデアツテ非常ノ際ニハ之ヲ有用ニ使ハレルト云フモノデナクテハナラヌモノデアラウト思フ、此間ノ被服廠ノ死骸ヲ見マシテアレハ三萬坪以上アツタ土地デアツタト思ヒマス、ソレデストラモ非常ナ慘害ヲ受タタノデアリマスカラ、今回ノ御計畫ヲ見マスト、隅田公園ダケハ三萬坪以上ニナツテ居リマスガ、他ノ所ハ皆一萬坪位ノモノデアリマス、斯ウ云フ小サナ公園デ果シテ大震災ノアツタ時ニ或ハ避難場所ニナルトカ、戰爭ノ時ニハ何か相當ノ設備デモ出來ルト云フヤウナ目的ガ果シテ達セラレルカドウカ、平日何モ無イ時ニハ斯ウ云フ公園ハ澤山アリマスト便宜デ宜シイノデアリマスガ、今回一千萬圓以上ノ費用ヲ投ゼラレテ公園ノ御計畫ヲナサルト云フノハ、今度ノ大震火災ニ鑑ミテ必要ナル設備ヲシヤウト云フ目的ニ基タモノデアラウト思フ、何ダカ斯ウ見ルト小サナ公園ガ到ル處ニ澤山アルノデアリマスガ、寧ろ斯ウ云

フモノヲ整理シテデモ非常ニ大キナ公園ヲ造ツテ、有事ノ際十分ノ目的ヲ達スルヤウニスルト云フノガ必要デナイデアラウカト云フヤウナコトヲ考ヘルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付テハ斯ウ云フ小サナモノヲ澤山造ル方ガ宜イカ、或ハ纏メテ大キナモノヲ數ヶ所ニ造ルコトニシタ方ガ宜イカ、ソレ等ノ事ニ付テハ御研究ニナツタノデアリマスカ、ナイナラバ其事ニ付テ我々ノ得心ノ行クヤウニ御説明ヲ願ツテ置イタ方ガ結構デアラウカト思ヒマス。

○笠原建築部長 公園ノ大キサニ付キマシテハ一口ニ公園ト申シマシテモ色々ナ公園ノ種類ニ依ツテ異ツタ働キガアルコト、存ジマシス、又外國デモ學者ナドモサウ云フ風ニ申シテ居リマスガ、子供ノ遊ブ極ク小サナ公園、ソレヨリモウ少シ大キナ一萬坪二萬坪位ト云フ公園、更ニ都市全體ニ働イテ居ル大キナ、例ヘバ日比谷トカ、上野トカ、芝トカ云フヤウナ大キナ公園、又自然ニアル森林ヲ保存シタ自然公園ト云フヤウナモノ、各々性質ガ違フ、總テノ種類ガドウシテモ必要ダト云フコトハ明カナノデゴザイマスガ、出來上ツタ市街地ニ之等ノ總テノ種類ヲ採ルト云フコトハ非常ニ困難デアリマス、今度モ實ハ大キナ公園一ツハ欲シイ、殊ニ江東方面ニ於テ一ツ欲シイト考ヘマシタノデ、初メハ猿江ノ所ノ前ニ今宮内省カラ市ニ御下賜ニナツタアノ邊ニ、御下賜ニナツタモノヲ纏メテ一ツノ大キナ公園ニシタイト考ヘタノデゴザイマスケレドモ、偶々却ツテ先

手ヲ打ツテ向フカラ御下賜ニナツタヤウナ工合デ、御下賜ニナツタ所ト若シ非常ノ場合貯水場ノ園リノヤウナ所ヲ利用出來レバ稍々向フノ方面ノ大ナル避難所ニナリ得ルカト考ヘルノデゴザイマス、之ニ接續シテ今度公園ヲ造リタイト一時思ツタ事ガアリマスガ、土地區劃ノ關係上折角造ツテモ兩側ノ道路ニ依ツテ大キナ避難場所トシテノ働ヲシナイノデ、已ムヲ得ズ本所深川ト云フ全體ヲ公園ノ「デイストリビニューション」ニ考ヘテ、コンナ所ニ持ツテ來タノデアリマス、仰セノ如クサウ云フ大キナ大災害ノ場合、或ハ戰爭等ノ場合ニ大キナ公園ノ必要ナル事モ是ハ明デゴザイマシテ、山ノ手方面ノ上野トカ芝トカ——芝ハ餘リ利用モ出來マセヌガ、其他マダ將來避難所トシテ一般ニ顯ハレテ居ルア、云フ所ト交渉スレバ出來ル餘地ガアリマスガ、江東方面ハ今ノトコロ餘リ大キナ公園ガ出來ナイノハ甚ダ遺憾デゴザイマス、唯サウ云フ公園ハ必要デアリマスカラ、將來埋立地等ノ出來マシタ場合ニ、相當考慮スル必要ハアルト思ヒマスガ、差當ツテ今提案シタ程度ノ公園ガ非常ニ缺乏シテ居ルト云フ考カラ選ンダノデゴザイマス、サウ云フ大キナ公園モ經費ガ許シマスナラバサウ云フコトハ認メテ居ルノデアリマス。

○伯爵柳澤委員長 鶴見サンノ云フヤウナ大公園ヲ計畫サレタノデハナイノデセウカ。

○笠原建築部長 大公園ト云フ事デハ先刻申シマシタ猿江ノ所ノ御下賜ニナツタ所ノアノ邊ヲ擇ン

デ、モウ少シ大キナ面積ヲ取リタイト云フ希望ヲ持ツテ居ツタノデゴザイマス。

○伯爵柳澤委員長 ソレハ江東方面ダケデスネ。

○笠原建築部長 其他ノ方面ハモウ少シ後廻シニシテ適當ナ機會ガアレバ取リタイト思ツテ居リマ
スガ、先ツ差當リ隅田川附近トカ日本橋方面ノ何モ無イ所ニ一ヶ所位斯ウ云フ公園ヲ置キタイト
云フノデゴザイマス。

○伯爵柳澤委員長 猿江橋ニ公園ヲ造リタイ御考ヘニナツタノハドノ邊リニナリマスカ。

○笠原建築部長 是レダケガ(地圖ニ付キ)猿江ノ御料地デゴザイマス、是カラ此邊ニ斯ウシマシテ、
是ガ貯水場デスカラ、イザト云フ場合ニ避難ガ出來ヤウカト思フノデアリマス。

○鶴見委員 其御下賜ニナツタ土地ハ將來何ニナルノデスカ。

○笠原建築部長 公園トシテ東京市ニ御下賜ニナツタノデアリマス。

○鶴見委員 實際今度被服廠ニ避難シテ酷イ目ニ遭ツタ、一萬坪位ノ公園ヲ拵ヘテ置イテ、事ガア
ルト皆避難スルダラウト思ヒマスガ、サウシマスト將來餘程ウマク考ヘテヤラスト又慘事ヲ繰返
スコトニナル、相當ノ廣場ガアリマスト人ガ集ル譯ナノデス。

○磯部委員 再ビ前ノヤウニ工場ガ出來タラ益々火ガ早ク行キマス、工場地帯ヲ設置セラレルト云

フコトハ矢張避難場所ガナイト同ジ事デス、ケレドモ私ハソレガ爲ニ森林帯ノヤウナ外壁ヲ拵ヘテ、中ニ水ヲ澤山供給出來ルヤウナ裝置ニシタラ助カルダラウト思ツテ居リマス、全部學者ノ言フコトハ到底賛成ガ出來マセヌガ、川縁ニ荷物ヲ捨テルコトガ出來レバ人ハ死ナ、イノデスガ、荷物ヲ捨テルコトガ出來ナカツタカラ死ンダノダト思フ。

○鶴見委員 横濱ニ小サナ公園ガアリマスガ、水道ガ破裂シテ水ガ出テアノ中デ大分助カツタト云フ、ソナヤウナ事ガ宜イカモ知レマセヌ、出來ルナラバ大キナモノガ出來ルコトガ餘程望マシイト思ヒマスガ、經費ノ關係デアリマスカラ已ムヲ得ナイト思ヒマスガ、折角一千万圓以上ノ金ヲ掛ケルノデスカラ、出來ルナラバモウ少シ完全ナモノガ出來ルコトヲ希望シタイヤウナ感じガシマス。

○笠原建築部長 三ヶ所ヲ一ヶ所ニ持ツテ行キマスレバ其處ダケハ出來ヤウカト思ヒマス、サウスルト配置上チヨット困ルト思ヒマス。

○矢野委員 其點カラ云フト私ハ上野カラ芝マデノ間ニ廣イ道路ヲ拵ヘテ、之ヲモツト廣クシテ置キタイト思ヒマス、三十間以上ノ道路ニシテ置ケバ餘程宜イ、是ハ袋デナイデスカラ、横町ガ付テ居リマスカラ逃ゲ易イ。

○磯部委員 ソレハ極ク賛成デスガ併シ金ガ随分掛ルコトダラウト思ヒマス。

○渡邊委員 矢野サンニ申上ゲタイトデスガ、二十四間道路ヲ三十間トカソレ以上ニシタイト云フ御話デスガ、是ハ公園トハ關係ハナイ問題デスガ、私ハ三十間ヲ五十間ニシテモ兩側ノ建築ヲ制限シナイ、復興局ガドンナ建物デモ建テサセル、一階二階ノ木造デモ構ハヌト云フコトニナツタラ何ニモナラヌト思ヒマス、是ハ幸ヒ今度強制サレル防火建築ガ出來ルナラバ二十四間デモユツクリ歩イテ居テモ宜イダラウト思フ、火サヘ來ナケレバ良イ、防火地區サヘ出來ルダケ擴張スレバ、燒ケナイ家ヲ造リサヘスレバ、ソレデ安全第一ノ條件ガ保證サレル譯デス。

○矢野委員 ソレハ交通ガ繁クナルト、殊ニ電車、乗合自動車、普通ノ自動車、人力車、荷車、馬車、アノヤウナモノガ輻輳スルト、ドウシテモ二十四間デハウマク行カナイ。

○渡邊委員 復興局ニ伺ヒタイト思ヒマスガ、兩側ノ建物ハ何階マデ許サレル積リデスカ、私共ハ高イ建物ヲ怖レテ居ル。

○笠原建築部長 二十間道路ハ現在ノ所百尺ニナツテ居リマス。

○渡邊委員 私ハ危ナイト思ツテ居リマス、私許リデハナイ、地震學者其他建築學者、色々學者ノ方ハ非常ニ心配シテ居リマス、低イ方ヲ制限スルナラバ、危険ト云フ點カラ高イ方モ制限シナケ

レバナラヌト思ヒマス、ソレハ此委員會ト關係ガ違ヒマスカラ、質問シテ宜イカドウカ知リマセ
ヌガ、質問スレバ徹底的ニ質問シタイ事ガアリマス。

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ市場ノ方ノ問題ニ移リマスソレカラ當局ニ注意シマスガ、今日ハ外ノ
委員會モアリマスガ、是カラハ別々ニ願ヒタイト思ヒマス、永田サンモ向フニ行ツテ居ラレルシ
直本サンモ居ラレマセヌカラ、別ノ日ニ願ヒタイト思ヒマス——デハ圖ニ依リテ順次御話ヲ願ヒ
マス。

(笠原建築部長各圖面ニ就キ説明ス)

○上山委員 イツカノ總會ノ時ニ、魚類ノ市場ニ付テハ分場ハ設ケナイト云フヤウナ御話ガアリマ
シタガ、今東北方面カラ來ル魚類其他ハ現在ドウ云フ徑路ヲ經テ日本橋へ持ツテ來マスカ、一例
ヲ言フト鹽釜ノ鯛ナドハ、普通秋葉原ノ方へ來マスカ。

○笠原建築部長 秋葉原デハ生魚ハ扱ヒマセヌ、全部隅田驛デ下シマシテ、隅田カラ自動車デ魚河
岸へ持ツテ參リマス。

○上山委員 是カラ後モサウナリマスカ。

○笠原建築部長 今度築地ノ方ニ市場ガ出來マスレバ、汽車デ山手線ヲ廻シマシテ、隅田へハ來ナ

イコトニナリマス。

○上山委員 今度秋葉原ニ市場ノ分場ガ出來ルト、之ヲ魚市場ニスルカドウカト云フ事ハ當局ノ決
メ方デドウデモナリマセウガ、秋葉原ニ於テ東北ノ魚ヲ始末スルト云フヤウナ論ガ、道理ヲ以テ
可ナリ有力ニ起ツテ來ハシマセヌカ、農商務次官ドウデスカ——尙ホ附加ヘテ置キマスガ、千葉
ノ方面モコツチノ海岸ハ船デ來ルデセウガ、外海ノ方面ノ魚ハ場合ニ依ルト汽車デ兩國ニ持ツテ
來ルト云フヤウナ論ガ自然起ツテ、而モソレガ道理ガアル爲ニ面倒ニナリハセヌカト云フ事ヲ心
配シテ居リマスガ、ドウデセウカ。

○鶴見委員 御尤ノ御意見ト思ヒマスガ、今ノ所デハ魚類ノ參リマス徑路ハ、鹽釜、千葉、アノ方
面ノモノハ大抵隅田驛へ參リマス、サウシテソレヲ自動車デ日本橋ノ魚河岸ニ運バレテ居ツタノ
ガ、今度ハソレヲ總テ山手線デ持ツテ行ツテ、汐留驛カラ——海軍省ノ用地ヲ幸ニ得ラレル事ニナ
レバ、彼處引込線ヲ以テ入レヨウト云フコトニ、只今ノ考デハナツテ居リマス、今ノ所デハ白濱
デアリマストカ、アノ方面ノ漁港ノアル所ノモノハ大抵皆船デ築地へ持ツテ來ルコトニナツテ居
リマス、唯汽車デ持ツテ來ルモノ、一部ハ、或ハ將來ニナツテ何トカ都合ガ附ケバ、今御話ノ秋
葉原ニ持ツテ來レヌコトハナイト思ヒマス、併シ今ノ所デハ其處へ來ルノモ汐留へ行クノモ、殆

ト大シタ運賃ノ差が無イ、精々二三哩ノ殖エ方デアルト思ヒマス。

○上山委員 若シサウダトスルト、現在デモ山手線ヲ廻ツテ汐留ヘ來テ、汐留カラ魚河岸ヘ運ンダ方ガ確ニ小運送ノ費用ハ餘程違フト思ヒマス、ソレガサウ行ハレナイデ居ルノヲ今後ハサウスルト云フコトデスガ、今後ハマア汐留ノ直グ近所ニ中央市場ガ出來マスカラ、勿論非常ニ便利デアルト思ヒマスケレドモ、現在デモ御話ノ通りデアルト隅田驛ヘ下シテ自動車デ運ブヨリ、汐留ヘ下シテ運ブ方ガ餘程近イト思フ。

○笠原建築部長 只今上山サンノ御話ノ東北カラ來マス魚類ヲ汐留ニ廻シマス事ハ、運賃デハ今農商務次官ノ御話ノ通り極メテ僅カノ違ヒデアリマスガ、時間ノ點ニ於テ非常ニ不利益ダサウデアリマス、ソレデ只今ハ矢張り隅田カラ自動車デ送ツタ方ガ便利ダト云フコトデアリマス。

○上山委員 サウスルト尙ホ私ノ最初御尋ネシタノガ疑問ガ深クナル、今度秋葉原ニ市場ガ出來ルノデアルカラ、秋葉原ニ持ツテ來テ秋葉原ノ市場デ魚ヲ取扱フ方ガ極メテ便利デアル、斯ウ云ス事ガ極メテ道理ノアル要求ニナリハシマセヌカ。

○鶴見委員 ソレモゴザイマスガ、モウ一ツハ斯ウ云フ事ガアリマス、御承知ノ通り魚屋ガ行ツテ買出ヲヤリマスニハ、ドウシテモ色々な種類ノ魚ヲ卸賣スル所デナクテハナラヌ、各地ノ魚ヲ一

所ノ場所デ扱ハナイト都合ガ悪イノデアリマス、ソレデ今ノア、云フ不便ナ日本橋デモ、方々ノモノヲ一所ニ集メテ賣買ヲシテ居ルノデ、東北ノ魚ガ來ルト云フダケデハドウシテモ一ツノ中央卸賣市場トシテハ體ヲ成サヌドラウト思ヒマス、ドウシテモ各地ノ魚ガ集マラスト——例ヘバ東北ノ方カラ來ル種類ノ魚ト、ソレカラズツト朝鮮或ハ下ノ關ノ方面カラ來ル魚ガ一緒ニ賣買サレナイトイカスト思フノデアリマス、ソレナヤウナ關係デチヨツト急ニハ私ハサウ云フ議論ハ出ナイダラウト思ヒマス、將來東北地方ノ漁業ノ状態デモ變ツテ參リマシテ、種々ノ經濟界ノ變化ガアツタ曉ニハ或ハサウ云フ議論ガ起ルカトモ思ヒマスガ、今ノ所サウ云フ議論ハ起ラヌドラウト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 此神田ト京橋ノ市場ハアレハ廢サレルノデスカ。

○笠原建築部長 現在ヤツテ居ル市場ハ是ハ農商務省ノ方カラ今度出來ル市場ニ移轉スルヤウナ運ビニスルコトニナリマス。

○伯爵柳澤委員長 サウスルト築地ハ魚ト肉デスネ。

○笠原建築部長 築地ハ何デモ全部ヤリマス。

○渡邊委員 此中央卸賣市場ノ位置ニ付キマシテハ管テ——最近デアリマスガ——東京市政調査會

デモ大分調査シタ事ガアリマシテ、其時ノ案トシテモ海軍ノ只今ノ候補地ト芝浦ノ埋立地ト、ソレカラ芝離宮沖ニ別ニ埋立地ヲ造ツテヤツタ方ガ宜カラウト云フ三ツノ案ガアリマシテ、色々考慮ノ結果、理想トシテ、海軍ノ所ガ一番宜イガ此處ハ海軍ガ中々下サラスト云フ事ト、一ツハ鐵道省ノ意見ヲ内々伺ヒマシタ所ガ、技術上此處ニ引込線ヲ引込ムコトハ不可能ダト云フ御答辯デアツテ、其爲ニ是ハ考ヘラレナイト云フ事ニナツテ、結局芝離宮沖ト芝浦埋立地トヲ比較シテ、種々ノ點カラ芝離宮沖ガ好イト云フコトニ決定シタ次第デアリマスガ、今回幸ニシテ海軍ノ用地ハ一般ニ提供シテモ宜イト云フコトニナツタコト、考ヘマスルガ、尙疑問トシテ残ツテ居リマスノハ、引込線ハ此前ニハ不可能デアルト云フ御意見デアツタガ、丁度中央停車場ノ下ヲ貫通スルコトガ不可能デアルト云フコトヲ此頃鐵道局ガ御話ニナツテ居ルノト同ジ事デアリマスルガ、勿論中央停車場貫通ノ問題ヲ從來ハ嘗テ私ガ總會デ申シマシタヤウニ、鐵道當局ハ貫通ハ可能ダト云フ御話デ態々其豫算マデ作ツテ御示シニナツタト云フコトヲズツト前デアリマスガ伺ツタ事ガアル位デアリマシタ、技術家ノ見方ニ依ツテ或ハ出來ルト云フ人モアリ、出來ナイト云フ人モアルノカモ知リマセヌガ、今度ノ市場ニ付キマシテモ引込線ハ確カニ出來ル、即チ或ハ高架ニスルノデスカ鐵道ヲ引込マレルノデスカ、兎ニ角出來ルト云フ説モアリマス、其當時不可能ダト云フ

ヤウナ意見ハアツタノデアリマスガ、此點ニ付テ鐵道當局ト御交渉ガアツテ引込モ出來ルシ便宜ニ出來ル、詰リ芝離宮沖ニ設ケルヨリ便宜ニ引込ガ出來ルト云フ風ナコトニ見當ガ付イテ居リマスカ、ソレヲ一寸御伺ヒ致シタイ。

○笠原建築部長 引込線ハ非常ニ難關デゴザイマスルガ、此處ニ引込線ヲ持ツテ來マスト今ノヤウナ配線ノ状態ニナレバ大シテ難カシクモナイノデゴザイマスガ、現在ハ此處ニ圖ガアリマシヤウニ(圖ニ付キテ)此線路ハ皆斯ウ改メラレル、一本ダケコチラニ持ツテ來ルノハ困ルト云フ御話デスケレドモ、此河岸地ハ現在此運河カラ直グ荷揚スルノデ其鐵道ガ必要デアル、其處へ持ツテ來ルノデアレバ必ズシモ不可能デナイト云フヤウナ話デ、今研究中デアリマス、ソレデ芝離宮ノ方モ鐵道省へ鐵道ヲ一本通スト云フコトニ内交渉シテ居ラレタノデスガ、ソレハ今度ヤメテ宜イト云フ事ニナリマシタノデ、多分出來得ル見込デアリマス、勿論コチラノ希望トシテハ鐵道省ニ御無理デアツテモ此中ヲ通ツテ此處ニ斯ウ來ルノガ一番良イト思ツテ居リマス。

○渡邊委員 高架デ引込マレルノデハナイノデスカ。

○笠原建築部長 是ハ高クナツテ居リマスガ、此邊ニ行キマシテ荷物ヲ持ツテ來ナケレバナリマセヌ關係上……。

○渡邊委員 高架ノ儘引込ソレカラ上カラ下ニ荷物ヲコロセバ宜イデセウ。

○笠原建築部長 サウ云フ設計モアリマスカ、始終下ニオロサナケレバナリマセヌノ設備ノ金モ必要デアリマスカラ、成ルベクハ此邊デ下リテ斯ウ持ツテ來ルヤウニシタイト云フノデアリマス。

○渡邊委員 若シ引込線ガ出來ナイト云フ鐵道省ノ回答ガアレバ、土地ノ選定ニ付テ考ヘ直サナケレバナリマセヌカ。

○笠原建築部長 コチヲトシテハドチラカデ出來ル見込ヲ掛ケテ居リマス。

○伯爵柳澤委員長 如何デセウカ、辨當ガアリマスカラ是デ中止セラレマスカ、今日ハ是デ打切ツテ置キマスカ。

○岡田委員 今更別段何モ言フコトハナイノデアリマス、只今海軍ヘ甚ダ早く提供スルヤウナ御話デゴザイマスガ、此築地ノ海軍ノ一劃ハ御承知デモアリマセウガ、海軍トシテハ、誠ニ放スニ忍ビナイ土地デアリマス、是ハ帝國海軍ガ初メテ創設サレマシタ時ニ、海軍ノ中央官衙ガ此一劃ノ中ニ出來マシタノデ、ソレハ明治初年ノ築地ノ海軍役所トシテ相當ニ謳ハレテ居ツタ所デアリマス、海軍トシテ此位便利ナ所ハ無イノデアリマス、幾多ノ變遷ヲ經マシタケレドモ今東京ニドウ

シテモナケレバナラスト云フモノダケ此區劃内ニ集マツテ居ル、此前史跡名勝保存會デゴザイマシタカ、白河樂翁ノ拵ヘタノダト云フ「秋風ノ池」「春風ノ池」ト云フ池ガゴザイマシタ、ソレハ保存シテ欲シイト云フコトヲ言ハレテ居リマス、海軍トシテ築地ノ一劃ハソナモノヂヤナイ、帝國海軍ガ出來ルト同時ニ離ルベカラザル關係ガアルノデアリマスカラ、此處ヲ放スト云フコトハ誠ニ忍ビナイノデアリマスケレドモ、私共デモ此處デナクテモ中央市場ハ或ハ芝浦埋立地デモ宜クハナイカ、又芝濱離宮沖ノ埋立地デモ宜クハナイカ、斯ウ云フノデ屢々農商務省及市ノ當局ニ御研究ヲ願ツタノデアリマス、農商務省及市當局ハドウシテモ築地ノ一劃デナイト中央市場ハイカナイノダ、此處ニ中央市場ヲ設ケレハ魚ノ値段ガ今ハ小運送ヤ何カ入レマシテ一噸八圓トカ九圓掛ルモノガ、約半額デ市民ニ供給ガ出來ル、芝浦ノ沖デモイカナケレバ芝濱ノ沖ノ埋立デモイカナイノダ、此處ニ限ルノダ、ト云フ御説明デアリシマシタカラ、市民ニ半額デ必要ナル食糧品ガ口ヘ入ルヤウナ處デアリ、此處ヲ除イテ外ニナイト斯ウ云フ事デアリマスナラバ、多少ノ不便ハ忍ビ思出多キ土地ヲ放シテモ、適當ナル換地ヲ得ラレサヘスレバ放シテモ宜イ、斯ウ云フコトヲ言ツテ居ルノデアリマス、是ガ他ト同ジ所デアル、芝浦ノ沖ニヤツタノモ同ジデアル、芝濱ノ埋立デヤラレタノモ同ジデアルト云フコトニナレバ、吾々ノ考モ亦非常ニ違フノデアリマス、

ドウゾ左様御承知ヲ願ヒマス。

○渡邊委員 只今私が芝離宮沖ノ埋立地其他ノ候補地ノ事ヲ申シマシタノデ、海軍當局カラ只今外ニ候補地ガアルナラバ海軍ノ土地ハ從來通りニ利用シタイト云フヤウナ御考ガチヨット窺ハレタヤウデアリマスケレドモ、併シ此海軍ノ土地ガ第一ニ良イト云フコトハ東京市政調査會デモ勿論認メテ居リマシタ、農商務省當局トシテモサウ云フ意見ガアツタサウデアリマスルガ、東京市政調査會ハ極ク「ブライベート」ナルモノデアリマスガ、ソコデ調査シマシテモ、第一ニ此處ガ良イト云フコトハモウ直グニ決定シタノデアリマシテ、此處ニ市場ガ出來レバ市内ニ對スル分配ノ上カラモ、荷物ノ集メ方ノ上カラモ大變ニ都合ガ好イノダト云フ事デアリマシテ、其次ニハ芝離宮沖デアルケレドモ、出來レバ海軍ノ土地ト云フ事デアツタノデアリマシテ、集散上ヨリシテモ此處ガ一番分配ノ點カラ宜イ、殊ニ鐵道ノ線路ガ芝離宮沖ニ致シマス「ガード」ガ厄介デアリマシテ、分散ノ道ヲ附ケルノニ大變不便デアリ非常ニ不都合ヲ感ズルノデアリマス、併シ先程申シタヤウニ、海軍デハ絶對的ニ御必要デアルト云フ事デアリ、現在其當時ハ火災ニモ罹ツテ御出デニナラナカッタノデアリマスカラ、サウ云フ點カラ海軍ニ絶對ニ必要デアルト云フ風ニ承ツテ居リマシタ、加フルニ鐵道引込線ガ不可能ダト云フヤウナ説明ガアリマスコトデ何トモ其以上ニ考慮

ノ餘地モナイヤウニ考ヘマシテ、遺憾ナガラアキラメ掛ケテ實ハ芝離宮沖ト云フ風ナコトニ東京市政調査會ト云フモノ、意見ガサウ云フ風ニナツタ次第デアリマスルガ、決シテ此海軍ノ土地ガ他ノ處ハ同ジ條件デアルト云フヤウナ意味デハナイノデアリマシテ、優ツテ居ルコトハ勿論此處ガ最モ好イ土地デアルノデス、ドウゾ私が先程鐵道關係カラ申シマシタ事カラ誤解ガ起ツテ、外ノ土地デモ宜イノダト云フ風ニ海軍側ニ御考ヲ願フト大變私トシテハ不都合ダト考ヘマスノデ、チヨット辯解致シテ置キマス。

○岡田委員 能ク分リマシタ。

○上山委員 只今海軍側ノ御話デ、アノ場所ヲ海軍ガアノ儘デ持ツテ御居デニナル事ガ非常ニ便利デアルト云フ事ハ御尤デアラウト思ヒマス、ソレデ他ノ場所トノ中央市場トシテノ利害關係ガ大シテ違ヒナイモノナラバ、是ハ少シ考フベキ問題ダと思フ、此次マデ宜シウゴザイマスガ、他ノ候補地ト比較シテ特別ニ此海軍ノ所管地ガ非常ニ有利デアルト云フ御意見ノヤウデスカラ、其具體的ノ御説明ヲ、書面デモ宜シウゴザイマスガ、承リタイト思ヒマス。

○渡邊委員 ソレニ關聯シテ一寸伺ツテ置キマスガ、此市場ノ面積ハ九萬八千坪ト云フコトニナツテ居リマスガ、是ダケ全部市場トシテ必要ナノデスカ。

- 笠原建築部長 市場トシテ東京市デ大體見込マレテ居リマス取扱貨物ニ對シテ、坪當リノ比較ヲ出シマスト分場ニ對シテハ本場ノ方ハ今多少裕リガアルヤウニ考ヘマス、是ハ必ズシモ是レダケ全部ヲ市場トシテ今直チニ使フト云フ意味デナク、大體此範圍ノ内ニ於テ市場ヲ設置スルト云フ意味ニ御取リヲ願ヒタイ、分場ノ方ハ大體差當リノ取扱ノ見込モ分リマスガ、本場ハ總テヲ取扱フノデアリマスカラ、將來ノ増加モ見込シテ置カナケレバナラスト思ヒマス。
- 渡邊委員 前ノ都市計畫地方委員會デノ御計畫ハ、確カ五萬坪見當デアリマシタ。
- 笠原建築部長 殊ニ海軍側ト致シマシテハ、アノ參考館ノアル邊ハ當分アノ儘ニ保存シタイト云フ御希望モアルヤウデゴザイマスカラ、全部直チニ使フト云フ意思デハナイノデアリマス。
- 伯爵柳澤委員長 併シ將來ハ矢張り皆要ルト云フノデセウ。
- 笠原建築部長 必シモサウトモ限ラナイノデ、大體此ノ範圍内ニ於テ市場ヲ造リタイト云フノデス。
- 伯爵柳澤委員長 ソレデハ今日ハ是デ散會致シマシテ、明日ハ公園並ニ市場豫定地ノ實地ヲ踏査スルコトニ致シマス。

午後零時二十五分散會

公園市場特別委員會第二回議事速記録

○笠原建築部長 市場トシテ東京市デ大體見込マレテ居リマス取扱貨物ニ對シテ、坪當リノ比較ヲ出シマスト分場ニ對シテハ本場ノ方ハ今多少裕リガアルヤウニ考ヘマス、是ハ必ズシモ是レダケ全部ヲ市場トシテ今直チニ使フト云フ意味デナク、大體此範圍ノ内ニ於テ市場ヲ設置スルト云フ意味ニ御取リヲ願ヒタイ、分場ノ方ハ大體差當リノ取扱ノ見込モ分リマスガ、本場ハ總テヲ取扱フノデアリマスカラ、將來ノ増加モ見込ンデ置カナケレバナラスト思ヒマス。

○渡邊委員 前ノ都市計畫地方委員會デノ御計畫ハ、確カ五萬坪見當デアリマシタ。

○笠原建築部長 殊ニ海軍側ト致シマシテハ、アノ參考館ノアル邊ハ當分アノ儘ニ保存シタイト云フ御希望モアルヤウデゴザイマスカラ、全部直チニ使フト云フ意思デハナイノデアリマス。

○伯爵柳澤委員長 併シ將來ハ矢張り皆要ルト云フノデセウ。

○笠原建築部長 必シモサウトモ限ラナイノデ、大體此ノ範圍内ニ於テ市場ヲ造リタイト云フノデス。

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ今日ハ是デ散會致シマシテ、明日ハ公園並ニ市場豫定地ノ實地ヲ踏査スルコトニ致シマス。

午後零時二十五分散會

公園市場特別委員會第二回議事速記録

公園市場特別委員會第二回議事速記録

公園市場特別委員會第二回議事速記録

大正十三年三月十九日(水曜日)復興局會議室ニ於テ開會

議事日程

- 一、議第六號、東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割ノ件
- 一、議第七號、東京都市計畫中央卸賣市場ノ件
- 一、議第八號、東京市區改正設計市場ノ部中變更ノ件

出席者氏名

委員長 伯爵柳 澤 保 惠君
委員

赤池渡君代
竹 内 六 藏君
永 田 秀 次 郎君
宇 佐 美 勝 夫君
岡田啓介君代
前 田 政 一君

幹事

鶴見左吉雄君	山上滿之進君
磯部尙君	波邊鐵藏君
矢野恒太君	潮惠之輔君
直木倫太郎君	

復興局職員

金井清君

長官	直木倫太郎君
整地部長	稻葉健之助君
建築部長	笠原敏郎君
經理部長	十河信二君
計畫課長	菊池慎三君
其他關係職員	

議事

午後一時四十七分開議

○ 佐藤柳澤委員長 委員會ヲ開キマス、近藤君ハ委員デハゴザイマセスガ、此問題デ御質問シタイト云フコトデアリマス、許シテ宜シウゴザイマスカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○ 近藤達見君 ソレデハ私カラ申上ゲマスガ、實ハ日本橋ノ濱町公園ノ問題デアリマスガ、是ハ今日モ私ノ方ニ陳情書ガ參ツテ居リマスガ、日本橋ハ道路ノ爲ニ非常ニ宅地ガ少ナクナルノデアリマシテ、恐ラクハ一番宅地ノ少ナクナル場所ノヤウデアリマス、甚ダシキハ一地區内 於テ三割二分モ減ズルヤウカ場所モアル次第デアリマシテ、公園ノ設置ト云フ事ニ付テハ無論異議ハナイト云フ譯デスガ、唯一萬坪ノ豫定公園ガ此設計ニ依リマスト一萬一千六百坪ニモナツテ居リマス、ソレデ此處ニ清正公ノ宮ガアル、此邊デ止メテ戴イテ、コチラノ道路マデ持ツテ來スト大分民衆ガ助カル譯デ、是非サウシテ戴キタイト云フ希望ナノデアリマス、ソレカテコチラノ方ハ是ハ局

ノ方デハ此大道路ニ接シテ居ツテ、此處マデ公園ヲ持ツテ來レバ片側町ニナラナクテ宜シカラウト云フヤウナ御考ノヤウデアリマスガ、日本橋區ノ此邊ノ人ノ希望トシテハ、此處ノ從來日本橋俱樂部デアツテ殆ド片側町同様デアル、此處マデ伸バシテ戴ケバ一方デ減ツタ地積ハ一方デ埋メラレル、ソレカラ又此入口ノ是モ細カイ住宅ガ澤山アルノデアリマスカラ、之ヲ廢シテサウシテ此處ノ清正公ノ塀境位デ止メテ戴キタイ、此處マデ延バシテ戴イテモ差支ナイ、此邊全部日本橋俱樂部ト云フ大キナ地積ガアリマシテ、殆ド今マデモ片側町ノヤウナ有様ニナツテ居リマス、是マデ延バシテ戴ケバ一方デ減ツタ坪數ハ此處デ補ヒガ付キマシテ、大分民家ガ助カル譯デアリマスカラ、是非トモ是ハ清正公ノ所マデ止メテ戴キタイ、是モ出來ルナラバ廢シテサウシテコチヲノ方ヘ延バシテ戴キタイ、斯ウ云フ事ガ希望ナノデゴザイマシテ、是ダケ私カラ皆サンニ御願致シテ置ク譯デゴザイマス。

○伯爵柳澤委員長 隅田川公園ノ向島側ノ方ハ今土堤ニナツテ居ルヤウデスガ、アノ土堤下ノ往來ハ將來擴ガリマスカ。

○直木長官 土堤下ト現在ノ堤防トノ間ニ現在道路ガアリマス、ソレヲ尊重シテヤハリ實施ノ際ニソレニ代ルベキモノヲ造ルコトニナツテ居リマス。

○伯爵柳澤委員長 ソレカラ上ノ方ニ登ル道ハ附キマスカ。

○直木長官 在來アリマシタ道路ヲ尊重シテ、堤防カラ低イ方ニ降ツテ現在ノ道ト連絡スルヤウニ附ケル積リデアリマス。

○笠原建築部長 此處カラ先ハ區劃整理ニ入レナイト云フ事ニ決議ハナツタノデアリマス。

○伯爵柳澤委員長 入レナイトハドウ云フ譯ダト云フノデス。

○笠原建築部長 燒跡ガ非常ニ餘計入ツテ來テ居リマスノト、鐵道ノ「ガード」ガアリマス、此邊ノ或ル部分ニ付テハ色々區劃ノ必要モナキニシモアラズスケレドモ、大體範圍ガ取り難イカラ止メルト云フ趣旨デアツタト思ヒマス、是ハ市ノ方モサウ云フ希望デアリマシタ。

○伯爵柳澤委員長 今近藤君ノ御話ニナリマシタアレニ付テ、アナタノ御意見トシテ清正公ノ所ヲ斯ウヤリタイト云フソレニ付テノ御考ガアラウト思フ。

○直木長官 吾々ト致シマシテハ成ベク原案ノ通り面積ヲ餘リ縮メタクナイノデアリマス、併シ坪數ハ千三百坪ダケ削リタイト云フ御希望ガアルヤウデアリマス、是ハ此際御希望ニ依ツテソレ程強ク維持スル程ノ點デモナカラウト思ヒマス、私共ハ成ベク少シデモ廣イ方ガ宜イト思ヒマス、ソレカラアノ公園ニ入りマス二十間道路ヲ省クト云フ事ダケハ、大通リカラ直接公園ノ正面ガ無ク

ナリマス譯デ、是ハドウニカシテ一ツ置キタイト思ヒマス、ソレカラ日本橋俱樂部ノ方へ御希
ノヤウニ出スコトモ、是ハ土地ガ容易ニ取ラレルトシマシテモ、ソレ程アノ一角デ減ジタ代リニ
日本橋俱樂部ノ方デ補フト云フ程ノ必要ハナカラウト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 アノ川縁ノ道ヲ眞直ニ附ケ直シテソレダケ公園ヲ擴メル譯ニ行キマセヌカ。

○直木長官 此點ハ私共モ考ヘテ居リマスガ、荒川隅田川ニ洪水ガ來ナケレバ川縁ヲ整理シテ宜シ
イ、相當十五間トカ十間トカ埋立ヲ拵ヘテ移スト云フコトモ無論出來ルト思ヒマスガ、川ノ水利
ノ關係デモツト研究シテカラデナケレバ容易ニヤレマセヌ。

○矢野委員 他ニ關係スル所ハ別デスガ、此角カラ此角ヲ直線ニ擴ゲレバ十間位出ルデセウ。

○直木長官 出マス、併シ今直グ問題ニハナリ難イノデアリマス。

○潮委員 千三百坪減ラスガ宜イト仰シヤルガ、路線計畫ト云フモノニ影響ハシマセヌカ。

○直木長官 路線計畫ト申シマシテモ系統的道路ニ關係ノナイ局部道路デス、餘所カラ來テ大道路
ニ合スレバ別ニ差支ナイト思ヒマス、公園ノグルリノ道路ト云フダケデスカラ大シタ影響ハアリ
マセヌ。

○伯爵柳澤委員長 濱町公園ニ付テ御質問ゴザイセヌケレバ、他ノ公園ニ付テ御審議ヲ願ヒタイト

思ヒマス、若シソレモナケレバ市場ノ方ニ移リマス。

○直木長官 之ニ付テ申上ゲマスガ、神田ノ分場用地ハ秋葉ヶ原ニ驛ガゴザイマス、ソレノ直グ隣
ヲノ所ニ地面ガアリマス、所ガ今朝陳情ノ委員ノ方々ガ吾々ノ方ニ參ラレマシテ、此委員ハ在來
ズツト前カラ明治二十二年頃カラ佐久間町一丁目二丁目三丁目邊リガ青物市場トシテ敷地ヲ豫定
シテアツタ、ソレガ今日急ニコシナ處ニ變更サレタノハドウ云フ譯ダ、私達ハ寢耳ニ水デ驚イタ、
而モ此處ニハ「バラツク」ガスツカリ出來テ居ツテ、之ヲ移轉スルト云ウテモ移轉先ガナイノデ甚
ダ迷惑スルト云フノガ陳情ノ趣意デアリマス、之ヲ佐久間町ニ市場ヲ置クト云フ事ニナツテ居リ
マシタノヲ更ニ變ヘマシタ理由ハ此市場ニ入ル荷物ノ鐵道關係ガ主デアリマス、青物市場デアリ
マスカラ蔬菜ノ如キハ近郊カラ車デ持ツテ來ルモノガ多イ、併シ果物ノ如キハ北海道、青森、或
ハ新潟等各方面カラ汽車デ來ルモノガ相當ニアリマス、鐵道デ來ルモノガ六分、車デ近郊カラ運
バレルモノガ四分ト云フ割合デアリマス、今後ノ輸送ヲ見マスト段々大都市ノ近郊ノ蔬菜栽培ハ
少ナクナツテ、益々遠方カラ汽車ニ依ツテ運バレルモノガ多クナリマスノデ、將來ヲ考ヘマスト
鐵道連絡ノ最モ便利ナ所デナケレバナラヌ、其點カラ云フト前ニハ彼處ガ良イトナツテ居ルケレ
ドモ、秋葉原驛トノ汽車ノ連絡ガ甚ダ難カシイ、殊ニ此處ニハ二十四間ノ大道路ガ出來マスシ、

其大道路ヲ横切ツテ鐵道連絡ヲ附ケルト云フコトハ殆ド不可能デアリマス、斯ウ云フ風ニ線路ト並ンデ平行シタ敷地ニ鐵道ノ貨物ヲ下ロシテ配給スル、此處ニ二十間ノ現在ノ道路ガアル、此處ニ市場ノ爲ノ道ガアリ二十四間道路モ出來ル、今マデ二十二間ニ決マツタ場合ニハ餘リ鐵道トノ連絡ヲ考ヘナカツタノデセウガ、今トナリマシテハ市場ノ位置トシテ此處ノ外ナカラウト云フ積リデ今日變ヘタノデアリマス、農商務省デモ其意見デアリ東京市ニ於テモ其意見デアル、市ト農商務省ト私共ノ方ト寄ツテ相談シテ之ニ決シタノデアリマス、所ガ立退ヲ命ゼラレマシテモ是ダケノ者ニ換地ヲ遣ツテ道路ノ方ニシラスト云フ譯ニ行カナイ、矢張買收シナケレバナラス、是ハ土地ニ居ル人ハ非常ナ苦痛デアルト察セラル、併シ市場ノ大局カラ見レバドウモ此位置ヲ更ニ此處ヲ動カスト云フテモ他ニ候補地ガ無い、鐵道線路ハコチラデモ宜イノデ、コチラ側ヲ選ビマシタ理由ハ此市場ノ蔬菜ナドノ行キ場所ガ、大抵神田方面カラコチラ側ノ方ガ多イ、コチラ側ヨリモ苦痛ガナイ、經費ノ方カラモ市民ノ方カラモ便利デアル、此點カラ此場所ヨリ外ニ動カス場所ガナイ、唯土地ノ人カラ云ヘバ非常ニ苦痛デアルカモ知レス、何故之ヲ前ニ決メタ通りニヤラヌカ、前ニ決マツテ居ツタカラ皆覺悟シテ居ルノダカラ此處デヤツタラ宜イデヤナイカト云フ御陳情ノヤウデテリマス、併ナガラ私共ノ考デハ如何ニシテモ動カスコトノ出來ナイ事ノヤウニ思ヒ

マス、ソレカラモウ一ツ此土地ノ人ノ考トシテデアリマスガ、在來多町ニ青物市場ガアツテ多町ノ人ガ此處ニ店ヲ張ツテ此處デ營業ヲヤリ、或ハ地面ヲ多町ニ持ツテ居ルト云フコトニナルト、多町ノ人ハ非常ニ利益スル、自分達ハ營業ヲ失ヒ住宅マデ失ツテ居ルノニ、コチラハ住宅ヲ得テ營業所モアルト云フ非常ニ不公平ヲ感ズル、願クハ多町ノ土地ヲ何トカ換地ニデモ貰ヘナイダラウカト云フヤウナ事デアリマスガ、是ハ難カシイ問題デアリマス、陳情ノ趣旨及私共ノ意見トシテハ如何トモ致方ナイト申上ゲルヨリ仕様ガナイト思ヒマス。

○伯爵柳澤委員長 多町ノ方ハヤラスノデスカ。

○直木長官 ヤラセナイ、此處ガ市場ニナリマシテ、此處ノ地主ノ土地ヲ無理ニ取上ゲルト云フコトハ理由ノナイコトニナリマス。

○前田代理委員 彼處ハ何間アリマスカ。

○笠原建築部長 幅五十間ニ長サガ八十間デアリマス。

○直木長官 佐久間町ノ今ノ位置へ持ツテ行ケト云ウテモ市場ノ設計ノ方カラ不可能デアリマス、鐵道ガナクシテ川ダケト云フコトニナリマス、市場トシテノ效用ガ非常ニ減ル譯デアリマス――陳情ノ來マシタノハモウ一ツ隅田川公園ノ淺草側ノ方ノ帯ノヤウナ所ヲ全部廢メテ貰ヒタイト

云フ陳情ガ參ツテ居リマス、參リマシタ連中ハ、彼處ハズツト市ノ河岸地デアリマス、ソレヲ借りテ居ル連中ノ代表ガ參リマシタ、其理由ハ帶ノヤウナ細長イモノヲ拵ヘテモ公園ニナラヌデヤナイカ、單ニア、云フ細長イモノヲ拵ヘルヨリ、淺草ト云フ公園ガ附近ニアルカラソレデ十分デヤナイカト云フ理由ノヤウデゴザイマシタ。

○伯爵柳澤委員長 八百松ノ所ハ昨日實地ヲ御覽ニナツテ、アレヲ公園ノ内ニ入レルト云フ意見ニ太分御賛成ノヤウデスカ、サウスルト向側デ吾妻橋寄ノ所ヲ少シ縮メナケレバナラヌト云フ御話デシタガ、アレハ矢張縮メナケレバナリマセヌカ。

○直木長官 金ノ差繰ヲセンナラヌ關係上、サウナリマスレバ金ノ方ノ計算ヲシマシテ、吾妻橋寄リノ所ヲ多少縮メルコトニナルカモ知レマセヌ。

○磯部委員 ドウシテサウ金ガ要リマスカ、私ハ不可解デス、八百松ハモウ到底收支償ハヌト云ツテ營業ヲ讓リタガツテ居ツタノデスカラ……。

○直木長官 斯ウ云フ事ニナリマス、八百松ノアリマス所ノ坪數ヲ殖ス關係上、吾妻橋ノ極少際ノ所ヲ僅カ削リマシテ、市デ此處ニ物揚場ヲ希望シテ居ラレマスカラ、之ヲ寧ロ物揚場ニシテシマフ、ソレカラ此待乳山ノ公園トノ連絡上少シ廣ク取ツテアル部分ヲ半分位削ツテシマフト云フコトニスレバ金ガ出ルサウデス。

○伯爵柳澤委員長 斯ウ云フ事ハ出來マセヌカ、八百松ノ所ヲ全部公園ニシテ、サウシテ水戸邸ノ内ニソレニ代ルベキ地面ヲ八百松ニ貸與ヘラレタラドウデスカ、サウスレバ向側ニ影響スルコトハアルマイト思ヒマス。

○直木長官 兎ニ角金ハ適當ニ差繰ルモノトシテ八百松ハ入レテ、萬一足りナケレバ向側ヲ少シ減スト云フコトニ御承知置キヲ願ヒタイ。

○磯部委員 向側モ入口ノ所デナイヤウニシテ貫ヒタイ、入口ニ東京市ノ材料置場ナドヲ置クト云フト、電氣軌道ノ砂利トカ石トカ云フモノヲ何レ置クノデセウ、サウスルト第一彼處へ行ツタ人間ニ是ハ公園ダト云フ觀念ヲヘマセヌ。

○直木長官 材料置場デハアリマセヌ、共同物揚場デアリマス。

○伯爵柳澤委員長 此淺草側ヲ丁度對岸ノ八百松ノ見通シノ所カラ公園ニシテ、サウシテ此公園ノ幅ヲ太クスルコトハ御計畫ニナツタ事ガアリマスカ。

○直木長官 此幅ハ成ベク公園トシテハ太クシタイノデスケレドモ、唯直グ裏ニ大道路ガ出來マスソデ、之ヲ片側町ニシテシマフ事ガ如何ニモ惜シイ、成ベク片側町ヲ避ケルト云フ方針カラ、サ

ウ云フ事ハ計畫シテ居リマセス。

○伯爵柳澤委員長　モウ御質問ハアリマセヌカ——御質問ガナケレバ決議ニ入リマシテ宜シウゴザイマスカ。

○磯部委員　決議ヲ願ヒタイ。

○上山委員　決議ニ賛成——此間魚市場ノ事ニ付テ質問ヲシマシタガ、アレニ付テ書類ヲ戴キマシタ、アレデモウ宜シウゴザイマス、能ク分リマセヌケレドモアレニ入ツテ質問シマスト一日ヤ二日デハ濟ミサウモアリマセヌカラ……。

○渡邊委員　決議ニ御入りニナルノデアリマスト、少シ私意見ヲ述ベテ希望決議ニシテ戴キタイ事ガアリマス。

○伯爵柳澤委員長　ソレデハ御質問モナイヤウデアリマスカラ、御意見ガアレバ伺フコトニシマス。

○渡邊委員　此前一應當局ノ御意見ヲ伺ツタ問題デアリマスカ、公園ノ周圍ノ建築ノ問題デアリマス、此前モ一例ヲ濱町公園ニ取ツテ申上ゲタノデアリマスカ、假ニ普斷是ハ勿論保健ノ爲ニ使ハレルモノデアルトシテモ、一朝事アツタ場合ニハ矢張避難場所ニ使ハレルト考ヘルノデアリマス、

デ眞實地震學者其他ノ學者ノ心配シテ居ラルル點ハ義務トシテ取次イデ置キマシタノデアリマスカ、自分達ガ考ヘマシテモ矢張濱町公園ノ例ヲ取ツテモ火事ガアレバ此處ニ逃込ム、數萬人ノ人ガ入ルト云フコトハ疑ヲ容レナイ所デアリマス、明曆ノ火事ノ時ニモ矢張河岸縁デ何萬人カ死ンダト云フ話デアリマスカ、公園ガアレバ自然此處ニ集中スルノデアリマス、デ旋風ガ避ケ難イト云フコトハ是ハ已ムヲ得ナイコトデ、川ニ起ツタ旋風ガ陸地ニ冷タイ空氣ノ空地ガアレバ其處ヘ上陸シテ來ルカラ、川沿ノ公園ニ旋風ガ起ルト云フコトデ、地震學者其他理學者達ガ心配シテ居ラレルノハ、是ハ事實サウアラウトモ考ヘマスカ、避ケ難イ事ダト考ヘル、併シ旋風ガ起ツテモ大シタ損害ハナイ、火サヘ入ラナケレバ宜イト、斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス、斯ウ云フ學者達ノ心配ニ對シテモ、公園デ、人ガ集ツテ難ヲ避ケテ居ル、ソコヘ旋風ガ焰ヲ捲込ンデ、將來又何萬人ヲ殺スト云フ風ナ事ガアツテモ甚ダ遺憾ニ考ヘマスカラ、此際公園ヲ置ク際ニ矢張同時ニ注意ヲシテ、災害ノ起ツタ場合ニ再ビ今度ノ被服廠跡ノヤウナ悲惨ナ事ヲ繰返サナイヤウニ、公園ヲ安全地帯トシテ完全ニ保護スルト云フ意味デ、公園ノ周圍ノ建築物ヲ耐火構造ニ強制スルト云フコトヲ希望條件トシテ決議シテ戴ケバ結構ダト思フノデアリマスカ、場所ニ依ツテハ全部サウ云フ方針デ御ヤリニナルコトハ困難デアルト云フ御見込アレバ、成ベク防火地帯トシテ指定ス

ルト云フ方針デ御願ヒ致シテモ宜イト考ヘル、唯濱町公園バカリデナシニ、隅田川淺草川ノ公園ニ付テモ此表テノ廣イ通りノ方ハ防火地區ニ指定サレルコト、思ヒマスガ、裏側ニ薄ツペラナ木造ノ家屋ガクツ附イテ直グ公園ト云フ事ハ、形カラ云ツテモオカシイ、又川縁ノ公園ニモ、淺草等ノ多數人口ノ密集シタ所ニ一朝事ガアレバ川縁へ先ヅ遁レルダラウトモ考ヘマスカラ、此處モ出來レバ公園ニ面シタ方ノ道路ハ擴ゲテモ強制シテ耐火建築ニシテ戴ケバ結構ダト思ヒマス、併シ斯ウ云フ廣イ道路ニ面シタ所ニ耐火構造ヲ強制サレマス時ハ、此處ニ建テマス家ハ當然營業所トシテ立派ナモノデナイノデ、耐火構造費ヲ負擔シ難イダラウト思フ、サウ云フ場合ニハ他ノ場所ノ補助費ト違ツタ率デ幾分カ多クノ率ヲ補助ヲシテモ宜イト云フ御考デ、出來ルダケ耐火構造ヲ強制ヲシテ戴キタイ、斯ウ考ヘル、ソレガ一ツノ點デアリマスルガ、尙ホ他ノ點デアリマス、ソレハ濱町公園ハ一體出來レバ公園ノ周圍ヲ成ベク美觀地區トシテ指定シテ戴クトカ、或ハ出來レバ小家ヲ收用シテ立派ナ家ヲ建テ、戴キタイトモ考ヘマスガ、ソレハ密集地域デ困難デアラウカトモ考ヘマス、併シ丁度濱町公園カラ表通りニ出マスル是ハ二十間ノ「バークレー」式ノ道ダト思ヒマスガ、此處ニ直接ニ面スル兩側ノ建築制限ハ何等カノ標準デ公園ニ適當ナヤウナモノガ出來レバ都合ガ良イト思フノデアリマスガ、ドウ云フ方法デアレバ一番都合ガ良イカ、只今的確ニ申上ゲ兼

ネルノデアリマスガ、美觀地區トシテ指定スルト云フ位ナ事ヲシテ戴ケバ結構ダト考ヘル、ソレダケ申上ゲマス。

○伯爵柳澤委員長 チヨット伺ヒマスガ、耐火構造ト云フノハ公園ニ面スル外ノ側モ或ル程度マデシタイト仰シヤルノデスネ。

○渡邊委員 公園ニ面スル建物デアリマス。

○鶴見委員 私モ丁度今渡邊君カラノ御意見ハ至極良イ說デアルト思ヒマス、私モ一ツ希望ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、只今渡邊君カラ御述べニナリマシタ通り、今回ノ公園ノ御計畫ハ誠ニ私ハ結構ナ御計畫ト思フ、平日ニ於テハ一般市民ノ衛生トカ、又一旦災害ノアツタ場合ニハ避難其他ノ場所ニ之ヲ用キルト云フ成行カラ致シマシテ、成ベク大キナ公園ニシタイト云フ事ヲ私共ハ大ニ希望致シテ居ル次第デアリマス、經費ニ制限ガアツテ此以上ノ御計畫ハ難カシイト云フ說明ヲ伺ツテソレハ已ムヲ得ナイ事ト信ズルノデアリマスガ、愈々公園ガ出來マシタナラバ、公園ノ目的ヲ十分ニ達シタイト思フノデアリマス、其爲ニ只今渡邊君カラ御希望ニナツタヤウナ事柄ハ極メテ私ハ必要ナ事ダラウト思ヒマス、自分ハ喜ンデ之ニ賛意ヲ表スル者デアリマスガ、尙ホ私ハ一ツ之ニ對シテ希望ヲ附加ヘタイト思フノデアリマス、ソレハ折角公園ガ出來マシテモ、公

園ノ中ニ澤山ノ建築物が出来ルト云フコトニナリマスレバ、殆ド其目的ヲ達スルコトガ困難ニナリハセヌカト云フコトヲ恐レルノデアリマス、出来ルダケ公園ノ中ハ必要以外ノ建築物ハ之ヲ取拂ヒ、災害ノ時ニ之ニ避難スル建物ガアレバソレニ防火設備ヲサセテ建物ヲ建テサセル方ガ宜クハナイカト思ヒマス、日比谷公園ノ如キハ段々ト御計畫ニナツテ、是マデアツタ建物ノ取拂ヒガ命ゼラレタヤウデアリマスガ、他ニ又アツタ跡へ行ツテ見マス、松本樓ノ如キハ是迄ヨリ大キクナツテ居ルヤウニ見ヘマス、又他ノ建物ガ段々建ツヤウニモ聞イテ居ル次第デアリマスガ、是モ既ニサウ云フ話ガ付イテ居レバ已ムヲ得ナイカ知リマセヌガ、出来ルダケ將來出来ル所ノ公園ニ於テハ建築物ノ建築ヲ避ケタイト思フ、只今渡邊君ノ御述べニナリマシタ二ツノ御希望ニ對シテモウ一ツ加ヘマシテ、今申上ゲマシタ通り建築物ヲ成タケ許サヌト云フ方針ヲ將來公園ノ管理者タル市ニ於テ執ラレンコトヲ希望致シタイト思ヒマス、故ニ是ダケ希望ヲ申述べマス。

○磯部委員 今渡邊サンノ御希望ニナリマシタノハ、現在ノ公園例ヘバ上野、芝、日比谷ト云フヤウナモノニハ殆ド適用ヲ見ナイ、適用シテ見ヤウノナイ條件デアラウカト思フノデアリマス、今度復興局カラ御提出ニナリマシタ新ラシイ公園ノ中、隅田公園、錦糸公園、濱町公園ノ此三公園ノ中、只今濱町公園ノミ其必要ガアリハセヌカト私ハ思フノデアリマス、ソレハモウ有ラユル公

園ニ付テ御希望ノヤウニ耐火建築ヲ以テ包ムト云フコトハ非常ニ結構ナ事デアリマスガ、餘程經費ト云フ點ニ於テ僅カニ八百松一軒ノ處置ニスラ御困リニナル、是ハ公園ノ方ノ關係デハゴザイマセヌケレドモ、經費ガ非常ニ上ルダラウト思フノデアリマス、私共ガ専門學者カラ承ル所ト素人考ヘカラ考ヘマス所デハ、如何カト首ヲ傾ケル點ガアルノデアリマスガ、水ノ近キ邊リデハ得テ旋風ガ起リ易イト云フ事ヲ述べラレルノデアリマスケレドモ、三萬六千人カラ殺シマシタ被服廠ト云フモノハ水ニ近イト云ヘバ近イ、アレデモ八町餘リ水カラ離レテ居ルノデアリマス、彼處ニ旋風ガ起リマシタノハ川ノ下カラ旋風ガ起ツタト云フ私ハ學說ヲ信ジタクナイ、彼處ハ周圍カラシテ火ガ起ツテ、サウシテ空氣ヲ火ガ焼イタ、ソレデ酸素ガ無クナツテドウトカト云フ、ソレカラ以上ハ私共ノ述べル所デハゴザイマセヌガ、眞空ガ出来テソレガ爲ニ四方カラ旋風ヲ誘フタモノト云フヤウナ是ハ俗説デゴザイマセウケレドモ、私共ハソレヲ信ジタイト思フノデアリマス、何故私ハ信ジタイト申シマス、旋風ガ起キタカラ死ンダノデハナイ、旋風ガ起キタカラ中デ自分ヨリモ大切ノヤウニ運ビ込ンダ荷物ニ火ガ點イテ、ソレガ身體ニ付イテ焼死セラレタト云フノガドウモ事實ラシイノデアリマス、サウスルト云フト、アノ被服廠跡ノ公園ト云フモノニハ水ハ一滴モ無カツタ、中ニ水溜リノアツタ所デ平ニ伏シテ其水ニ浸カツテ居ラレタ人ガ皆生キテ居

ラレル、水が無カッタト云フコトが主ナル原因、荷物を捨テル所が無カッタト云フコトが主ナル原因、水ガアリサウシテ荷物を捨テル、例ヘバ川デアルトカ、或ハ池デアルトカ云フモノガアリマシタナラバ、私ハアノ慘狀ハ現出シナカッタト思フノデアリマス、此際最モ經費ノ點ニ注意ヲ要スベキ時ニ、大キナ公園ヲ包ムニ耐火建築ヲ以テスルト云フコトハ、餘程其經費ノ支出ノ方法ニ苦シマナケレバナラスト思ヒマスノデ、私ハソレヨリモ公園ノ機能ニ副ヒ、公園ノ目的ニ適フ所以デアリマスル森林帯、大キナ木ヲ以テ此ノ公園ノ周圍ヲ圍ムト云フコトデ、サウシテ其中ニハ水溜リ、詰リ池デアリマストカ、或ハ水道線ト云フモノヲ縱横ニ拵ヘテ置タト云フコトデ、萬一ノ場合ヲ助ケルコトガ十分デアルト思フノデアリマス、渡邊サンノ御希望ノ點ハ私ハ僅ニ濱町公園ノミデアルト思フノデアリマス、ソレデアリマスナラバ耐火建築ヲ以テ圍ムト云フコトモ左程經費ヲ要サヌカモ知リマセスケレドモ、總テノ公園ヲ一律ニ其御希望ヲ御遂ゲニナリタイト云フコトデアリマスト、寧ロ經費ニ苦シムヤウニナリハセヌカト思ヒマス、ソレヨリモ公園ノ周圍ニ非常ナ高イ深イ木ヲ以テ圍ンデシマフト云フコトガ一番良クハナイカト思ヒマス、今鶴見君ノ御希望ノ公園ノ中ニ建築物ヲ許サヌト云フコトハ至極御尤モナコトデアリマスガ、動モスルトモウ一軒ハ宜カラウ、モウ一軒ハ宜カラウト云フノデ敎箇所御許シニナル、是ハ是非慎ンデ貰ヒタ

イト思ヒマスケレドモ、私ハソレマデニ今ノ耐火建築ヲ以テ云々ト云フ御希望條件マデニハ及ブヤイカト思ヒマス。

○渡邊委員 餘リ議論ニ亘ラナイヤウニ致シタイト思ヒマスガ、私ノ結論トシテ希望條件ノヤウナモノヲ附ケテ載キタイト思ヒマシタ文句ハ斯ウ云フ風ナ文句デアリマス「公園ノ周圍ノ建築物ニハ成ベク耐火建築ヲ強制スルコト」ヤハリ「成ベク」ト云フ文字ダケハ使ヒタイト思ヒマス、土野トカ芝ノ公園等モ出來レバ其周圍ハ耐火建築ニシタイト思フ位デアリマスガ、現状ヲ見テ其必要ノ程度ヲ當局トシテハ御考ニナリ、尙ホ財政上ノ考慮ハ勿論致サナケレバナリマセヌカラ、必シモ絶對ノ強制ト云フ事ハナクテモ宜イト思フノデアリマスガ、濱町公園ノ如キハ實ハ昨日參リマシテ、是ハ絶對ニサウデナイト非常ニ危険ダト私ハ痛切ニ感ジマシタノデ、是ハドンナ機會デモ私ハ強ク主張シタイト彼處ニ付テハ考ヘテ居リマス、ソレハ彼ノ被服廠跡ニ於テ——是ノ三倍以止ノ廣サノ所デモ彼ノ慘狀ガアツタノデアリマシテ、ソレヨリ狭イ僅カ一萬數千坪ノ所デ多數ノ人が集中シテ、殊ニ日本橋區ノヤウナ密集地ノ人が此處ニ這入ツテ火ニ追廻サレテハ大變ダト、實ハ昨日現状ヲ見テ適切ニ感ジタ次第デアリマシテ、地震學者ノ言ハレタ事ヲ更ニ思出シタノデアリマスガ、旋風ガ川沿ニ限ラズ他ノ陸上ノ廣場デモ大火災ノ時ニ起ルト云フ事ハ、或ハ私共ハサ

ウデアラウトモ實ハ考ヘテ居ルノデ、私ハ必シモ川沿ダケノ公園ヲ保護スルト云フ意味デハナイノデアリマシテ、大火ノ際ニ一般ノ公園ガ焰ノ脅威ヲ受ケナイ用意ダケハアラユル場合ニシテ置イタ方ガ宜イト云フ、モット廣イ意味デアリマス、旋風ハ避ケ難イカラ旋風ニ伴ツテ焰ガ直接吹込ムト云フ事ノナイヤウニシタイト考ヘルノデアリマス、被服廠ニ付テ荷物ガアツタガ爲ニ燒ケタト云フ御話デアリマスガ、是ハ火ヲ誘フ原因ヲ爲シタカモ知レマセヌガ、烈シイ風ガ焰ヲ一緒ニ伴ツテ來ナケレバ矢張アノ悲惨事ハ無カツタト考ヘマスカラ、火ガ地ヲ匂ツテ這入ツテ來ル事ノナイ様ニ公園ニ直接スル周圍ハ矢張耐火建築ニシタイト考ヘル、殊ニ濱町公園ノ如キハ是非サウアリタイ、錦糸町公園ニ付テモ成程一方ハ鐵道デアリマスジ、他ノ一方ハ可ナリ廣イ道路デアリマスガ、他ノ二方ハ狭イ道路デアリマスカラ、出來レバ是モ耐火構造ノ方ガ宜イト思ヒマスガ、アノ邊ハ住宅トシテノ利用ガ低イ所デアリマスカラ、到底個人ノ力デハ出來ナイ、先程申シタヤウニ補助率ハ少シ高クスルト云フ事ハ已ムヲ得マイト考ヘマス、尙ホ一言是ハ横道ノヤウデアリマスガ、實ハ私ハ此耐火構造ノ事ニ付テハ數億ノ金ヲ投ジテ此際政府ガ斷然トシテ御ヤリニナラナケレバナラス、内閣ノ一番大事ナ政策デ是レ以上大事ナ事ハナイト考ヘテ居ル位ナンデアリマスカラ、少々金ノカ、ル事ハ厭ハナイ、殊ニ濱町公園ノヤウナ狭イ面積デアリマスカラ、坪ニ付

テ三十圓、五十圓位ノ補助ガ餘計要ツタ所デ、是非共此一帶ダケハセメテ耐火構造デ圍ツテ置キタイ、斯ウ云フ風ナ意味デ申上ゲタノデアリマス。

○上山委員 渡邊サンニ一寸御尋ネシマスガ、今ノ御希望ハ此會ノ決議ニシヨウト云フノデスカ、實ハ此會議デ一人々々ノ御希望ニ付テハ私ハ何モ申シマセヌガ、決議ニナルトスルト——只今ノ御話ノ事柄ハチヨットモ惡クナイト思ヒマスケレドモ、旋風ノ事ニ付テモ學者ノ説ガ未ダ定マツテ居ナイヤウデアリマス、私ノ聽イタ範圍デモ、無條件ニ渡邊サンノ御希望ノヤウニ是非致スベキカドウカト云フ事ニ私ハ疑問ヲ持ツテ居ル、御一人ノ御希望ナラバ何モ申シマセヌガ、決議トシヨウト云フ御話ダト少シ私モ申述ベタイ事モアリマスノデ、一寸伺ヒマス。

○渡邊委員 私ハ特別委員會デ決議シテ戴キタイ。

○上山委員 ソレナラバ私愚見ヲ申述ベタイ、ドウ云フ風ニシタラ御希望ガ本當ニ達セラレルカト云フ事ニ付テ第一私疑フノデアリマスガ、非常ナ高イ防火壁デモ建テレバ別デアリマスケレドモ、サウデナイト、多少ノ利益ハアリマセウケレドモ、御希望ノ大部分ヲ達スル事ガ第一難シクハアリマセヌカト云フ事ガ一ツ、イマ一ツ此被服廠ノ慘狀ノ原因ハ私ノ聽イタ所デハ、或ル學者ハ何ヨリモ荷物ヲ持ツテ這入ツタノガ一番惡イ、薪ヲ抱イテ火ヲ救フデハナイ、薪ヲ抱イテ火ヲ呼ン

ゾノデアル、斯ウ言ツテ居リマス、故ニ其方ノ制限ヲシテ、イザ火事ト云フ時ニ荷物ヲ持ツテ避難場所へ這入ラセヌヤウニシタイ、持ツテ來タ者ハ仕方ガナイカラソレハ一定ノ場所ニ置カセテ、體ダケハ何モ可燃質物ノナイ所ニ逃ゲルヤウニシタイト云フ事ヲ其學者ハ言ツテ居ル、ソレガ斯ノ如キ大騒ギノ場合ニ果シテ實行サレルカドウカガ問題デアリマセウガ、其學者ノ言フ所デハ明歴ノ大火デ新大橋ハソレデ助カツタ、荷物ヲ持タセナカツタ爲ニ助カツタト熱心ニ主張シテ居ル、其說ヲ無條件ニ承認スルト申スデハアリマセヌケレドモ、サウ云フ說モアルノデ色々ナ原因ガ集ツテ來テ居ルノデアリマスカラ、耐火建築サヘスレバ……ト云フコトハ少シ難カシクハアリマセヌカ、而モ其耐火建築ハ非常ナ高イ防火壁デモ出來レバ別トシテ、サウ云フモノハ容易ニ出來ナイノデアラウト思フ、サウシテ今度一方ニ補助ハ餘程澤山シナケレバ出來ナイ、尙ホ場所ニ依リマスト方位ノ關係上、公園隣接方面ヲスツカリ塞ガレルト採光通風ノ關係ナドデ非常ニ住民ガ困ルト云フ事モ起リハシマスマイカ、是ハ色々ナ事柄ヲ能ク考ヘナイト唯防火設備ト云フ譯ニ行カヌデハナイカ、成ベクト云フ御話デアリマスカラ、成ベクト云フ事ナラバ實ハ公園ノミニ限ラヌ、大都市ノ建築物ハ成ベク全部耐火構造ニシタ方ガ宜カラウト思フ、金モ考ヘズ何モ考ヘナイト云フ事ナラバ別デスガ、サウ云フ絡マツタ問題デアリマスカラ、此會ノ決議トシテ出ス事ハ如何デ

アラウカト思ヒマス、御趣意ハ一ツモ不賛成ハアリマセヌケレドモ、此會ノ決議トシテ具體的ノ或ル效力ヲ持ツモノニスルコトハ此場合私ハ少シ躊躇致シマス、是ダケ申述ベテ置キマス。

○渡邊委員 成程被服廠ノ慘事ノ原因等ニ付テ色々變ツタ御考モアリマセウシ、實ハ私共モ午後二時頃ノ被服廠ノ寫眞ヲ見マシタガ殆ド荷物ヲ埋ツテ居ル状態デアル、其爲ニ火ヲ呼ンダラウトハ考ヘマス、新大橋ガ助カツタ事ハ荷物ガ無カツタ爲ニ助カツタト云フ事モ能ク存ジテ居リマス、サウ云フ事デ或ル程度マデ安全ハ保タレマセウガ、併シアノ旋風ハ非常ニヒドイ旋風デアリマシテ、私共葉山ニ居リマシテ殆ド火山ノ爆發ノヤウニ觀察シタ位遠方ニ居ツテ見エタノデアリマスガ、其後大學ノ物理學教室ノ方々其他専門ノ方々ニ聽イテモ旋風ノ猛烈デアツタ事ニ付テハ非常ニ恐レテ居ラレルノデアリマシテ、一ツノ旋風ハ丁度今度公園ニナツテ居リマス待乳山ノ少シ上ニ今戸ト云フ所ガアリマス、アノ邊カラ起リ、一方ハ被服廠ノ方ニ起ツタト云フ事ヲ言ツテ居ラレテ、地圖ニモ書イテ居ラレル、吾々ハ其大キナ仕事ノ結果ヲ見セテ貰ツタ事モアリマスガ、昨日濱町公園へ行ツテ實際ノ場所ニ立ツテ見テ、此處ニ何萬人ノ人が這入ツテ火事が起ツタラ大變ダト云フ事ヲ實ハ私ハツクヅク感ジマシタノデ、サウ云フ事ヲ一應申上ゲタノデアリマス、皆様ノ御賛成ガアレバサウ云フ風ナ決議ヲシテ戴ケバ結構ダト思ツタノデアリマスガ、敢テ此處ヲ議

論ヲスル次第デアリマセヌ、併シ幸ニ此處ニ警視總監ノ代理トシテ竹内技師が見エテ居リマス、委員ノ中ニ建築家方面ノ方ガ御見エニナリマセヌガ、竹内君ハ建築ノ方デ殊ニ警視廳關係ノ方デアリマスカラ、斯ウ云フ所ハ保安上考ヘテ此際多少ノ——五十圓宛カ、ツテモ何百萬圓ト云フ金ノカ、ル事ハナイト思ヒマスガ、ソレ程ノ必要ガアルカドウカト云フ事ヲ一應御意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス、尙ホ耐火建築ヲ成ベク強制スルト云フノデハ意義ヲ成サヌ、成ベクト云ヘバ一般ニ何處デモサウダト云フ御意見モアリマシタガ、併シ此會デ決議トシテアルノト無イノトデハ餘程違フト考ヘル、當局デモ成ベク實行ヲ願フ、「成ベク」ヲ取リマスト絶對ニ強制スルト云フコトニナツテハ實行困難ト云フ點モアリマセウカラ、成ベクハ緩和劑トシテ、實況ニ適合スルト云フ意味デ附ケテ戴イテ、出來レバ此決議ヲ御願出來レバ結構ダト思ヒマス。

○潮委員 當局ハ豫算ノ範圍デ實行ノ御見込ガ附キマスカ。

○笠原建築部長 濱町公園ガ問題ノ中心トナツテ居ルヤウデゴザイマスガ、是ハ大體廣イ道路デ偶然ニモ圍マレテ居リマス、此邊ハ大體都市全體ノ防火地區ニ入りマスカラ、此公園ノ外側ハ大體防火建築デ圍マレルト思ヒマス、唯此内ノ方ハ私考ヘマスノニ小サイ家ガ出來マスノデ強制スルトハ中々困難ト思ヒマス、併シ豫算ノ都合デ強制ガ出來ナイカト申シマスレバ、是ダケ位ノ範圍

ハ出來ナイコトハナイト思ヒマス。

○渡邊委員 私ハ一度心配シタ事ヲ申上ゲテ置ケバ結構デス、當局ガ御安心ガ出來レバソレデモ宜シウゴザイマス。

○直木長官 公園ノ周圍ハ出來ルダケ厚ク樹木ヲ植エタイト思ツテ居リマス。

○伯爵柳澤委員長 モウ市場ノ方ノ御質問ハゴザイマセヌデセウカ。

○宇佐美委員 市場ハ中央市場ヲ一括シテ、分場ハ二箇所デアツテ、分場ハ野菜ト果物ダケデスカ、魚類ヲ扱ハセル必要ハナイデスカ。

○鶴見委員 今ハ必要ナイデセウ。

○宇佐美委員 震災當時ニ一ツノ市場、即チ日本橋ノ市場、アノ時市場ハ潰レテシマツタ、其時ニ魚ガ來テ皆腐ツタ、其處ヘ四方カラ魚ガドツサリ來テ居ル、ソレガ皆腐ツタ、サウ云フ例ガアルノミナラズモウ一ツハ市内ノ運送賃ノ高イ爲ニ一方ニ集中シテ建テ、置クト云フ爲ニ、市民ガ非常ニ高イ魚ヲ喰フ運命ニ置カレハシナイカ、斯ウ云フ大キイ都會ニ唯一ツノ市場ヲ置イテ、サウシテ高イ魚ヲ市民ニ喰ハセルト云フコトハ、都市生活ニ於テ已ムヲ得ヌモノデアルカドウカ、市場ノ魚ガ或ル一ツノ便宜ナ所ニ集ツテ來ル、此處ガ最モ便宜ダト云フ所ガ、一ツシカナクテ外ニ

無イト云フナラバ兎ニ角、汽車其他ノ點カラ云ウテ市中ニ尙アル、東海道線ニ依ルノモアル、北陸線ニ依ルノモアル、奥羽線ニ依ルノモアル、ソレヲ何デモ彼デモ真中ニ持ツテ來テ、サウシテ市場ニ收メナクチャナラヌト云フコトハ、生活費ヲ安定ニシ廉クスルト云フコトニ付テ考ヘナクテハナラヌデハナイカ、若シサウデナイト相場ガ立タヌト云フナラバ、青物市場ニ於テモ此分場ヲ許スト云フコトハ、相場ガ立タヌト云フ意味ニ於テモ同ジ事デハナイデアラウカト云フ疑ヒヲ有ツテ居ル、ソレデ若シ市場ヲ、一ツシカ分場ハ許サヌト云フノハ、何カ設備ガ完全デナイトカ何トカ云フナラバ別段ダダ、ドウ云フ點カラサウ云フ理由ニナルカト云フコトヲ私ハ疑ツテ居ル、震災當時ニ魚ガ皆廢ツタ、ソレモ或ハ適當ナ場所ニサウ云フ設備ヲシテ置ケバサウ云フ事ガナクテモ宜カツタノデハナイカ、東京デハ日本橋方面ガ略々中心ニナツテ居リマス、芝浦ヘ行ケバ餘程片寄リモシマスシ、千住方面池袋方面トカ云フヤウナ方ニモ分場ト云フコトハ出來ヌモノデアラウカト云フコトヲ疑ツテ居ルノデス、魚トシテハ一箇所ニ集ルノガ宜イ、併シ需要者ノ口ニ入ル時ニハ高クナル、成程魚市場ト云フモノ、效用カラ見レバ一ツデヤツタ方ガ一番宜イ、併ナガラ遠方ヘ運ブト運賃ノ爲ニ高クナル、話ハ違ヒマスケレドモ一體市内ノ小運送ト云フモノハ東京ハ非常ニ高イ、私ハチヨツト考ヘル、寧ロ燒ケタ機會ニ於テ各區ニ魚ヲ置ク所ヲ置イテ、夜東京ノ

電車デデモ運ンデ、サウシテ其處カラ各區ノ中心ニ置イテ置クト大變廉イモノヲ市民ノ口ニ入レルコトガ出來ヤシナイカト思フ、所ガ今夜間電車ヲ運轉シテ見テモ下ロス所ガ無い、併シ其問題ハ攻究サレテ居レバ私ハ強イテ申シマセヌ。

○伯爵柳澤委員長 十分攻究サレテ居リマセヌ。

○直木長官 ソレデハ鶴見サン一ツ……

○伯爵柳澤委員長 當局者ニ御成案ガアレバ一應當局者カラ御説明ガナイトチヨツト困リマス。

○直木長官 當局ト致シマシテハ市場法ニ依リマシテ都市ニ一箇所ト云フ規定ニ依ツテ、中央市場ヲ適當ナ所ニ一箇所決メタノデアリマス、今御述べノヤウニ致シマスト市場法ノ根本義ニ觸レルノデ、市場法カラ難カシイカト思ヒマス。

○宇佐美委員 分場ヲ置クコトガ出來ルト云フ事カラ青物市場ヲ置ク譯デセウ。

○直木長官 私共ノ考デハ將來必要ガ起ツタナラバ魚市場ノ分場ヲ置イテモ宜カラウト思ヒマスガ、其點ハ少シク詳シク専門ノ方カラ御答ヘ願ヒマス。

○鶴見委員 私ハ一言委員トシテ意見ヲ申述べマス、只今ノ宇佐美君ノ御質問ハ、分場ヲ更ニ魚ヲ取扱フヤウナ設備ノモノヲ造ツタラドウカト云フ御話デアツテ、今ノ提案ノ問題ト何等關係ガナ

イ問題デアル、其問題ハ今當局ニ於テハ築地ヲ本場トシテ、分場ヲ二箇所ニ造ラウ、一箇所ハ秋葉原、一箇所ハ本所、而シテ今ノ所デハ野菜果物等ノ分場ガ必要ダカラソレヲ設ケヨウト云フダケノ話デ、將來必要ガアレバ置イテ一向差支ナイ事デアル、更ニ又今御話ノ通り池袋方面ニモ分場ガ必要デアルト云フナラバ、其時魚ノ分場ヲ置イテモ構ハナイ、今ノ所デハ其必要ガナイト云フノデアリマス。

○宇佐美委員 私ノ御尋ハ、無論青物が必要ガアツテ魚ガ必要ガナイカラ提案ガ無カツタノデセウガ、何故ニ青物ニ必要ガアツテ魚ニ分場ノ必要ガナイカ、斯ウ云フ事ヲ御尋シテ居ル。

○鶴見委員 ソレナラバ尙ホ私ハ意見ヲ申述ベタイト思ヒマスガ、ソレハ今ノ東京市ノ經濟ノ上カラ言ヒマシテ、魚ノ市場ヲヤラウトシマスト非常ニ設備費ガ餘計要ル、ソレカラ又魚ノ市場ヲヤラウトシマス、魚ト云フモノハ御承知ノ通り各種ノ魚ガ集ツテ來ナクテハ面白クナイ、唯鰯ト秋刀魚ダケ來ルノデハイカヌ、鯛モ來ナケレバナラス、鮪モ來ナケレバナラス、鰹モ來ナケレバナラス、總テノ物が來ナケレバナラス、サウスルト市場トシテハ非常ナ大規模ノモノヲ造ル必要ガ出來テ來ル、今ノ所デハ先ヅ中央ノ卸賣所ガ一箇所アツテ、東京市中ニ澤山ノ小賣市場ト云フモノガ出來テ是ガ活動シテ行クナラバ、中央市場カラ卸賣ヲ受ケテ便利ナ輸送方法ニ依テ安イ運

賃デ小賣市場ノ物ヲ持ツテ行クナラバ、何等市民ニ差支ナイ、將來市ノ財政ガ許シ、又其狀況ガ變ツテ行クナラバ、又更ニ分場ヲ造ツテモ宜カラウガ、今ノ所先ヅ此ノ程度ノ提案ヲ市カラ受ケテ居リマスガ、私共適當デアラウト云フノデ今日賛成ヲシテ居リマス、唯絶對ニ出來ナイ事ハナイ、將來必要ガアレバ何時デモ御ヤリニナツテ宜シイ、サウ云フ意味デゴザイマス。

○宇佐美委員 マダ少シ意見ガアリマスケレドモ、兎ニ角此際ハ今ノ御説明ヲ承ツテ置クニ止メテ置キマス。

○伯爵柳澤委員長 最早御意見モナイヤウデアリマス、御異議ガナケレバ是ヨリ決議ニ入りマスコト如何デスカ。

(「賛成」異議ナシト呼ブ者アリ)

○伯爵柳澤委員長 御異議ナイモノト認メマシテ是ヨリ決議ニ移リマス、先ヅ議第六號、第一ニ濱町公園ヲ議題ニ致シマス——濱町公園ニ付テ別ニ御意見ハ出マセヌカ、出マセヌトドン／＼進行スルコトニナリマス、念ノ爲ニ申上ゲマス、原案可決ト見テ宜シウゴザイマスカ。

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○伯爵柳澤委員長 濱町公園ハ可決ニナリマシタ、第二ニ隅田公園ニ移リマス。

○磯部委員 隅田公園ハ八百松ニ適當ノ利益ヲ與フルコトノ條件デ矢張公園ニ編入ニナルコトヲ希望致シマス。

○伯爵柳澤委員長 磯部委員ノ動議ハ八百松ガ公園ニ入ツテ居ラヌ、之ヲ公園ニ入レルト云フ意味デゴザイマスカ。

○磯部委員 サウデス。

○伯爵柳澤委員長 委員會ノ修正ハ書面ヲ以テ提出スベシ但特別ノ場合ハ口頭ヲ以テ建議スルコトヲ得其修正説ハ二名以上ノ賛成者アルニアラザレバ之ヲ議題トナサズトアツテ、磯部君ノ提議ニハ御賛成ガナイト問題ニナリマセヌ。

〔賛成〕賛成ト呼ブ者アリ

○渡邊委員 賛成。

○伯爵柳澤委員長 八百松ヲ公園ノ中ニ入レルト云フ御修正説ハ是ハ賛成ガアリマシテ問題ニナリマシタ、別ニ御異議ガゴザイセヌケレバ修正説ハ可決ニナリマスガ宜シウゴザイマスカ。

○直木長官 只今ノ八百松ニハ適當ノ換地ヲ與ヘル條件ノ下ニト云フ條件ヲ入レルノデスカ。

○磯部委員 入レマセヌデ無條件ニ入レルト云フコトニ致シマス。

○直木長官 サウスルト坪數ヲ變更シテ戴キタイ。

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ原案ニ三萬一千坪トアルノガ三萬二千坪ニナリマス、磯部君ノ御修正ヲ通リニナルト三萬二千坪、宜シウゴザイマスカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 然ラバ隅田公園ノ分ニハ一千坪ヲ加ヘマス。

○渡邊委員 隅田公園ノ向島側ノ方ハ道路ガ川縁ニ在ルノデスカ、之ヲ淺草側ト同ジヤウニ道路ヲ公園ノ外側ニ出シマシテ公園ヲ完全ニスル、即チ道路ト川デ公園ヲ狭ムト云フ風ニ致シタイト思フノデアリマスガ、當局ノ御意見ヲ聽イテ可能デアレバソレニ修正ヲシテ戴キタイト思ヒマス。

〔賛成〕賛成ト呼ブ者アリ

○笠原建築部長 ソレハ彼處ヲ御覽ノ通りニ三圍神社ガ公園ノ外ニ在リマスノデ、是等ト交渉シテ見ナケレバ分ラヌ事デスカラ、御希望ダケナラ宜シウゴザイマスガ、果シテ出來ルカドウカ、今ノ所言明ハ出來マセヌデゴザイマス。

○直木長官 希望トシテ戴キマスナラバ宜シウゴザイマス。

○伯爵柳澤委員長 只今向島側ノ川沿ノ道路ヲ淺草側ノ通りニシタイト云フ御希望トシテ宜シウゴ

ザイマスカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ其御希望ハ可決ニナリマシタ、第三錦糸公園、之ニ御異議ハゴザイマセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 御異議ナイト認メマス、決定致シマシタ、今度ハ第七號ニ移リマスガ……。

○潮委員 先程渡邊委員ノ公園ニ關スル希望ハ後ニ致シマスカ。

○伯爵柳澤委員長 念ノ爲ニ伺ツテ置キマスガ、公園ノ中ニ第二計畫ノ年度割ガ希望トシテ出テ居リマス、是ハ是デ宜シウゴザイマスカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ此公園ノ件ハ第一第二トモ決定ニ相成リマシタ、ソレカラ先刻ノ渡邊サンノ御希望デスガ、此際御述ベニナレバ……。

○渡邊委員 此事ダケ私ハ提案致シタイト思ヒマス。

公園内及周圍ノ防火設備ニ付テハ特別ニ注意ヲ拂ハレンコトヲ望ム。

○伯爵柳澤委員長 此御希望ガ渡邊君カラ出マシタガ、之ニ付テ御異議ハゴザイマセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ渡邊委員ノ御希望ノ御提議ハ可決ト認メマシテ宜シウゴザイマスカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 御異議ナイト認メマス、可決ニナリマシタ。

○鶴見委員代理(膳農商務省市場課長) 只今鶴見委員ガ退席サレマシタノデ私カラ代ツテ申上ダマスガ、斯ウ云フ事ヲ希望決議トシテ併セテ御決議ヲ願ヒタイ。

公園内ニハ其機能ヲ害スル建築物ノ建設ヲ許可セザル様注意セラレンコトヲ望ム。御賛成ヲ願ヒマス。

○上山委員 賛成致シマス、サウシテ文字ノ末ハ趣旨ヲ害セザル範圍ニ於テ委員長ニ於テ多少修正ヲサレルコトヲ一任致シタイト思ヒマス。

〔賛成〕ノ聲起ル

○伯爵柳澤委員長 御異議ナイヤウデアリマス、只今ノ希望決議ハ可決ニナリマシタ——公園ニ付

テハ他ニ御意見ハアリマセヌカ——然ラバ次ニ市場ノ方ニ移リマス、議第七號、是ハ餘リ御議論
モナイヤウデスカラ築地本場、神田分場、江東分場ヲ一括シテ議題ニ移シマス。

〔原案賛成〕ト呼ブ者アリ

○前田代理委員 別ニ異議ヲ申スノデハアリマセヌガ、面積トシマテハ十萬坪デ可ナリ大口デアリ
マスシ、且ツ海軍側カラ見マスト大分問題ガ大キクナリマスカラ、此機會ニ一言申述ベサシテ戴
キタイト思ヒマス、御承知ノ通り、又此前岡田海軍次官ガ委員トシテ申述ベラレタト思ヒマスカ
ラ皆様御承知デゴザイマセウガ、海軍トシマシテハ彼處ニ色々必要ナ設備ヲ集メテ居リマスノデ、
一舉ニシテ全部立退クト云フコトニナルト甚シク大問題ニナルノデアリマスガ、目的ガ目的デア
リマスノデ、適當ナ換地ヲ此附近ニ得サヘスレバ快ク立退カウト云フ肚デ、關係各方面ト色々折
衝シマシタ結果、相當ノ所ヲ得ラレサウナノデ此際何等異議ハナイ譯デアリマス、唯是ハ特別委
員會ノ席上デ申述ベテ適當デアルカドウカ分リマセヌガ、單ニ海軍ノ肚トシテ申シマス、何分
先程申ス通り大キイ所デアリマスカラ、關係各廳——大藏省、内務省等ノ方面ナリ、又東京市方
面ナリノ十分満足ナル諒解ヲ得マシテ、此移轉ナリ換地ナリノ問題ヲ圓滑ニ解決シタイ、斯ウ云
フ考ヲ持ツテ居リマスノデ、之ヲ何モ條件附トスル譯デモアリマセヌシ、又特別委員會ノ希望決

議ト云フコトニシテ戴キタイト云フ考デモアリマセヌガ、此問題ニ對スル海軍ノ考ノ概略ヲ此席
上デ申述ベテ置キタイト思ヒマス。

○永田委員 只今海軍次官代理ノ方ノ御希望ガアリマシタガ、東京市ニ於テモ斯ク廣大ナル海軍省
ノ地積ヲ中央市場ニ提供ヲ御願ヒスルコトニナツタニ付テハ、其換地ニ付テ十分誠意ヲ以テ解決
ニ努メテ居ル次第デアリマスカラ、只今ノ御趣旨ハ私ハ東京市ノ側ト致シマシテハ至極御尤ナ御
希望ト存ジマスノデ、出來得ル限り其御希望ニ副フヤウニ、東京市トシテハ現在既ニ努メテ居ル
積リデアリマスガ、尙ホマダ未解決ノ分モアリマスノデ、其御希望ニ副フヤウニ努メル考デアリ
マス。

〔原案賛成〕ト呼ブ者アリ

○伯爵柳澤委員長 市場ニ付テハ全部原案可決ト認メテ宜シクゴザイマスカ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○伯爵柳澤委員長 然ラバ原案可決ト認メマス——次ニ議第八號、市場計畫廢止ノ分、是ハ全部御
異議アリマセヌカ。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

特別都市計畫委員會第四回總會議事速記錄

公園市場特別委員會第二回

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ是モ原案可決ト認メマス——是デ本委員會ハ修了致シマシタ、洵ニ御苦勞様デゴザイマシタ。

午後四時十分散會

公園市場特別委員会第二回

○伯爵柳澤委員長 ソレデハ是モ原案可決ト認メマス——是デ本委員会ハ修了致シマシタ、洵ニ御苦勞様デゴザイマシタ。

三三二

午後四時十分散會

特別都市計畫委員會第四回總會議事速記録

特別都市計畫委員會第四回總會議事速記錄

特別都市計畫委員會第四回總會議事速記錄

大正十三年三月二十八日(金曜日)內務大臣官邸ニ於テ開會

議事日程

- 第一、議第十四號 大正十年五月十三日內閣認可東京都市計畫事業中東京府知事ノ執行スヘキ街路ノ新設及擴張ノ執行年限延長並年度割變更ノ件
- 第二、議第十三號 東京都市計畫下水道復舊事業及其ノ執行年割ノ件
- 第三、議第十號 東京都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設、改修ノ件(特別委員長報告)
- 第四、議第十五號 大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫並ニ都市計畫事業及大正十三年三月十九日內閣認可東京都市計畫街路ノ部中補助線ノ新設、改修事業及其ノ執行年割中變更ノ件
- 第五、議第十六號 東京都市計畫運河埋立並改修事業及其ノ執行年割ノ件

- 議第六號 東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割ノ件
- 議第七號 東京都市計畫中央卸賣市場ノ件
- 議第八號 東京市區改正設計市場ノ部中變更ノ件

(以上三件特別委員長報告)

出席者氏名

會長 水野鍊太郎君

委員

- 男爵 斯波忠三郎君
- 赤池濃君
- 堀切善次郎君
- 久保三友君
- 長岡隆一郎君
- 鶴見左吉雄君
- 渡邊鐵藏君
- 上山滿之進君
- 近藤達兒君
- 關屋貞三郎君
- 井上孝哉君
- 宇佐美勝夫君

- 子爵 井上匡四郎君
- 男爵 中島久萬吉君
- 子爵 八條隆正君
- 津野一輔君
- 磯部尚君
- 井坂孝君
- 丹羽鋤彦君
- 潮惠之助君
- 後藤佐彦君
- 岡野昇君
- 小橋一太君
- 上郎清助君
- 佐野利器君
- 長岡外史君
- 小坂梅吉君
- 米田奈良吉君
- 安河內麻吉君
- 矢野鉉吉君
- 橋本圭三郎君
- 松浦鎮次郎君
- 永田秀次郎君
- 今村明恒君
- 大橋新太郎君
- 西野元君
- 長尾半平君
- 柳澤保惠君
- 松木幹一郎君
- 直木倫太郎君

幹事

金井 清君
 菊池 慎三君
 西村 輝一君

復興局職員

長官 直木倫太郎君
 整地部長 稻葉健之助君
 土木部長 太田 圓三君
 建築部長 笠原 敏郎君
 經理部長 十河 信二君
 其他關係職員

議事

午後二時三十分開議

○水野會長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス。

○金井幹事 最初ニ幹事ヨリ御報告致シマスガ、三月十一日附デ委員木内傳之助君ガ免セラレマシテ久保三友君ガ新タニ任命セラレマシタ、御報告致シマス。

○水野會長 ソレデハ本日ノ議事日程ノ第一、議第十四號大正十年五十三日内閣認可東京都市計畫事業中東京府知事ノ執行スベキ街路ノ新設及擴張ノ執行年限延長並年度割變更ノ件。

○直木長官 御説明ヲ申上ゲマスガ、本案ハ東京府ニ於テ執行セラルベキ環狀線、放射線、是ハ東京府ノ財政ノ關係上、大正十年度カラ十八年度ニ至ル年割額ヲ五箇年延長致ス案デアリマス、尙ホ附加ヘテ申シマスガ、是ハ最初ニ都市計畫事業トシテ決定致シマシテ、内閣ノ認可ヲ經テ居ルノデアリマスガ、唯仕事ヲシマス年度割が大正十八年度デ終ルコトニナツテ居リマスガ、色々財政上ノ都合ニ依リマシテアト五箇年間延バサナイト仕事ガ出來ナイノデアリマスカラ、同ジ仕事ヲシテ行クノデアリマスガ少シ年度割ガ延ビルノデアリマス。

參考 環狀線及放射線道路執行年度割變更調

年 度	大正十一年三月二十八日内閣認可		大正十二年八月三十日内閣認可		今回提案議第一四號	
	工	費	工	費	工	費
大正十年度	二、九四三、三三〇〇〇圓	七分	四、七三三、二一〇〇圓	一厘	四、七三三、二一〇〇圓	一厘

大正十一年度	二,五二七,五〇九〇〇	六分	一,六八九,二〇一九〇〇	三分九厘	一,七六九,六一五九四〇	四分
大正十二年度	五,四三八,二九〇〇〇	一割二分	五,三八四,九七〇〇〇	一割二分	三,七七五,八三四〇〇〇	八分六厘
大正十三年度	五,五六四,四八四〇〇〇	一割三分	五,五六四,四八四〇〇〇	一割三分	二,四三三,七五六〇〇〇	五分五厘
大正十四年度	五,四八一,〇七〇〇〇	一割二分	六,八〇六,八六三〇〇〇	一割六分	三,四〇七,〇二三〇〇〇	七分八厘
大正十五年度	五,八六七,五七五〇〇〇	一割三分	六,九九三,三六七〇〇〇	一割六分	三,八六一,七二五〇〇〇	八分八厘
大正十六年度	五,八二五,七八一〇〇〇	一割三分	六,九五二,五七三〇〇〇	一割六分	四,〇二七,六九四〇〇〇	九分二厘
大正十七年度	五,八八三,八〇六〇〇〇	一割四分	五,八八三,八〇六〇〇〇	一割三分	四,二六三,〇六五〇〇〇	九分七厘
大正十八年度	四,三六三,八七五〇〇〇	一割	四,五六三,八七五〇〇〇	一割	三,三八三,二六八〇〇〇	七分七厘
大正十九年度					三,三六九,一九八〇〇〇	七分七厘
大正二十年度					二,三九五,九三〇〇〇	七分七厘
大正二十一年度					三,四〇八,七三〇〇〇	七分八厘

大正二十二年度					三,四一四,七八六〇〇〇	七分八厘
大正二十三年度					三,三二七,五二一九六〇	七分六厘
計	四三,八八五,四五二〇〇〇	一箇	四三,八八五,四五二〇〇〇	一箇	四三,八八五,四五二〇〇〇	一箇

○二十四番(津野一輔君) 一寸伺ヒマスルガ、各路線ノ年割變更ニ付テハ更ニ本委員會ニ御掛ケニナル御積リデアリマスカ、ソレカラモウ一ツハ、東京市ノ燒殘リノ所ト關係シテ居ルヤウニ思ヒマスガコノ方ノ變更ハ無イノデアリマスカ。

○直木長官 御答ヘ致シマスガ、ソレハ主トシテ燒殘リノ部分ニ關係シテ居ル環狀線放射線デアリマス、ソレデ全體ノ工事ヲ遂行スル年割ヲ御議定ニナレバ、各路線毎ノ年度割ハ此委員會ニ掛ケマセヌ。

○二十四番(津野一輔君) 各官廳ニ屬シマスル、例ヘバ陸軍用地トカ云フモノノ關係ハドウ云フコトニナリマスカ、移轉トカ改築トカ云フヤウナ事ニ付テ、年度ガ決マリマセヌト私共ノ方デモ豫定ガ出來マセヌガ、其關係ヲ伺ヒマス。

○直木長官 其點ハ、事業ヲ執行シマス東京府知事ニ於テ適當ニ年度割ヲ決メマシテ、漸次仕事ヲ

○遂行スルコトニナルノデアリマスカラ、執行者トシテ府知事ヨリ其點ハ御諒解ヲ求メラルルコトト思ヒマス。

○水野會長 本案ニ付テ採決致シマス、本案ハ原案ノ通りテ御異議ハアリマセヌカ。
〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○水野會長 御異議ガナイト認メマス、原案ノ通り決定致シマス——第二、議第十三號東京都市計畫下水道復舊事業及其ノ執行年割ノ件。

○直木長官 説明申上ゲマスガ、本案ハ東京市長ノ執行セラル、下水道ガ、今度ノ震災ニ當リマシテ大分損害ヲ受ケマシタ爲ニ、其復舊工事ニ關シマシテ、總額三十八萬二千五百圓ヲ以テ、既ニ出來上ツテ居リマスル三河島汚水處分場、淺草柳筒場、及ビ道路ノ下ニ埋設シマシタル下水管渠等ヲ十二年度ト十三年度ノ兩年度ニ執行シタイト云フ案デゴザイマス。

○六十番(伯爵柳澤保惠君) 十二年度ガ約八割餘デアリマスガ、十二年度ハ最早僅カシカ日ガナイノデアリマス、是ハドウ云フ譯デアリマスカ。

○直木長官 十二年度ニ於テハ既ニ仕事ハ進行致シテ居ルノデアリマスガ、是ガ手續ガ大變遅レタノデアリマス。

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○水野會長 御異議ガナイヤウデスカラ原案ノ通り決定致シマス——第三、議第十號東京都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設、改修ノ件——特別委員長ノ報告ヲ求メマス。

報 告

本特別委員會ハ付託セラレタル議第十號東京都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設、改修ノ件ニ付三月十七日、三月十八日、三月十九日、三月二十日、三月二十二日、三月二十四日、三月二十六日ノ七回會議ヲ開キ更ニ三月二十四日實地ノ踏査ヲ爲シ慎重審議ノ結果左ノ通り修正シ他ハ全部原案ヲ適當ト認メ尙希望トシテ別記事項ヲ議決致候此段及報告候也

大正十三年三月廿七日

特別委員長 男爵 中島 久 萬 吉

特別都市計畫委員會長 水野鍊太郎殿

修 正 事 項

一、東京都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設、改修ノ件左ノ通修正ス

幅員	延			長(約)
	新設	改修	計	
四米	二八〇米	三二〇米	六〇〇米	
六	一〇一、一九九	七五、九四三	一七七、二四二	
八	七八、四〇五	一〇八、二八七	一八六、六九二	
一	一二、九九三	六七、六二六	八〇、六一九	
一五	四三六	四、三一〇	四、七四六	
一六	〇	一、〇八五	一、〇八五	
二	一〇七	二九〇	三九七	
二七	二五	〇	二五	

二、前項修正ノ内容別紙ノ通

土地區劃整理ノ計畫道路修正内容(圖面省略)

麴町區 (別紙圖面ノ通)

- 一、三番町地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。
- 二、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ三番町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。
- 三、飯田町六丁目地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。
- 四、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ飯田町六丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。
- 五、大手町一丁目憲兵隊官舎北側ノ道路ハ在來ノ儘存置シ之ヲ改修セサルコト。
- 六、有樂町三丁目同一丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

神田區 (別紙圖面ノ通)

- 一、萬世橋驛前須田町ヨリ昌平橋ニ至ル幅員十五間ノ在來道路ヲ幅員十五米ニ改修スルコト。
- 二、昌平橋ヨリ花房町ヲ經テ佐久間橋東詰ニ至ル幅員十間ノ在來道路ヲ幅員二十二米ニ改修スルコト。

日本橋區 (別紙圖面ノ通)

- 一、駿河町三越吳服店別館南側ノ在來道路ヲ幅員六米ニ改メ存置スルコト。
- 二、新材木町地内ニ幅員六米ノ道路ヲ新設スルコト。

三、米澤町一丁目同二丁目同三丁目吉川町藥研堀町天ノ倉町地内ノ道路計畫ヲ變更スルコト。
京橋區 (別紙圖面ノ通)

一、築地府立工藝學校西南側ニ幅員八米ノ道路ヲ新設スルコト。
芝區 (別紙圖面ノ通)

二、琴平町地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。

二、巴町天徳寺前ヨリ愛宕山公園地南側ヲ經テ慈惠病院北側補助道路ニ通スル幅員八米ノ道路ヲ新設スルコト。

三、愛宕町三丁目地内道路計畫ヲ變更スルコト。

赤坂區 (別紙圖面ノ通)

一、新町一丁目、田町一丁目地内ノ道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。

二、新町一丁目、田町二丁目地内ニアル新設道路ノ幅員八米ヲ十一米ニ改ムルコト。

三、黒田邸前ヨリ米國大使館前ニ至ル幅員十一米ノ道路ヲ新設スルコト。

四、前號道路ノ新設ニ伴ヒ田町七丁目地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。
本郷區 (別紙圖面ノ通)

一、本郷三丁目ト春木町二丁目トノ境界ニ在ル道路ヲ幅員六米ニ改修シソノ東側ニ平行スル原案ノ道路ヲ廢スルコト。

二、切通坂町地内道路計畫ヲ削除スルコト。

三、天神町二丁目地内ノ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

下谷區 (別紙圖面ノ通)

一、仲御徒町四丁目地内鐵道用地附近ノ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

二、仲御徒町二丁目地内鐵道用地ニ添フ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

三、練堀町地内鐵道用地東側ニ沿フ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

四、竹町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

五、豊住町五十七番地々先ヨリ計畫幹線第一號ニ接続スル幅員二十七米ノ道路ヲ新設スルコト。

六、善養寺町、坂本町一丁目、同二丁目、同三丁目、豊住町及入谷町地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。

七、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ豊住町入谷町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

八、池ノ端仲町通リヲ幅員十一米ニ改修スルコト。

淺草區 (別紙圖面ノ通)

- 一、南元町地内專賣局敷地西側ニ沿フ幅員六米ノ道路ヲ削除スルコト。
- 二、淺草公園地内道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。
- 三、淺草公園六區常盤座前通ヲ北田原町電車通迄幅員十一米ニ變更スルコト。
- 四、淺草仲見世前通リヲ現在ノ儘トシ裏通リヲ幅員四米ニ改修シ馬道二丁目、同一丁目地内ノ道路ノ内之ト丁字形ニ交ルモノヲ幅員四米ニ變更シ同二丁目地内ノ分ハ全部幅員二十二米突ノ幹線ニ接續セシメ南北ニ通スル道路ヲ削除スルコト。
- 五、橋場町地内ノ道路計畫ノ一部ヲ削除スルコト。
- 六、前號道路計畫ノ削除ニ伴ヒ橋場町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。
- 七、田中町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

深川區 (別紙圖面ノ通)

- 一、西平井町地内道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。
- 南千住町 (別紙圖面ノ通)
- 一、大字地方橋場地内ノ道路計畫ノ一部ヲ變更シ幅員六米ヲ十一米ニ變更スルコト。

二、大字千束地内ノ道路計畫ノ一部ヲ變更スルコト。

日暮里町三河島町 (別紙圖面ノ通)

- 一、三河島町二、六九〇番地先ヨリ日暮里町一、九六三番地先ニ至ル南北ニ通ズル幅員六米ノ道路ヲ十一米ニ變更スルコト。

希望事項

- 一、左記燒失區域外ノ土地ヲ整理施行區域内ヨリ除外セラレタシ。(別紙圖面ノ通)
- 一、麴町區三番町ノ一部。
- 二、同 富士見町一丁目ノ一部。
- 三、同 飯田町六丁目ノ一部、同飯田町河岸ノ一部。
- 四、赤坂區新町一丁目ノ一部、田町一丁目。
- 五、芝區琴平町ノ一部。
- 六、本郷區湯島切通坂町ノ一部、天神町二丁目ノ一部、梅園町ノ一部。
- 七、下谷區豊住町ノ一部、入谷町ノ一部、坂本一丁目ノ一部、同二丁目ノ一部、同三丁目ノ一部、同四丁目ノ一部、善養寺町。

- 八、淺草區橋場町ノ一部。
- 二、左記區域内ノ土地ヲ整理施行地區ニ編入セラレタシ。(別紙圖面ノ通)
- 一、北豊島郡日暮里町大字金杉ノ一部。
同 三河島町大字三河島ノ一部。
- 二、南葛飾郡砂町ノ一部。
- 三、本所區新小梅町、小梅町、曳舟通りノ一部、須崎町ノ一部、小梅瓦町ノ一部。
- 三、麴町區山下橋ヨリ高架線西側ニ沿ヒ内幸町一丁目二番地先ニ至ル幅員八米ノ道路ヲ新設セラレタシ。
- 四、麴町區内幸町一丁目二番地先ヨリ京橋區ニ通ズル新橋ヲ外濠ニ架セラレタシ。
- 五、議定補助線第七十號路線ノ一部及第八十一號路線ノ一部ヲ變更セラレタシ。
- 六、議定幹線第一號路線ノ終點ヨリ南千住町大字通新町鐵道線路下迄幅員二十二米ニ改修セラレタシ。
- 七、既ニ決定シタル十一米以上ノ街路ニ就テハ出來得ル限り速ニ杭打ヲ實行セラレタシ。
- 八、日本橋川ヲ神田川ニ通ズル運河ノ開鑿ガ不可能ナレバ寧ロ此際衛生上ハ勿論土地ヲ得ル爲ニ西

堀留川ノ埋立ヲ爲サレタシ。

- 九、交番、便所、自働電話、變壓塔等ノ位置ヲ換地ノ設計圖ニ指定セラレタシ。
 - 十、撤水設備、砂利置場、塵埃捨場等ニ付考慮セラレタシ。
 - 十一、小公園ヲ燒失區域全部ノ小學校ニ併置スル様土地區劃整理ヲ施行サレタシ。
 - 十二、宅地ノ減少著シキ地區ニ付テハ地區ノ按配ニ考慮サレタシ。
 - 十三、小學校敷地ハ成ル可ク二十二米以上ノ幹線街路ニ沿フコトヲ避ケラレタシ。
 - 十四、神社佛閣ノ位置ハ換地ニ際シ考慮ヲ加ヘラレタシ。
 - 十五、行政區域、町名及地戸番ノ整理ヲ此ノ際斷行セラレタシ。
- 十七番(男爵中島久滿吉君) 東京都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設改修ノ件ニ付テ、特別委員會ニ於ケル審議ノ次第ヲ申上ゲマス、本特別委員會ハ去ヌル十七日以來七日間ニ亘リマシテ審議ヲ致シマシタ、其結果原案ニ對シテ多少ノ修正ヲ加ヘマシタル外ニ、更ニ若干ノ希望條件ヲ附帶致シマシテ大體ニ於テ原案ヲ承認致シタノデアリマス、御案内ノ如ク本案ハ、當初東京府、東京市及ビ警視廳ノ御協議ノ結果出來タモノデゴザイマシテ、土地區劃整理ノ區劃ノ大イサハ地籍圖ニ依リマシテ、大略宅地ノ大キサヲ斟酌考慮致シマシテ定メラレタノデアリマシテ、此計畫道